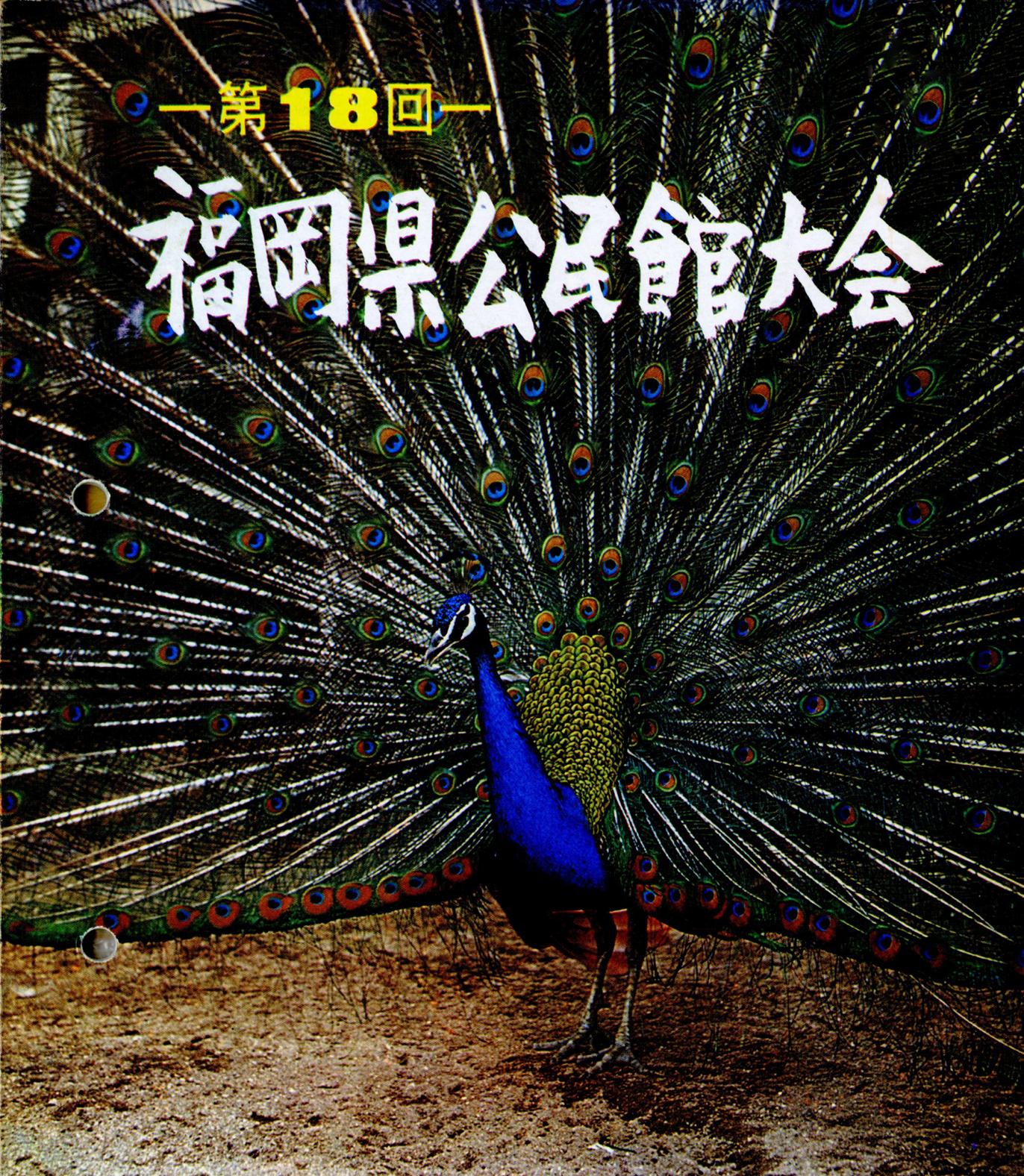


—第18回—

# 福岡県公民館大会



S45.5.26(火)~27(水)  
主会場 久留米市民会館

1970年 大阪万国博覧会



世界に伸びる技術のナショナル



日本電子機械工業会(統一)1形ビデオ

# ナショナル ビデオ

同規格のビデオであれば  
どこのビデオとでも  
録画・再生ができます



NV3020 現金正価170,000円

- ナショナルだけのホットプレス・フェライトヘッドです  
ホットプレス・フェライトは、高密度で高硬度のヘッド素材として理想的なものです。チ密な映像になればなる程、その威力がわかります。しかも、ダイヤモンドに匹敵する硬度は耐摩耗性がバツ群によく、いつまでも安定画面を保ちます。この画期的なヘッドに加え、本格的な完全インターレース方式が採用され、画面は一段とキメ細かく、目も疲れません。
- どなたにでもできる ミスのない自動録画・録音方式です
- テープスタートとほとんど同時に 安定した画像が出ます
- 小形で持ち運びに便利 総重量も15kgと軽量です

# 画面のチ密さは《ヘッド》で決まります

# 公民館のうた（自由の朝）

## 自由のあさ

下総 暁一 作曲

山口 晋一 作詞

快活に =104



へい わ の は る に あ た ら し く き ょ う ど を



お こ す よ ろ こ び も こ う み ん か ん の



つ ど い か ら と け あ う こ こ ろ な ご や か



に じ ゅ う の あ さ を た た え よ う

## 自由のあさ

- 一、平和の春にあたらしく  
郷土を興すよろこびも  
公民館のつどいから  
とけあうこころなごやかに  
自由のあさをたたえよう
- 二、こころの花の匂やかに  
郷土にひらくゆかしさも  
公民館のつどいから  
希望を胸に美しい  
文化のいずみくみとろう
- 三、はたらくものやすらかに  
郷土にいきるたのしさも  
公民館のつどいから  
まどいになごむひとときに  
明日の力をだてよう

# も く じ

---

1	公民館のうた（自由の朝）	
2	第18回福岡県公民館大会に期待するもの	1
3	第18回福岡県公民館大会のねらいとしくみ	2
4	第18回福岡県公民館大会開催要項	3
5	大会プログラム	4
6	大会役員	5
7	公民館優良役職員表彰者一覧	6
8	優良公民館分館表彰一覧	8
9	福岡県公民館連合会一般報告	12
10	パネル討議	17
11	分科会	21
12	全体討議	47
13	記念講演	48
	— 資 料 —	
1	福岡県公民館施設及び 職員体制の現状と課題	49
2	昭和44年度社会教育関係費調査	53
3	全公連第2次専門委員会中間報告	58
4	部落・町内公民館 建築に対する市町村の補助状況	68
5	優良公民館紹介	73

# 第18回福岡県公民館大会に期待するもの

福岡県公民館連合会長 守 田 道 隆

ここ数年急速な都市化の進行と共に公民館の存在意義がきびしく問われ、私たちは、公民館の本来の意味を追求し、明らかにするために、現場の教育実践の中で営々として努力をして参りました。そして、毎年開催される大会にその成果と諸問題をもちよりたしかめ合う中で、本来的なあり方を明らかにしてきました。しかしながら、現場でのこのような努力にかかわらず、施設設備、職員体制など教育機関としての基本的問題すらも解決されていない現状であり、公民館をこのうえもなく愛し育ててきました私たちにとって誠に惨愧に絶えない次第であります。

翻って、社会の現状をみますとき、都市化は全国的規模で、しかも施策的に拡大され、過疎過密による現象面の「ヒズミ」だけではなく「都市的性格化」の浸透は、物心両面から国民の生活の全領域にわたって幅広く深さをもって迫ってきています。さらに、科学技術の限りない進展は、私たちが今だ経験もしなかった社会の創造を志向して急激な変容をみせてきております。

このような流動する社会の中で、人間らしい生活回復への根元的要求と共に、この変化に対処する教育要求も高まりをみせ、教育改革の新しい動きもみえはじめてきていますことは、ご存知のとおりであります。

まさに、ここ数年は決定的な時代の転換期であり、今日まで公民館を支えてきた理論も、あり方も大きく転換せざるをえない時点にきていると思っております。この意味から、今まで社会教育の中心的教育機関として、地域における住民自らの学習のメッカとして歩みつづけてきた公民館の意義と役割を改めて検討し、新しい社会に対処する教育機関としての具体的な方向とあり方を、現場の実情をふまえ創造してゆかなければならない

と思うのであります。

このときにあたって、全国公民館連合会では、さきに「公民館のあるべき姿と今日的指標」を世に問い、さらにその上に立って第2次専門委員会を構成し、この問題を真正面から取りくみ、討議研究の結果を「試案」としてまとめて発表するとともに、社会教育法の改正にまで迫ろうとしています。

「70年代における住民の生涯教育を保障する」体制が確立されてゆく過程で、社会教育を人間教育の全体型の中に位置づけるためには抜本的法の改正が基本的条件であり、この「試案」は、この意味からさらに検討され、公民館にかかわる人が自らの手で成文化し、法制化の努力がはらわれ、積み重ねられなければならないと思うものであり、皆さんの積極的な研究と参加をお願いする次第であります。

第18回大会は、以上の観点から「未来を開くための学習と公民館のあり方について考えよう」を共通テーマとし未来社会における公民館の理想像を想定し、その上で、現実との格差を考え、それぞれの立場から「なにを」「どのように」改革しなければならないかを明らかにし、公民館を拠点とする生涯教育を確立するための一歩をふみだす契機となることを期待しているものであります。

最後に、この大会を開催するに当り、諸準備万端にわたり、積極的にご協力ご援助いただきました久留米市はじめ筑後市の方々に参加者の皆さんと共に心から感謝申しあげる次第であります。

(昭和45年5月26日)

# 第18回福岡県公民館大会のねらいとしくみ

1970年は、60年代の技術革新と、高度経済成長のうえにもたらされた国民の経済的繁栄と、繁栄によって新しく提起されてきている国民生活の「ヒズミ」という矛盾と混乱を底流に更にはげしく、その中と深さをもって生活の全領域にわたり、流動し変化してゆくことが予測され、しかも、その変化は、かつて過去私たちが経験もしなかった新しい社会の創造という形で迫ってくるものと思われる。

科学の急テンポな進歩によってもたらされてきている、このような社会変化と、教育機会の拡大による高等教育の普及一般化は、国民の教育権や生存権など権利意識の自覚と共に、教育を保障する要求として高まりをみせてきている。このことは、吾が国のみでなく世界的傾向ということがいえる。1965年ユネスコ教育振興部長ポール・ロングランが提唱した総合生涯教育の理念は、新しい社会に対処するための教育振興の方途として高く評価され世界をあげて、これが実現のための教育体制の改革がすすめられてきていることは周知のことである。

わが国においても前記したように、国民の教育要求の高まりと共に、情報化、知能社会を志向する70年代の社会変化に対処し、漸く総合生涯教育の理論に基づく教育再編成の胎動がはじまってきている。この段階で学校教育の補完的役割であった社会教育が新しい視野から検討され生涯教育体制の中における位置づけと共に、その重要さが、あらためてみなおされてきている。

ここにおいて、社会教育の中心的教育機関である公民館が、この教育推移に対して、どのようにうけとめ対処してゆくかは、公民館の存在意義とかがわかって、今日の重要な課題といわざるを得ない。

本大会は、このような70年代の教育変革を背景として、公民館のおかれているきびしい現実について、参加者それぞれの立場から卒直な意見をだし合い、討論のプロセスの中から、総合生涯教育の全体型の中で公民館が占める位置と役割ならびにそのあり方について新しい展望を得ると共に、本来の公民館がもっている機能を発揮しつつ高度専門化する教育をうけとめ可能にするための施設職員体制など諸条件の一つ一つをたしかめこの解決に迫る具体的内容を明らかにし、創造的実践への契機をつかむことをねらって開催するものである。

## 大会のしくみ

本大会は以上のことをねらいとして、参加者の、公民館における日常活動の事実をもとに、一般行政の立場、公民館主事ならびに利用者の視点から、現状と問題点について研究討議し、提出された問題状況の総合、集約の中から、現時点での具体的

なとりくみと将来にむかっての再編成の方向について明らかにし、情報化社会に対応できる公民館の新しい実践への手がかりを把握するという観点から次のように構成した。

## 1 パネル討議

一般行政者、公民館主事、公民館利用者、ならびに学識経験者の代表によりパネルメンバーを構成し、都市公民館、農村公民館から実践事例を提示し、これを中心にして、それぞれの立場から、批判、検討し現状と問題点を明らかにしながら、本大会のもつ意味と討議の視点を示し方向づけをする。

## 2 分科会

「未来社会の学習を開くために今後の公民館のあり方を明らかにする」ことを共通テーマとし、立場別（行政関係者、公民館経営関係者、公民館利用者、部落町内公民館関係者）に四部門を設定し、各部門を地域類型別に2分至3分散会とし11の分科会をもって分科会を構成した。

各分科会においては、パネル討議で明示された方向をふまえ、それぞれの立場において公民館をめぐる現状と問題状況を明らかにし具体的な解決のために、どう対処すべきかについて討議を深める。特に、第2部門においては、全国公民館連合会の第2次専門委員会中間報告試案を中心として、法改正の視点や具体的改正内容について意見をまとめ、これが実現のため取るべき方途について明らかにすると共に、事後における県公連の組織的活動への足がかりをつくるよう考慮し討議を深めるよう期待をしたい。

## 3 全体討議

各部門の総合助言者により、各部門における討議内容を含め総合的に意見を集約し、生涯教育の中心的教育機関として公民館再編成の方途とありかたについて、研究のまとめをする。

## 4 講演

分科会、全体討議の諸要素をふまえ、広い視野と展望にたつて「情報化社会における教育の未来像」について、毎日新聞社西部総局長畑山氏から講演を聞き、両2日にわたる首題の討議内容の整理確認をする。

## 5 宣言決議

分科会ならびに、全体討議の内容を含めて大会参加者の総意と決意を宣言決議として集約し、公民館の現代化をすすめるために抜本的な改革を国県ならびに市町村に要請する。

以上、今次大会のねらいとその仕組みの概要について述べたのであるが、企画、内容について、関係者一同努力したはずであるが、不備な点も多く皆さんの積極的参加によって補完していただき、より豊りある大会に終始するよう協力方を願うものである。

# 第18回福岡県公民館大会開催要項

## 1 趣旨

急激な社会の変化に対応し、現在から未来に向ってたくましく生き抜き豊かな心情と高い知性をもった人間と新しい社会の創造をめざす教育のあり方が世界的な規模で探究され、生涯教育の理念に基づいて教育改革が行なわれようとしている。

このときにあたり、教育機関としての公民館が置かれているきびしい現実について、参加者それぞれの立場から卒直な意見を出し合い進展する情報化社会に対応した教育の全体系の中に占める公民館の位置と役割、及びそのあり方について新しい展望を得るとともに、創造的な実践への契機をつかむことをもって本大会の趣旨とする。

## 2 主題テーマ

「未来をひらくための学習と公民館のあり方について考えよう」

## 3 主催

福岡県公民館連合会 福岡県教育委員会 久留米市、大牟田市、筑後市、八女市、大川市、柳川市各教育委員会 三井郡、三潞郡、浮羽郡山門、三池郡各社会教育振興会、八女郡公民館連絡協議会、久留米市校区公民館連絡協議会

## 4 後援

福岡県 福岡県市長会 福岡県町村長会 福岡県市議会議長会 福岡県町村議会議長会 福岡県都市教育委員会連絡協議会 福岡県地方教育委員会郡部連絡協議会 福岡県青少年問題協議会 福岡県新生活運動協議会 福岡県視聴覚教育協会 福岡県貯蓄推進委員会 福岡県農協中央会 福岡県父母教師会連絡協議会 福岡県郡市婦人会連絡協議会 福岡県青年団協議会

福岡県社会福祉協議会 福岡県子ども会育成連絡協議会 福岡県明るく正しい選挙推進協議会 福岡県選挙管理委員会

## 5 期日

昭和45年5月26日(火)～27日(水) 2日間

## 6 会場

- (1) 主会場 久留米市民会館
- (2) 分科会場 久留米市商工会館、久留米教育クラブ、荘島公民館、日吉公民館

## 7 参加者

- (1) 公民館関係者(館長、主事、運営審議会委員、その他の職員)
- (2) 公民館関係機関の人(市長村長、議員、教育長、教育委員、社会教育委員)
- (3) 部落、町内公民館関係者(館長、主事、その他の役員等)
- (4) 社会教育関係団体の人(婦人団体、青年団体、子ども会育成会、父母教師会など)
- (5) 公民館を個人や団体で利用している人
- (6) 学校教育の関係者
- (7) 後援機関団体の人

## 8 大会日程

第1日 (5月26日)	第2日 (5月27日)
9:00 受付開始	8:30 受付(速報配布)
10:00 大会式典	9:00 全体会
10:30 表彰式	14:40 記念講演
10:55 大会のねらいとしくみの説明	<講師> 毎日新聞福岡総局長
11:05 パネル討議	畑山博氏
12:30 昼食(会場移動)	12:10 大会宣言決議
13:30 分科会	12:20 閉会式
16:30 散会	12:30 解散

## 9 分科会の構成

部門	部門テーマ	分科会	会場	参加対象
I	社会教育行政と公民館	1. 都市	商工会館第1会議室	市長、市議、市教委職員、社会教育委員
		2. 町村	商工会館第2会議室	町村長、町村議、町村教育委員、社会委員
II	公民館経営の現状と近代化	3. 市街地	荘島公民館	市街の公民館職員、運営審議委員
		4. 都市近郊	教育クラブ	都市近郊の公民館職員、運営審議委員
		5. 農山漁村	日吉公民館	農山漁村の公民館職員、運営審議委員
III	地域住民(公民館利用者)と公民館	6. 市街地	市民会館第1会議室	市街地の婦人、青年、PTA、子ども会指導者
		7. 都市近郊	市民会館小ホール	都市近郊のPTA、子ども会指導者
		8. 農山漁村	福祉センター会議室	農山漁村のPTA、子ども会指導者
IV	部落・町内公民館の性格と役割	9. 都市近郊	市民会館大ホール(1)	都市近郊の部落、町内公民館、役員
		10. 農山漁村	市民会館大ホール(2)	農山漁村の部落、町内、公民館、役員
		11. 農山漁村	商工会館小ホール	農山漁村の部落、町内公民館、役員

# 大会プログラム

<b>〈第1日〉</b>	5月26日(火)	12:30	日程説明および連絡案内 昼食(会場移動)
9:00	受付開始	00	13:30 分科会研究
10:00	大会式典	16:30	分科会終了
開式のことば			
福岡県公民館連合会事務局長 宇都宮春綱			
主催者あいさつ			
福岡県公民館連合会長	守田 道隆	<b>〈第2日〉</b> 5月27日(水)	
福岡県教育委員会教育長	吉久 勝美	8:30	受付(連報配布)
久留米市教育委員会教育長	吉武不二男	9:00	全体会
来賓祝辞		分科会報告と全体討議	
福岡県知事	亀井 光氏	報告者	
久留米市長	井上義人氏	九州産業大学講師	羽江 忠彦
祝電披露		九州産業大学講師	猪山 勝利
福岡県公民館連合会事務局長次長 久保 正人		福岡県新生活運動協議会企画主査	
開式のことば			
10:30	表彰式		水摩 安正
①	表彰と記念品の贈呈	浮羽郡浮羽町長	鎌水 速太
②	会長のことば	司会者	
③	受賞者代表のことば	八女市中央公民館長	平島忠太郎
10:55	大会しくみの説明	三池郡高田町公民館長	今村 雅美
福岡県公民館連合会事務局長 宇都宮春綱			
11:05	パネル討議	10:40	記念講演
討議題 「公民館の理想と現実」		「情報化社会における教育の未来像」	
事例発表		講師	毎日新聞福岡総局長
北九州市折尾公民館長	池田 一穂	畑山 博氏	
前原町教育委員会社会教育主事	山崎 信行	12:10	大会宣言決議
登壇者		12:20	閉会式
九州大学教授	岩井 龍也	あいさつ	
久留米市助役	近見 敏之	福岡県公民館連合会副会長	亀谷 長栄
主婦	萩尾 比路	12:30	解散
大牟田市公民館主事	富田 貞継		
司会者			
福岡県教育庁社会教育課社会教育主事			
波左間圭造			

# 大 会 役 員

名誉会長	福岡県教育委員会教育長	吉久 勝美	運営委員	豊津町公民館長	渡辺 虎夫
大会会長	福岡県公民館連合会長	守田 道隆	"	太平村公民館長	榎垣 菊雄
副会長	" 副会長	野原 正彦	"	北九州市教委社会教育	
"	" "	亀谷 長栄	"	課長	富永 省吾
"	久留米市教育委員会		"	北九州市教委社会教育	
	教育長	吉武不二男	"	主事	前田 紀道
参 与	福岡県知事	亀井 光	"	福岡県教育庁三瀬出張	
"	久留米市長	井上 義人	"	所長	中島 典
"	福岡県市長会会長	阿部 源蔵	"	大会準備委員会委員長	弥永 俊雄
"	福岡県町村長会会長	三輪 修平	"	大会準備委員会副委員長	山浦 吉郎
"	福岡県市議会議長会会長	妹尾 憲介	"	県公民館連合会事務局長	宇都宮春綱
"	福岡県町村議会議長会		"	" 事務局次長	伊藤 薫
	会長	畑中 仁	"	事務局	波左間圭造
"	福岡県都市教育委員会連		準備委員長	久留米市公民館長	弥永 俊雄
"	絡協議会 会長	真鍋 秀海	副委員長	城島町公民館主事	山浦 吉郎
"	福岡県町村教育委員会郡		委 員	久留米市教委社会教育	
"	部連絡協議会 会長	渡 秀雄	"	主幹	吉瀬 純一
"	福岡県視聴覚教育協会		育 "	大牟田市教委社会教育	
	会長	野原 正彦	"	課長	清田 保
参 与	福岡県明るく正しい選挙		"	" 公民館主事	富田 貞継
"	推進協議会 会長	根津菊次郎	"	柳川市中央公民館長	古賀 政喜
"	福岡県貯蓄推進委員会		"	" 教委社会教育主事	木村 仁
	会長	高草 洋太	"	筑後市教委社会教育課長	下川 誠治
"	福岡県社会福祉協議会		"	" 教委社会教育係長	田中 和馬
	会長	原田平五郎	"	大川市教委社会教育主事	吉田 啓二
"	福岡県農協中央会会長	森部 隆輔	"	大川市公民館主事	大坪 勝利
"	福岡県父母教師会連絡協		"	八女市教委社会教育係長	江下 淳
"	議会 会長	伊藤 武	"	" 社会教育主事	松延 繁太
"	福岡県都市婦人会連絡協		"	吉井町教委社会教育主事	斉田 和弘
"	議会 会長	内野 梅子	"	県教育庁浮羽出張所社教	
"	福岡県青年団協議会長	草場 輝延	"	係長	高山 茂治
"	福岡県子ども会育成連絡		"	北野町教委社教係長	田中 重幸
"	協議会 会長	貝島 義之	"	県教育庁三井出張所社教	
運営委員	久留米市教委社会教育		"	係長	黒岩 竜男
	主幹	吉瀬 純一	"	県教育庁三瀬出張所社教	
"	福岡市教委社会教育課長	森 真吾	"	係長	田中 金栄
"	甘木市教委社会教育主事	林 敏弘	"	黒木町公民館長	水本 兵吾
"	飯塚市教委社会教育課長	宮本 啓典	"	県教育庁八女出張所社教	
"	山田市教委社会教育課長	管 勉	"	係長	谷川 晃一
"	筑後市教委社会教育課長	下川 誠治	"	高田町公民館長	今村 雅美
"	行橋市中央公民館長	岸本 信雄	"	瀬高町教委社会教育主事	大江 考祥
"	豊前市中央公民館長	鳥谷一八郎	"	県教育庁山門出張所社教	
"	太宰府町公民館長	松田 量太	"	係長	長岡 毅
"	志賀町教委教育長	田畑 清	"	県公民館連合会 事務局	波左間圭造
"	稲築町公民館主事	久家 貞美	"	"	後藤 久
"	遠賀町公民館長	坂田亀次郎	"	"	藤井 和
"	吉井町公民館長	山下 芳香	"	"	森 博子
"	高田町公民館長	今村 雅美			

## 昭和 45 年 度 公 民 館 優

番号	市 郡 名	被表彰者氏名	所 属 公 民 館 名	役 職 名	在職期間
1	福 岡 市	有 吉 新 助	福 岡 市 田 隈 公 民 館	館 長	S 29.10 S 45.4
2	久 留 米 市	山 田 和 作	久 留 米 市 西 国 分 公 民 館	公 民 館 主 事	S 33.1 S 45.5
3	〃	稲 富 吉 男	南 公 民 館	館 長	S 30.10 S 44.10
4	大 牟 田 市	杉 野 静 男	大 牟 田 市 公 民 館 松 原 支 館	公 民 館 主 事	S 30.11 S 45.4
5	北 九 州 市	岡 崎 正	北 九 州 市 門 司 区 錦 町 公 民 館	副 会 長	S 26.10 S 45.5
6	〃	宗 朴 禅	北 九 州 市 戸 畑 区 天 籟 寺 公 民 館	運 営 審 議 会 委 員 長	S 32.4 S 45.4
7	〃	池 田 萬 平	北 九 州 市 八 幡 区 上 の 原 公 民 館	館 長	S 28.5 S 45.5
8	直 方 市	西 村 政 雄	直 方 市 新 町 4 区 公 民 館	直 方 市 公 民 館 連 絡 協 議 会 会 長	S 28.4 S 45.4
9	田 川 市	植 田 進	田 川 市 上 伊 田 西 公 民 館	田 川 市 公 民 館 連 絡 協 議 会 会 長	S 34.4 S 45.5
10	飯 塚 市	倉 富 武 雄	飯 塚 市 木 ノ 花 公 民 分 館	分 館 長	S 37.4 S 45.3
11	山 田 市	上 田 春 美	山 田 市 大 橋 公 民 館	副 館 長 公 民 館 主 事	S 33.4 S 45.4
12	甘 木 市	近 藤 正 栄	甘 木 市 中 央 公 民 館	公 民 館 主 事	S 30.5 S 45.4
13	大 川 市	添 田 延 子	大 川 市 大 野 島 公 民 館	運 営 審 議 会 委 員	S 23.4 S 45.3
14	筑 紫 野 町	武 藤 久 雄	筑 紫 野 町 公 民 館	館 長	S 23.11 S 45.4
15	志 賀 町	土 器 誠	西 戸 崎 公 民 館	副 館 長	S 32.4 S 45.4
16	大 島 村	木 村 靖 平	大 島 村 公 民 館	公 民 館 主 事	S 35.7 S 45.4
17	若 宮 町	柴 田 太 介	若 宮 町 公 民 館	公 民 館 主 事	S 35.2 S 45.4
18	穂 波 町	山 口 直 助	穂 波 町 公 民 館	公 民 館 主 事	S 31.4 S 45.4

# 良役職員表彰者一覧表

表 彰 理 由
田隈村公民館長時代から今日に致るまで青年学級等を継続開設し、とくに社会同和教育の推進については、いち早く総合的な計画を樹立し、きめこまかな学級活動を積み重ね、さらに、スポーツ教室、家庭教育学級、政治学級等を精力的に展開し、その功績は極めて大である。
公民館主事として12年の長きにわたり、社会教育の振興に努力された。ことに子供会の拡充、親睦と体力向上のためのママさんバレーボールの奨励、さらに、美しい町づくりにも率先して尽力するなど地域振興に貢献された業績は極めて大きい。
昭和29年に視聴覚教育振興会を設立し、会長としてその振興発展に努力され、また館長及び役員として、とくに留守家庭児童対策、政治大学等を活発に継続的に実践し、一方、全市的な公民館関係の要職をつとめるなど社会教育の振興に尽した業績はまことに大きい。
社会教育活動のあらゆる面に対する研究が旺盛で、担当業務（青年教育、視聴覚教育）を通して、市民の意識を開発し、視聴覚クラブ、野外活動に関するクラブ、その他の同好グループ結成の原動力となるなど公民館活動振興のために果した業績は極めて大きい。
18年もの永きにわたり、地域公民館活動に尽力されるとともに、医師としての能力を生かして各種の活動に参画し、その功績はまことに大きい。
公民館運営審議会委員長として優れた企画力と実行力で公民館活動に協力し、中心的な存在として現在もなお、社会教育活動に献身的に貢献している。
八幡区における公民館創設期より公民館の必要性を認識され、その活動展開の基礎づくりに活躍した。その間、社会教育関係の要職をつとめ、終始中心的な推進者として努力した功績は極めて大きい。
町内公民館活動発展に献身的に努力し、さらに全市的な立場での要職をつとめるなど、公民館活動の振興に多大の貢献をした。
地区公民館長として、多くの地域課題の解決に尽力するかたわら、校区連会長として、また市公連会長として、市内55館の連携と公民館発展のために残した業績は大きい。
永年にわたり、町内公民分館の館長として、町内公民分館の育成、公民館活動の推進に果した功績は極めて大きい。
地域公民館の活動を強力に推進し、役職員として12年間、住民運動、学習集団の育成につとめ、住民の生活文化の向上に多大の貢献をした。
公民館主事として婦人、老人、青少年の体育、レクリエーション指導を担当し、体育、レクリエーション活動を通じて仲間づくり、青少年の健全育成、住民の健康増進に献身的に努力し、その功績は極めて大きい。
婦人層を代表する運営審議会委員として22カ年もの長きにわたり、公民館活動における主婦の学習体制確立につとめ、婦人の資質および家庭生活等の向上に尽した功績は極めて大きい。
常に斬新な企画と運営により、地域社会の教育文化の向上に努力され、中央公民館建設の原動力となり、さらに小地区公民館活動推進のため、施設および主事の設置補助を定め、住民の自主的活動を助長し、着実な成果を収めている。また、体育、スポーツ活動の基礎確立などに貢献した業績は大である。
地区における公民館活動、とくに青少年教育に力を注ぎ、公民館役職員として永年にわたり、地域社会教育の推進に尽した功績はまことに大である。
社会教育主事兼公民館主事として10年勤続、その間離島振興計画にあわせて、家庭の生活改善に努め、青少年教育を中心とした島の将来発展のため、献身的に努力し、その功績は誠に大である。
つねに誠心誠意、豊富な経験とたゆまざる研究心および不屈の信念をもってことに当り、平日、休日、昼夜の別なく、社会教育の振興に没頭し、率先して農村文化の向上に尽瘁し、その功績は極めて顕著である。
10年余の永きにわたり、町社会教育の向上発展のため献身的な努力を続けている。とくに、レクリエーション指導、青少年の野外活動、子ども会の指導にも優れた技術を有し、青少年の育成に多大の功績をあげている。

番号	市郡名	被表彰者名	所属公民館名	役職名	在職期間
19	三輪町	深江義種	三輪町公民館	館長	S 35.6 S 44.8
20	志摩町	西原一郎	志摩町公民館	公民館主事	S 32.11 S 45.3
21	矢部村	赤石春雄	矢部村公民館	公民館主事	S 32.4 S 44.5
22	瀬高町	倉吉啓介	瀬高町公民館	公民館主事	S 34.6 S 45.4
23	添田町	片村且元	添田町公民館	館長	S 35.5 S 45.5
24	金田町	渡辺勝由	金田町下神崎地区公民館	館長	S 32.4 S 45.4
25	大平村	小川勗	大平村公民館	公民館主事	S 29.11 S 45.4

## 昭 和 45 年 度 優 良 公

番号	市町村名	公民館名	所在地	館長名	施設状況			
					敷地面積	建築面積	建 構 物 造	建築年月日
1	福岡市	鳥飼公民館	福岡市下中麻町2丁目1035	木下藤七	270	231	木造平家	33.3.1
2	久留米市	荘島公民館	久留米市荘島町172	大坪徳太郎	327.12	243.024	鉄筋コンクリート2階建	40.7.30
3	大牟田市	馬込1丁目町内公民館	大牟田市馬込1丁目	宮崎貞之	244.2	133.65	木造瓦葺平家	35.5
4	北九州市	社団法人石峰公民館	北九州市若松区用勺町17～6	弘中勇三郎	324	181		

表彰理由
公民館主事、館長として永年にわたり、諸種の学級の運営、団体の育成、村づくり運動など、公民館活動のあらゆる面に精力的に尽瘁し、その功績は極めて大である。
公民館主事として12年間、熱意をもって社会教育に尽瘁され、とくに、自ら「花の善意銀行」の窓口となり、花いっぱい運動を全町に広め、「はまゆう」の保護と育成をはかり、「志摩町花」として認められるなど、その功績は大きい。
山間、へき地において、公民館活動の基礎づくりに専念し、家庭教育学級を全小学校区に開設して、学習の機会の拡充をはかり、さらに近年、村づくり運動に取り組み、産業の振興、明るい地域づくりに努め、その功績は極めて大である。
10年余にわたり、公民館活動のあらゆる面に積極的に取り組み、その指導性を発揮し、社会教育進展のために尽した業績はまことに大なるものがある。
中央公民館長として10カ年の永きにわたり、社会教育推進の中核的存在として、中央公民館の施設・設備の充実、各種事業の開催、地区公民館補助条例の制定、移動公民館の開設など、公民館活動発展のために多大の功績を取めた。
地区公民館長として、不十分な施設条件にもかかわらず、識字学級、生花学級、料理学級等を行ない、地区住民の知識、生活文化の向上のため、日夜奔走し、その業績は極めて顕著である。
16年もの永きにわたり、公民館主事として子ども会の育成、ボーイスカウト隊の結成、青年団体の育成、婦人学級、家庭教育学級の運営等公民館活動全般にわたり献身的に尽力し、その業績は極めて顕著である。

## 民館分館表彰一覧表

設備状況						表彰理由
黒板	調理台	テレビ	映写機	録音機	その他	
3	2		1		8ミリ撮映機 1	公民館モニター制度により、住民の多様なニーズを適確にとらえ、総合的な社会教育計画のもとに、活動の教育的編成がすすめられ、公民館の機能をフルに発揮して、都市生活にふさわしい市民のための社会教育が展開されている。
3	1			1	図書 300	地域住民の拠出金によって建設された公民館で、校区公民館の特性と自主性を生かし、地域住民の願いにこたえ、学習活動のみでなく、中広い活動を行なっていることは、校区公民館の使命を果しており充分の効果をあげている。
4	2				拡声機 1 プレーヤー 1 騰写機 1 生花用花台 2	地域ぐるみの活動として、子ども会育成、老人学級、体育レク活動の実績は顕著である。昭和42年3月には空地利用による子どもの広場の造成、毎月子どもの広場の清掃など、とくに長期にわたる活動は、全町内一致して公民館活動を通じて町内の融和と連帯意識の昂揚に努力している。
4	有			1	ステレオ 1 放送器具 1式 コピー 1 ストーブ 4	区内46館の類似公民館の1つとして、主体的に社会教育活動を展開しているが、全国でも数少ない法人立の公民館として、区内で指導的役割を果している。活動の分野では、各種講座、講演の開設をはじめ地域の環境浄化、衛生思想の普及、地域連帯感の醸成等、顕著である。

番号	市町村名	公民館名	所在地	館長名	施設状況			
					敷地面積	建築面積	建物構造	建築年月日
5	北九州市	折尾西公民館	北九州市八幡区折尾蓮池1546の2	関 矢 直	577.5	176.9	木造平家	41. 6.20
6	"	大積公民館	北九州市門司区大積北町677-7	宮 内 繁 雄	396	220	木造平家	33.10.14
7	田 川 町	奈良公民館	田川市奈良御幸町	中 藤 光 義	602.81	84.15	木造平家	40. 4. 1
8	飯 塚 市	相田公民分館	飯塚市大字相田400	佐 野 堅	2.232	213	木造瓦葺平家	44.5
9	八 女 市	西田町内公民館	八女市大字西田	栴 賢 三	1.500	68.59	木 造	44. 5.11
10	筑 後 市	筑後市公民館 前津分館	筑後市大字前津	鶴 田 昇一郎	1.680	16.245	木造瓦葺平家	45. 1.30
11	大 川 市	大川市木室校区 大川市大字中木室	大川市大字中木室	宮 原 三 夫	483.10	207.02	木造平家 瓦 葺	45. 2.28
12	春 日 町	岡本町内公民館	筑紫郡春日町岡本	荒 牧 義 徳	495	12.4	木 造	34
13	宗 像 町	宗像町稻元分館	宗像郡宗像町 大字稻元	滝 口 義 文	862	221	鉄 筋	43. 8.30
14	若 宮 町	錦町公民分館	鞍手郡若宮町 大字福丸	高 崎 正次郎	136	46	木造平家	37.11. 4
15	高 田 町	江浦町公民館	三池郡高田町 大字江浦町	荒 木 新 一	181.5	125.4	木 造	41. 4. 1
16	稲 築 町	稲築町 漆生本村公民館	嘉穂郡稲築町 字浜殿1,711	松 本 守	1487.61	269.2	軽量鉄骨	34.2

設 備 状 況						表 彰 理 由
黒板	調理台	テレビ	映写機	録音機	そ の 他	
2	2			1	マイク 1	1.類似公民館として管理運営組織が整備され実働している 2.設置目的に添い事業計画活動が効果的に行なわれている 3.各種団体の相互連携がよくとれ住民自治の向上がみられる 4.集会機能が十分果たされている。
3	2	1				地域住民が一体となって公民館活動をもりあげ、実績もあり、他の総ての自治活動面にもよい影響を与えていることは、他の公の範となるものである。
1	2					自治的住民の人間形成に公民館の果たす役割を充分理解し、地域ぐるみでとりくんでおり今後が期待される。
1	2	1		1		都市化の進展は、ややもすると住民の相互融和がおろそかになることも考えられ、この時期に公民分館を中心とした事業を展開し、閉鎖的な姿勢に終始する気風を活動的雰囲気気に盛りあげた功績は大きい。
1	2	1				1.地域が公民館活動を基礎にして、きわめて平和な環境にあること。 2.今後永く公威館活動が持続されかつ、他の町内公民館の推進的役割を果していること。
2	1					住民の総意にもとづき、160世帯が一致協力し、教育の場にふさわしく、住民の話し合いの場として最適の公民館を新築した各団体が常に連絡をとりながら、研究会、諸行事を実施し、地域改善に努力し、農業構造改善事業にも意欲的に取り組み住民活動の推進にあたっている。
1	2				机 31 折畳いす 45 時計 3 料理器具 1 放送設備	行政区の統合によって、三部落が協力して中央分館的役割を果たす施設を建設した。三分館の提携体制と、それを協力に支え推進する住民の融和性は独自の試みである。これまで活発であった、三分館の活動に加え、総合的、積極的な中木町分館として今後の活動が強く期待される。
					有線放送 公社電話	昭和27年、町内公民館を組織、34年に現在地に新築の間よく地域課題を把握して、諸活動をすすめており、その施設活動と、住民運動の努力は他の範となる。
2	1					住民の意欲的参加による近代化された公民館が建築され、分館活動を通して地域ぐるみの活動が展開されており、とくに青少年の健全育成を中心とした成人教育活動が積極的に展開されている。
1	2					街部の公民館活動として、困難性の多い中にもかかわらず、分館活動発足以来、着実に進展をみせ、地域の発展に役立ち、町内の他分館の活動に大きな示唆を与えている。
1	1				町内放送 設備 1	江浦町分館は3ヶ年、町の指定をうけて活動し、他の分館の索引的存在である。 家庭教育学級、町の政治をみつめよう学級等も開設し学習意欲は高く、地域ぐるみの公民館活動を行なっている。
2	1					農村地域の住民の生活センターとしての機能を十分發揮している。 とくに社会教育関係団体の育成、助長につとめ自主性、主体性を尊重した援助がおこなわれている。 婦人教育については、地域全体の理解と協調性が醸成され効果をあげている。

# 福岡県公民館連合会一般報告

昭和44年2月3日県文化会館視聴覚ライブラリにおいて評議員会を開催しつぎの事業計画を審議決定した。

## I 昭和44年度福岡県公民館連合会事業計画

### 1. 運営方針

福岡県公民館連合会の運営ならびに事業の重点としてつぎの目標を設定する。

- (1) 地域における教育文化施設としての公民館の課題と役割を現状のなかで確定するための研究協議をすすめる。とくに全公連で編集した「公民館のあるべき姿と今日的指標」(解説書)の普及と検討を勧奨する。
- (2) 公民館をめぐる具体的な動向の把握に努めるとともに、施設未整備の市町村にあつては整備のための5カ年計画を設定するようすすめる。
- (3) 福公連ならびに市郡公連の組織のあり方を検討し、とくに主事会等による継続的な研究活動の振興に努める。
- (4) 公民館職員の資質の向上と身分の確立に努力する。
- (5) 公民館の施設、設備の充実と整備後の活用のあるり方について研究をすすめる。

### 2. 事業計画

#### (1) 諸会議

- イ 評議員会 (6月、10月)
- ロ、理事会 (6月、9月、3月)
- ハ 主事部会

#### (2) 諸大会

- イ 第17回福岡県公民館大会の実施(5月福岡地区)
- ロ 全国公民館大会への参加(11月静岡市)
- ハ 九州公民館大会への参加(9月宮崎市)

#### (3) 研修事業

- イ 公民館職員初任者研修(4月)
- ロ 地区別公民館職員研修会(4地区)
- ハ 公民館職員研究グループ委嘱(4グループ)
- ニ 国立社会教育研修所への派遣(4名)

#### (4) 施設、設備充実に関する事業

- イ 公民館実態調査
- ロ 補助金増額のための陳情運動

#### (5) 資料の発刊

- イ 「公民館福岡」の発刊

#### (6) その他の事業

- イ 公民館職員ならびに優良公民館の表彰

### 3. 昭和44年度福岡県公民館連合会役員

会 長 守田 道隆

副会長	亀谷 長栄	春日町中央公民館 運営審議委員
理 事	野原 正彦	県議会文教委員 長
	森 真吾	福岡市教委社会教育課長
	林 敏弘	甘木市教委社会教育課長
	宮本 啓典	飯塚市教委社会教育課長
	菅 勉	山田市教委社会教育課長
	吉瀬 純一	久留米市教委社会教育主幹
	下川 誠治	筑後市教委社会教育課長
	岸本 信雄	行橋市中央公民館長
	鳥谷一八郎	豊前市中央公民館長
	松田 豊太	太宰府町公民館長
	田畑 清	志賀町公民館長
	久家 貞美	稲築町教委社会教育主事
	坂田亀次郎	遠賀町公民館長
	山下 芳香	吉井町公民館長
	今村 雅美	高田町公民館長
	渡辺 虎夫	豊津町公民館長
	榎垣 菊雄	太平村公民館長
	富永 省吾	北九州市教委社会教育課長
	前田 紀道	北九州市教委社会教育主事
	中島 典	教育庁三井出張所長

## II 福岡県公民館連合会実施事業

### 1. 会議関係

#### (1) 監事会

7月19日 福岡商工会議所  
昭和43年度福公連一般会計及び第17回福岡県公民館大会会計監査(宇田川修二、山浦吉郎監事)

#### (2) 理事会

7月24日 視聴覚ライブラリー  
昭和43年度福公連一般会計及び第17回県公民館大会決算  
第17回県公民館大会事後処理について  
10月21日 視聴覚ライブラリー  
昭和45年度福公連事業ならびに予算計画について  
組織問題研究委員会の発足について

#### (3) 評議員会

4月15日 九州相互銀行  
公連組織問題について  
専門部会の設置、ブロック別組織について  
8月29日 九州相互銀行  
昭和43年度福公連事業及び一般会計、第17回県公民館大会決算報告、理事会審議事項等  
3月19日 母子会館(理事との合同会議)

昭和44年度補正予算、昭和45年度事業ならびに予算案

第18回県公民館大会について

組織問題研究委員会の研究事項について

(4) その他の会議

6月14日 福岡商工会議所

公民館主事部会事前打合せ会

8月19日 福岡商工会議所

県公連組織問題研究委員会の設置にともなう事前打合せ会

8月27日 視聴覚ライブラリー

公連委嘱、公民館職員研究グループ打合せ会

12月24日 視聴覚ライブラリー

地区別公民館職員研修会打合せ会

2. 研究・研修関係

(1) 第17回福岡県公民館大会

5月31日～6月1日、筑紫郡太宰府町九州学園女子短期大学を主会場に、各層からの公民館の提言をもとに「急激な社会構造の変化に対処するこれからの公民館のあり方」をさぐり、公民館の新たな飛躍への第一歩をふみだすことを趣旨として開催した。

第1日は大会式典、表彰式のあと12分科会を構成して事業領域別、参加対象別に研討議を行ない。第2日目は文部省社会教育課長 林部一二氏による「これからの公民館の新しいあり方と役割」と題する記念講演。全体討議の宣言議決を採択して閉会した。地元関係者の積極的な協力と1000名近い参加者を得て盛会裡に終了した。

なお、この大会において優良公民館役職員21名、優良公民館分館15館の表彰を行った。

### 第17回福岡県公民館大会宣言議決

私たちは本大会において、都市化の進展と生活の多様化及び高度化に対処する社会教育と公民館のあり方を教育現場の実践的課題の中からとりあげ、さらに公民館にかかわりある各層の提言を中心に研究討議を行なった。

この中で都市化と未来への長期展望に立って、新しい社会教育施設として公民館の諸機能を全般的に再検討し、住民の生涯教育のための地域の総合的な教育機関として、公民館を位置づけ、それにふさわしい施設、設備を拡充整備し、高度の教育要求を充足する優れた職員体制を確立する必要を痛感した。

われわれは、この大会において公民館が今まで果してきた地域社会における役割と成果を生か

し、さらに現在から将来への社会教育の中心施設として高度の機能を備えた新しい公民館の創造に参加者の総意を結集し、努力することを誓い合うとともに、その実現について国及び市町村当局が抜本的な施策を講じ、積極的に取り組むよう強く要望する。

### 決 議

1. 社会教育法を抜本的に改正し、公民館を義務設置とし、都市化に対応する新しい社会教育体制の中に位置づけること。
2. 公民館の施設、設備に対する国庫補助及び起債の枠を少くとも、労働省など他の所管に属する類似施設のそれと同等以上に増大するとともに県費補助の大幅増額を図ること。
3. 公民館長、主事の専任必置制を確立し、公民館主事を教育専門職として位置づけること。
4. 公民館職員の養成と研修制度を確立し、その機会を保障すること。
5. 市町村にあっては、新しい都市づくり、町づくり計画の中に公民館の適正な配置計画を盛り込み財政措置を講ずるとともに公民館及び類似公民館の育成指導に必要な予算を大幅に増額すること。

以上宣言議決する。

昭和44年6月1日

第17回福岡県公民館大会

### 大会宣言議決の処理

- 従来の形式的文書発送の方法を改め、中央関係省庁に対しては全公連を通じて手交方を依頼した。
- 各市町村関係者に対しては、市郡公連の代表者が懇談的な場をもって手交するよう要請した。
- 県段階では、県議会、市町村長会、市町村議長等に対し、県公連理事がそれぞれ訪問して手交し善処方を要望した。

(2) 福公連組織問題研究委員会

第17回県公民館大会における第12分科会において、市郡公連および県公連のあり方について研究討議がなされ、性格、役割、組織のあり方について継続研究の必要性が確認されたが、これにもとづき、県公連では、会長の諮問機関として県下公民館職員の中から8名の委員を委嘱し、つぎの日程で研究委員会を開催し、福公連の組織及び規約について一応の案を作成した。今後はこれを各市郡公連での討議に付すとともにこれにともなう市郡公連のあり方についても継続研究をすすめる必要がある。

- 11月11日 第1回委員会  
市郡公連組織の現状について研究のす  
め方
- 12月11日 第2回委員会  
福公連規約の検討  
福公連事業の検討
- 1月12日 第3回委員会  
福公連組織・事業のあり方  
(他県の資料など参考として)
- 3月3日 第4回委員会  
福公連組織・規約について  
(新会則案について検討)
- (3) 地区別公民館職員研修会  
昭和43年度より実施してきたこの研修会  
は、前年度の積み上げにたつて、公民館職  
員の執務の現状と問題、教育機関としての  
公民館のあり方等をテーマとして、4地区  
で開催したが、この研修は、公民館職員相  
互の交流親睦を深めるとともに、公民館を  
めぐる問題の所在を明らかにし、地域的な  
研究体制確立のうえからも極めて大きな意  
義をもつものとして今後も継続したい。
- (4) 昭和44年度公民館職員研究グループ委嘱  
昨年度同様つぎの4グループを委嘱し、  
それぞれのテーマにもとずく研究活動をす  
すめた。その成果は「公民館福岡」で県下  
に紹介する予定です。  
北九州市八幡区公民館問題研究グループ  
「都市における公民館のあり方  
(八幡区公民館近代化のために)」  
田川郡公連主事研究グループ  
「田川郡社会教育生活文化振興研究」  
三潞郡公民館研究会  
「部落公民館の諸問題と今日の対策」  
八女地区社会教育研究会  
「八女地区における公民館の配置とそ  
れに伴う地域社会の基礎的調査」
- (5) 公民館主事県外研修派遣事業  
本年度は昨年に引きつづき、国立社会教  
育研修所へつぎの4名を派遣した。  
公民館等職員研修Ⅰ(6月16日～28日)  
松延繁太(八女市)  
松本憲明(朝倉町)  
公民館等職員研修Ⅱ(9月1日～13日)  
山口逸郎(筑後市)  
山口登志夫(飯塚市)
- (6) 公民館実態調査  
昭和45年2月～3月にかけて実施した。
- (7) 印刷物等資料作成  
公民館福岡(53号)を昭和43年度公民館  
職員研究グループ報告特集号として発行。

### 3. 全公連関係

#### (1) 第3回海外視察への派遣

9月10日～10月6日にかけて北および西  
ヨーロッパを中心とする社会教育状況視察  
団を編成(全公連が実施するものであるが、  
本県からは大牟田市公民館主事 高口道之  
氏が視察団7名の中選ばれ参加した。

#### (2) 公民館予算増額運動への参加

昭和45年度の国の予算編成にあたり、公  
民館補助に対する厳しい情勢にかんがみ、  
全公連では1月25日～28日にかけて全国総動  
員態勢による陳情運動を展開したが、本県  
からは飯塚市教育長大村虎夫氏に代表とし  
て参加いただいた。

なお、この予算増額運動には「公民館振  
興市町村長連盟」の協力援助が大きな成果  
をあげている。

#### (3) 公民館振興市町村長連盟の結成について

「公民館が市町村における社会教育のセ  
ンターとして、国政ならびに地方自治の上  
に果している役割りの重要性は多言を要し  
ない。国政ならびに地方自治の基礎を強化  
する上に為政者はこの問題に多大な関心と  
積極的な施策をもたねばならない。しかる  
に国ならびに地方自治体の行政施策の姿勢  
は必ずしもこれに対応していないうらみが  
多い。

すなわち、公民館の施設の整備ならびに  
職員の充実のための行財政的措置が確立さ  
れていないことはまことに遺憾であるのみ  
ならず、ことに近年、公民館の建築費に対  
する少額の補助予算すら削除の危機にある  
ことが伝えられるに及んでは、公民館の前  
途はまことに憂慮にたえないものがある。

一方市町村においても、国の施策の不備  
にともなつて、特別の市町村以外は公民館  
の振興に対して消極的であり、財政のしわ  
寄せは社会教育の停滞を余儀なくしている  
のではないかとみられる。

このときにあたり、地方自治の重責を負  
う全国の市町村に対し、公民館の重要性を  
をあらためて強調し、志を同じくするもの  
が一丸となつて公民館振興のため組織的運  
動を実施しようとするものである。

という趣旨のもとに、昭和41年第15回全  
国大会以来の懸案実施のため、昭和44年4  
月10日各都道府県から1～2名の発起人の  
推薦をもとめて連盟結成の手続準備をすす  
め、同年12月3日東京において創立発起人  
会をひらき、役員等を選任して創立手続を  
おえたものである。

本県からは北九州市長 谷伍平氏、古賀町長 三輪修平氏が発起人としてこれに参加いただき、連盟創立にご尽力をねがった。

目下県内では13カ市町村がこれに参加済みである。

(4) 表彰関係

- 9月2日～4日宮崎市において開催された第20回九州公民館大会において、本県より結城庸夫氏（前九公連事務局長および理事として永年にわたり公民館の振

興に寄与）が表彰をうける。

- 11月19日～21日静岡市において開催された第18回全国公民館大会において、優良公民館職員として、碓井町、野見山友司氏が表彰をうける。

※ なお、昭和44年度優良公民館文部大臣表彰については筑後市中央公民館が受賞している。

※ 昭和44年度公民館整備費国庫補助金をうけて建築された公民館

施設 の 名 称	中央館、 地区館の別	構 造	建 築 面 積	建 築 工 事 費	国 庫 補 助 金 の 額
			m <sup>2</sup>	万円	万円
大牟田市三川公民館	地 区 館	鉄筋2階	493	2,210	250
小郡町中央公民館	中 央 館	鉄筋2階	678	4,317	250
城島町公民館	〃	鉄筋2階	1,030	5,142	380
高田町中央公民館	〃	鉄筋2階	1,161	6,541	380
小竹町中央公民館	〃	木造平屋	493	1,536	120



---

## パネ ル 討 議

---

### テーマ 「公民館の理想と現実」

#### 事例発表

北九州市折尾公民館長 池 田 一 穂

前原町社会教育主事 山 崎 信 行

#### 登壇者

九州大学教授 岩 井 龍 也

久留米市助役 近 見 敏 之

主婦 萩 尾 比 路

大牟田市公民館主事 富 田 貞 継

#### 司会者

福岡県教育庁社会教育課  
社会教育主事 波 左 間 圭 造

---

### パネル討議のねらい

激しく進行する都市化に対応する公民館のあり方、とくに生涯教育の理念からこれからの公民館の果たすべき使命と役割を探求し「未来を開くための学習と公民館のあり方」を創造していく契機にしようとする今次大会の趣旨に即して、都市的地域、農村的地域の公民館活動事例の発表を手がかりに、各界代表のパネラーによる「公民館の理想と現実」についての討議の中から、4部門によって構成する分科会および全体会における研究討議の方向づけを行なおうとするものである。

## 八幡区公民館の理想と現実

北九州市立折尾公民館長 池田 一穂

### 1 社会変ぼうに伴う生活課題と地域課題

ここ数年来の現代社会の変ぼうは、じつに目を見はるものがあり、産業都市・工業都市という八幡区の住民に対しても、この変ぼうの波は、いろいろのかたちで押しよせているといえよう。地域住民は、この変ぼうに対して、意識するとしないにかかわらず、対決をせまられている現状である。

八幡区公民館は、このような新しい状態に即応するため、旧来のマンネリ化現象を払しょくして、新しい構想を練り、住民の要請に応じねばならない。

地域住民が日常生活を進めて行く中で、現代社会の急激な変ぼうのために、解決をせまられている問題があるとすれば、次のようなものであろう。

#### (1) 企業における技術革新からくる人間疎外

八幡区は、八幡製鉄をはじめ大企業が多く、これらの企業は、技術革新の進行、機械化の促進、分業による大量生産を余儀なくされている。

この結果、勤務者は、ホワイトカラーも含めて人間に対する機械優先の問題に対して疑問を持ち、人間性の回復、主体性の確立を求めている。

#### (2) 都市化現象

生活圏の拡大、核家族主義の浸透、宅地造成やドーナツ化現象に伴って、とくに周辺部の都市化は激しいものがある。そこでは、農村特有の旧来の生活共同体的価値体系を持った住民と、近代的合理的価値体系を持った住民とが交錯し、隣保互助の連帯感の結成は困難となりつつある。

#### (3) マスコミュニケーションの発達

とくに、ラジオ、テレビの普及は、地域差や文化面の格差は正には効果があったが、反面、思考に画一的受動的傾向が強くなり、批判、思考力を失いつつある。住民の主体性の確立という点から問題とすべきであろう。

さらに、核家族化、消費生活、余暇の利用、働く婦人等についても課題がある。

### 2 今日課題のための公民館事業

八幡区公民館関係者にとって、これら一連の地域住民の生活課題や地域課題に対して、どのように教育的に接触し、あるいは触発し、教育的視点から学習課題として再編成して地域住民の自発的、継続的、組織的学習活動へと転化させて行くか、じつに緊急で重要な命題であるといわねばならない。

このことは、憲法、教育基本法、社会教育法によ

って示された地域住民の生涯教育の可能性を追求し教育の機会均等を実現して行くことでもある。これこそ、公民館の理想である。

これらの今日的課題のために、公民館が展開すべき事業は次のとおりである。

- (1) 人間性回復のための学習
- (2) 職業適応のための学習
- (3) 生活の合理化、科学化への学習
- (4) 文化適応のための学習
- (5) 両親教育のための学習
- (6) 公共社会、国家、世界への適応のための学習
- (7) 余暇利用の学習
- (8) 青少年のための学習
- (9) 老人のための学習

### 3 八幡区公民館の当面の課題

しかし、現状では、これだけの事業を展開して、理想的な公民館の運営をして行くには人的、物的障害がある。条件整備、とくに予算の飛躍的増大が期待されてならない。

当面の課題を列挙すれば、

#### (1) 事業の面で

- ㊦ 調査事業の不足、科学的企画立案のために
  - イ 資料収集の不足
    - 教育要求の多様化と情報センターのために
  - ウ 広報活動の不足
  - ㊮ 公民館講座等諸事業のマンネリ化の打破
  - ㊯ 市民性を育成する事業の不足
  - ㊰ 展示資料の不足
  - ㊱ 視聴覚教材、教具の不足
  - ㊲ 図書不足

#### (2) 管理運営の面で

- ㊦ 事務能率を高めるための器具器材の不足
- イ 施設、設備の老朽化
- ウ 職員研修の不足
- ㊮ 需要費の不足
  - 等があげられる。幸い45年度よりこれらの課題に対して予算の一部増額がみられている。

以上、八幡区公民館の理想と現実について述べたが、工業化社会から生活社会へと、未来社会への展望の中で、私ども公民館関係者は、生涯教育の視点に立って、その可能性を追究するために一層の努力を傾けるべきである。

## 事例発表 2

### 望ましい公民館の体制と配置を — 前原町における本館並立方式について —

糸島郡前原町教育委員会社会教育主事 山崎 信行

#### ◎ はじめに

当町は昭和30年町村合併時に於て、住民の公民館に対する理解と各小学校区に独立公民館をという住民の強い要求と熱意により一貫して本館並立方式をくずす事なく現代に至っている。

その間町財政の逼迫から職員体制の変化をよぎなくされたが、現在では公民館の最低の要件を満たすためにも並立方式を維持していく事に理事者も社会教育関係者の間にも異論はない。

然し並立方式堅持の為地域公民館の建築に追われ設備、内容等に於ては非常に遅れた感があるのは事実であり、中央公民館にしても地区館と同様内容充実がなされていないのが現状である。

昭和44年度で中央公民館を除く地域公民館建設が完成したので今後は中央公民館の新築によって、現社会に対応出来るだけの施設設備、内容充実をという方向に進みつつある事は社会教育関係者として大いに希望と期待を持っている。

施設のあるところ必ず社会教育は活潑になるという自信を持ちながら……。

#### ◎ 前原町の公民館の配置と建設状況について

**資料** による説明

校区独自の発想性は可とするも広域化及び触通性を欠く点も見られる。

過疎過密に対応する校区の再編成に対する公民館の位置等の問題点

#### ◎ 公民館の利用状況

**資料** 公民館の適正配置と事業の効率化に関する調査より

人口に対する延参加者数は250%と今後公民館の整備が進められる事によって愈々利用率も高まってくる傾向が見られる。

現在では年間全日開館となっているが、夜間使用の増加、用務員の勤務条件等で種々問題の発生が見られる。

#### ◎ 社会教育機構について

**資料**

公民館職員が全員非常勤という悪条件を教育委員会でカバーしてきている現状では相互の連絡、調整面では非常に効果的な面も多くあげられるが、教育委員会の現指導体制では対処しきれないところまで来ている。最も大切な職員研修の機会も失われている。

又社会教育行政と公民館事業等の分離が不可能な状

態にある。尚館長が部落長代表者(1校区では主事兼任)であるので、部落行政と公民館事業が一体化されどうしても複雑化からの脱皮を困難し、公民館の事業内容、領域が確立されずにいる。又町全体としてのまとまった施策の施行に支障を生じる事もあり、館長会、主事会、合同審議会等を重ねる事で統一方向を見出す様努力している。

特に現状では公民館職員の待遇の問題が予算の関係でなかなか解決前進をみない。中央公民館の職員体制の強化、教育委員会の指導体制の充実を急ぐ必要を痛感している。

只指導者層が6校区に広く配置されていることは今後の運営、指導面で心強いものがある。

#### ◎ 事業並に予算について

事業については各地区館に於てそれぞれ地域に即した特色ある活動があるが指導者、並に住民の関心度によって町内に於ても格差が生じている。

校区事業と町事業が重なり合い複雑な面、屋上屋を重ねる面がある事も又止むを得ない点である。

総理府指定体力づくり推進についてもパラエティに富んだ事業がそれぞれ行なわれているが、複雑化はまぬかれない。

予算についても限られた額を配分する事で不足が目立っている。

各校区で一戸当たり(100~300円)の公民館運営費を徴収している事は公教育の面から矛盾を生じている。

**資料** 昭和44年度社教関係費等調査

#### ◎ 解決策と計画

急変する社会情勢に対応し、住民の要求に答える新鮮なアイデアによる活潑な施策と体制の確立を図る。

##### 1. 指導体制の強化、人的条件の整備

- ・昭和47年4月より囑託公民館主事を廃し、常勤一般職の主事を置く。尚中央公民館長を常勤制とする。
- ・社会教育課制をしき、課長及び体育主事(同和主事45年度設置)を置く。

##### 2. 施設の整備

- ・50年を目的に、市民会館(中央公民館)を改築し、図書館、体育館を併設する。
- ・各公民館に屋内体育場を増築する。
- ・各部落に児童遊園地の新設に努力する。
- ・できるだけ早い期間に県立青年の家の誘致建設をはかる。

3. 社会教育活動の画期的推進を図る

4. 同和教育の啓蒙徹底

5. 文化財の保護管理を強化し、観光資源の一翼として活用をはかる。

---

メ モ



---

# 分 科 会

---

## 1 分科会のすすめ方

- (1) 会場責任者が分科会開会と司会者の紹介を行なう。
- (2) 司会者は助言者、記録者等の紹介を行なう。
- (3) 分科会研究のねらいとすすめ方について確認を行なう。
- (4) 問題提起者の発表
- (5) 発表に対する質疑と討議の柱の設定
- (6) 討議の柱による研究討議
- (7) 討議のまとめ
- (8) 閉 会

## 2 分科会における話しあいのうえで考えておきたいこと。

- (1) 大会の趣旨、分科会のねらいを参加者が共通理解をして話しあいをすすめよう。
- (2) したがって話しあいは単なる理想論や、情報交換にとどまることなく、公民館の現実を十分ふまえた話しあいをすすめよう。
- (3) そのためには公民館活動推進上の問題点、障害点を現場実践の中から正しく把握し、これらの解決、打開策についても具体的に出しあってみよう。
- (4) 発言が特定の人にかたよることなく、参加者みんなで考え合っていこう。
- (5) 単なる不平や不満のぶっつけに終始することなく、情報化社会に対応する公民館の創造をめざして建設的な話しあいをすすめよう。

分科会の構成

部 門	分 科 会	助 言 者	
I 社会教育行政と公民館	1 都 市	九大教授 岩 井 竜 也 久留米市社会教育主幹 吉 瀬 純 一 北九州市社教主事 前 田 紀 道	
	2 町 村	九産大講師 羽 江 忠 彦 志摩町社教主事 福 光 登 雲 県教委社教主事 赤 司 勝	
II 公民館経営の現状と近代化	3 市 街 地	九産大講師 猪 山 勝 利	
	4 都 市 近 郊		戸畑区中央公民館長 橋 本 利 春 県教委社教主事 新 海 俊 彦 大牟田市公民館主事 杉 野 静 男 県教委成人教育係長 後 藤 久
	5 農 山 漁 村		稲築町社教係長 久 家 貞 美 県教委社教主事 波左間 圭 造
III 地域住民（理用者）と公民館	6 市 街 地	福新生協企画主査 水 摩 安 正	
	7 都 市 近 郊		大牟田市中央公民館長 清 田 保 県教委青少年教育係長 川 原 黎 治 春日町社教主事 白 水 清 陽 八女市中央公民館長 平 島 忠 太 郎
	8 農 山 漁 村		玄海町社教主事 桑 野 勇 田川出張所社教係長 原 田 修 次
IV 部落・町内公民館の性格と役割	9 都 市 近 郊	浮羽町長 鏑 水 速 太	
	10 農 山 漁 村		福岡市鳥飼公民館主事 田 岡 鎮 男 甘木市社教主事 林 敏 弘 吉井町社教主事 齐 田 和 弘 県教委社教主事 箱 田 東 男
	11 //		穂波町社教係長 山 口 直 助 三井出張所社教係長 黒 岩 竜 男

司 会 者	記 録 ・ 会 場	問 題 提 起 者
八女市社教主事 江 下 淳 直方市社教主事 武 末 新 徳	筑後市公民館主事 山 口 逸 郎 築上出張所社教係長 宮 崎 茂	飯塚市社教主事 上 原 敏 明
八女出張所社教係長 谷 川 晃 一 粕屋町社教主事 明 永 知 堂	八女出張所主事 池 原 修 二 京都出張所社教係長 福 井 鹿 三	芦屋町社教主事 中 西 勇 雄
福岡市公民館主事 光 野 端 義 久留米市社教主事 長 門 石 明	大川市社教主事 吉 田 啓 二 宗像出張所社教係長 黒 木 直 照	福岡市公民館主事 高 木 朋 章
宗像町公民館主事 牧 田 俊 次 福岡出張所社教係長 平 島 重 夫	大牟田市公民館主事 久 保 田 金 吾 粕屋出張所社教係長 船 越 秀 美	大野町公民館長 井 原 信 一
鞍手出張所社教係長 添 田 公 一 八女市社教主事 松 延 繁 太	瀬高町公民館主事 倉 吉 啓 介 浮羽出張所社教係長 高 山 茂 治	大和町社会教育課長 田 中 衛 次
筑後市社教主事 高 橋 安 男 八幡区前田公民館長 立 石 哲 三	吉井町公民館主事 濡 石 武 文 山門出張所社教係長 長 岡 毅	北九州市折尾公民館長 池 田 一 穂 久留米市主婦 岡 村 朝 子
大野町社教主事 岡 崎 隆 三 田川市社教主事 伊 藤 昭 和	小郡町社教主事 肥 山 隆 治 嘉穂出張所社教係長 縄 田 光 義	水巻町社教主事 増 永 竜 之 篠栗町婦人会長 藤 キクエ
朝倉町社教主事 師 岡 正 糸島出張所社教係長 岸 俊 喜	三潞町公民館主事 田 所 英 治 遠賀出張所社教係長 筒 井 正 久	吉富町公民館長 松 本 二 一 嘉穂町婦人会長 大 塚 都
椎田町社教主事 越 路 信 章 八幡区大蔵公民館長 利 根 大 人	柳川市社教主事 木 村 仁 朝倉出張所社教係長 奈 須 大 成	直方公民館長 清 永 治 国
碓井町社教主事 松 岡 敏 雄 黒木町社教主事 堤 浩 基	北野町社教係長 田 中 重 幸 県教委社会教育課 松 崎 輝 生	杷木町真竹分館長 小 川 福 松
三潞出張所社教係長 田 中 金 栄 苅田町社教主事 間 馬 富 裕	久留米市教委 中 村 朝 春 県教委社会教育課 光 安 常 喜	添田町社教主事 中 島 彬

## 第 I 部門 (行政関係者)

### 部門テーマ 「社会教育行政と公民館」

公民館は市町村における社会教育の中心施設として、地域住民の實際生活に即する教育、文化事業を通じて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化をはかり地方自治振興に果している役割は極めて大きいものがある。しかしながら現実には公民館の存在意義に対する理解の不充分さもあって行政施策の上に必ずしも反映していないうらみがある。ことに情報化社会に対応し、住民の生涯教育を保障する社会教育機関としての位置づけとその機能を発揮するためには、緊急に解決すべき幾多の問題がある。

ここでは次のような視点から検討をすすめ、今後の社会教育行政のあり方について研究をすすめよう

とするものである。

討議の柱

1. 市町村社会教育行政は公民館の機能を高めるためどのような施策をしてきたか。
  - (1) 公民館の施設の配置・設備の充実
  - (2) 職員の確保・身分保障・待遇
  - (3) 社会教育委員・運営審議委員の充実
2. 公民館の条件整備をはばむ社会教育行政上の問題点。
3. 今後の(生涯教育の保障)社会教育行政をどのようにすすめるか。

### 第1分科会 「都市関係」

#### 問題提起

1. 市町村社会教育行政は公民館の機能を高めるためどのような施策をしてきたか。

飯塚市社会教育主事 上原 敏明

#### 1 公民館施設の配置、設備の充実

公民館の設置及び運営に関する基準に定められている市にあっては中学校区単位に設置する基準に基づき、昨年度に鎮西公民館を建設し、本年度には二瀬公民館の建設を計画しています。本市の施設状況を簡単に述べますと、(本市には7中学校があります。)昭和38年1市2町1村の合併当初、幸袋公民館、二瀬公民館、飯塚中央公民館の三つの公立公民館があったのですが、幸袋公民館は一応公民館としての機能を備えていましたが、二瀬公民館は本館のみで、飯塚中央公民館は市公会堂の一部を借用していた状態です。昭和42年に飯塚市中央公民館が文化センター内に施設され44年度鎮西公民館、45年度に二瀬公民館を建設し、将来年次計画をもって、中学校区単位の公立公民館建設計画を考えています。しかし現時点に於ては、国庫補助と市財政予算との関連性がありますので、何年度に完了するか予定はありません。但し市民に対する平等性と公民館の必要性から早急に残り3つの公立公民館の完成を見よう努力する考えであります。

公民館の規模、機能等についても公民館建設基準に示されている内容に基づき地域構成を考慮しながら進んでいます。設備については当初より充分な施策がなされず、これが今日の問題として残されてい

ます。やはり学習の場としての利用効果は設備をととのえることが第一条件と考えるので今後完備に向けて進むよう努力いたしたいと考えています。

#### 2 職員の確保、身分保障、待遇

中央公民館には従来より専任館長(市職員)がおり他の公立公民館には昨年度までは主事1名、その他職員(事務)1名を配置して公民館活動を実践してきたが、公民分館(類似館)が全市内の町内会単位の中に90%以上が設置され、公民分館活動を多様化した最近では中央公民館長兼務では完全な公立公民館活動さえ充分な運営が出来なくなったので本年4月1日付をもって他の公民館に専任館長を任命し特に分館の指導育成にあたりと共に全中学校区の分館行事の連絡調整をはかり、各種団体との連けいを密にしてその指導にあたらせるようにした。3人の館長の身分は非常勤嘱託であり権限については何ら中央公民館とはそん色はない。予算執行については一応中央公民館長に合議して執行させている。

待遇については非常勤嘱託であるが、他の非常勤嘱託員とは職務、内容、責任の度合い等から勘案して優遇措置がなされている。公立公民館職員については市一般行政職員として取扱っているが、今後の課題として公民館主事の専門職と待遇を改善することが急務である。

### 3 社会教育委員、運営委員の充実

本市の社会教育委員の定員は5名で各地域職場より有識者で構成し、運営委員については中央公民館

16名、二瀬、幸袋、両公民館各10名、鎮西公民館8名計44名の運営委員で構成している。

## 2. 公民館の条件整備をはばむ社会教育行政上の問題。

公立公民館が何如に学習効果を果し得る機能を備えておくかは常々云われています。充実した公民館と優れた職員、財政面が充分活動に応じた予算がある、三つの大きな柱を考え公民館活動に取り組んでいるのです。

第1に中学校区単位の公立公民館建設については前述した考え方をもっています。第2に職員については一般行政職員であり、公民館主事としては身分保障が

何ら措置がなされていない。一般職であるので異動も自由に行なわれ公民館主事としての重責が満身に果たし得ない状況にある。但し公民館主事の研修研究会には努めて参加させ資質の向上には努めています。

第3に財政面については充分とはいえませんが教育行政が行なわねばならないものについての予算確保は出来ませんが、社会教育団体及びこれらを対象とする行事についてはまだまだ不足の面が多い。

## 3. 今後の（生涯教育）社会教育行政をどのようにすすめるか。

男女、性別、学歴等の格差知識技術等の千差万別の中で生涯教育を行なうことは至難の業である。これらの社会人を対象の中で共通課題と職業課題、社会連帯性を各段階的なカリキュラムを定め、学習機能を充分

に果し得る機構を作り社会、職業意識の高揚に努めて人間回復を何如なる機関を通して参加させ、現代社会における人間性を養うことが必要である。

---

メモ

## 第2分科会

### 問題提起

### 公民館の条件整備を阻む行政上の問題点

- 教育行政における予算権、人事権の確立
- 公民館機構の確立と職員の専任
- 社会教育委員の在り方

芦屋町教育委員会社会教育主事 中西 勇 雄

## I 概 要

芦屋町は遠賀川の河口に位置し、北九州百万工業都市に隣接した面積10.9km<sup>2</sup>の小さな町である。町の西端に全町の $\frac{1}{3}$ の面積を占める航空自衛隊基地があり、又郊外には、巨大な人造湖を造成して、町営ボートレースが月間12日間開催され町財政の貴重な支えとなっており、現在町政振興長期総合計画の編成が急がれ、北九州工業都市を背景としたベッタウソンの構想が練られている。

人口17,702人、世帯数4,629戸

就業人口8,147人(第一次産業452人、第二次産業1,465人、第三次産業6,230人)

近時、社会教育の基本理念は町一般行政当局に理解が深まり、町行財政長期計画に明確に位置づけられている。

併い、本町は中央公民館(町民会館併用)施設に恵まれ、施設中心の公民館活動が暫次充実して来たが、反面事業形態が中央集権化して、地域末端や各種団体等における現場活動にヒズミが生じて来ている。

## II 社会教育行政と公民館の現状

### (1) 公民館施設の配置と設備の状況

- 中央公民館(町民会館併用)1館(中学校区)

施設の概要	構 造	規 模	敷 地 面 積	床 面 積	建設年月日
	鉄筋コンクリート	地上3階 塔屋1階 地下1階	1,666 m <sup>2</sup>	2,511 m <sup>2</sup>	S 41. 11. 1

	一 階		二 階				三 階					
	ホワイエ	大ホール	図書室	資料室	談話室	事務室他	結婚式場	控室2	和室2	会議室1	実習室1	談話室
面積		m <sup>2</sup> 549	m <sup>2</sup> 140	m <sup>2</sup> 51	m <sup>2</sup> 35	m <sup>2</sup> 60	m <sup>2</sup> 62	m <sup>2</sup> 28	m <sup>2</sup> 100	m <sup>2</sup> 49	m <sup>2</sup> 45	m <sup>2</sup> 46
収容人数	—	人 700	人 80	—	人 15	—	人 30	人 20	人 60	人 60	人 25	人 20

設備状況	視 聴 覚 教 具										
	16%映	8%映	8%撮影機	幻灯機	録音機	オヴァーヘッドプロジェクター	写真機	放送機器	図 書	ピアノ	オルガン
数量	3	1	1	2	3	1	1	2	6,300	1	1

体 育 器 具										
ステレオ	テレビ	閲覧図書	巡回文庫	照明器具	紙芝居	ST器具	球技具	ユニホーム	ユニホーム(指導者)	
1	1	6,300	400	2組	1	1式	3式	2式	3式	

- 地区公民館(鉄筋コンクリート2階建、床面積784m<sup>2</sup>)=昭和46年度建設予定

施設補助金(建設、補修)全工費の $\frac{1}{2}$ 以内(限度額1,000,000)

- 地域部落公民館24区、独立施設6区  
併置施設13区、無施設5区

運営補助金(1区当り)平均20,000円

(2) 職員の現状

職名	教委職員との関係	性別	年齢	自分	給与		町職員 存職年数	教委 存職年数	最終学歴
					等給	本俸			
公民館長	教育長兼務	男	63	特別職		114,000	—	3	旧師範卒
——	課長	男	39	課長	1	98,440	22	0.2	旧中卒
公民館主事	社会教育係長 社会教育主事	男	36	係長	2	72,770	14	14	高校卒
書記	社会教育係	男	24	主事補	5	34,880	3	0.2	高校卒
書記	社会教育係	女	27	主事	4	43,310	8	2	高校卒
書記	図書係	女		主任	3	75,560		0.3	旧大卒

公民館職員数の推移

	30年	32年	34年	41年	43年	45年	46年
職員数	2	3	4	7	6	5	10

(3) 公民館運営審議会委員と社会教育委員の充実

両者は兼務している(法16条)

定数15人、定例会年6回

年間報酬6,000円 出務弁償800円

委員の選出区分(第30条)

	学校長	団体代表							学識経験	町議会
		PTA	幼稚園	館長会	婦人会	青年会	社会福祉	労働団体		
委員数	3	3	1	1	1	1	1	1	2	1

III 行政上の問題点

教育行政に対する町議会、及び一般行政部局の理解は深まってはいるが、根本的には、予算権のない事と、それに伴ない人事権がない事が町一般行政部局に隷属する形となっている。

- (1) 公民館機構の分化、専任職員の配置=教育委員会社会教育係と公民館職員が兼務していること。
- (2) 職員の指導性=社会教育主事、社会教育係長、公民館主事を同一人が兼務している。
- (3) 町行政職員の出向制度の問題=社会教育主事の専門性は認められても、他職員の交流が激しい~職員自体に社会教育に専念する自覚の不足~職員の素質の問題
- (4) 事務合理化、事業集約、施設統合等行政の近代化は、地域に依拠した従来の泥臭い公民館との隔りを益々広げている。

(5) 一般行政部局課長段階において社会教育の特殊性を阻む断層がある。

(6) 国、県の行政分化整備に対応して町村行政の整備がおきざりにされている。

(7) 社会教育委員の権威の低下

(8) 公民館と町民会館等一般施設併用に伴う運営上の問題

IV 今後の社会教育行政

(1) 教委委員会の予算権、人事権の独立

(2) 社会教育職員と公民館職員の専任化

(3) 社会教育主事の身分を市町村人事より離す。

(4) 公民館長は、公民館経営の責任者としての管理体制を確立すること。

(5) 町村行政の長期展望の上立った行政としての公民館の在り方の研究。

## 第Ⅱ部門 ( 公民館当事者 )

### 部門テーマ 公民館経営の現状と近代化

驚異的な経済成長と社会の進展によって国民の生活や意識は著しく変容をきたしているが、このなかで社会教育の中心施設としての公民館のあり方について厳しく再検討が迫られている。

全公連ではさきに「公民館のあるべき姿と今日的指標」を作成し、時代に即応する新しい公民館像を求めるとともに確信をもって公民館経営にあたるべく努力してきたのであるが、その後の大きな社会変動とともに「都市化」という視点から社会教育の果たすべき現代的役割をさぐり、生涯教育の基盤を確立するために第2次専門委員会を組織して「都市化に対応する公民館のあり方」試論を発表した。

このような中で、公民館経営の現状を謙虚にとらえるとともに、公民館近代化をはばむ諸条件とそれらの

打解方策について、とくに中間試論との関連において研究討議する。

#### 討議の柱

1. 公民館事業で住民の教育要求をどう組み立て実施してきたか。
2. 公民館の事業をすすめる上での阻害条件。
3. 公民館近代化の方策について。
  - (1) 社会教育法の改正と公民館  
(全公連第2次中間報告をめぐって)
    - ア、公民館の必置制
    - イ、職員の身分確立
    - ウ、公民館設置基盤

## 第3分科会 [ 市街地 ]

### 問題提起

### 公民館経営の現状と近代化

福岡市公民館主事 高木 明章

#### 1 現状

宮松校区は福岡市の東部に位置し昔は主たる職業が農業という農村地区であったが、戦後急速に住宅群が立ち並び自然各種の職業の人達の流入により住宅地区と変っている所である。(世帯数約4700、人口約18000)

昨年の公民館での事業で主な学級、講座の状況を紹介すると

##### 1) 成人学級(文化講座)

(主旨)今日の社会が急速に変ぼうしている現状で住民の学習要求も多様化しているその要求に少しでも役立たせるため。

(内容)政治、経済、文学、科学、法律、歴史、美術の七分野について最も分かりやすい言葉で身近な内容のもの。

##### 2) 老人学級

(主旨)医学の進歩等により平均寿命が伸び人口構成が老令化し今後は老人問題が大きな問題となる、余生を楽しく生きる支柱を求めようという要求に少しでも役立たせるため。

(内容)政治、経済、健康、社会保障、文化財、園芸等老人に直接関係のある身近なもの。

##### 3) 青年学級

(主旨)青年の願い、それは何でもやりたいと

いう向上心にさせられた生きる喜びであり仕事という向上心にさせられた生きる喜びであり仕事に情熱をもち、よく遊びよく学び完成された青年となる共通の願いに少しでも役立つため。

(内容)一般教養(身近な問題の話し合い、フィルムフォーラム等)野外活動、レクリエーション(登山、ダンス等)

急速な社会の変化は対処して生がいのある生活を営んでいくためには教養を高め、社会との連帯を深め、うるおいのある生活でなくてはならない。そのために学校教育にとどまらず、たえず学習し新しい情報を吸収していく生涯教育の必要が生じ人々に経済的な豊かな生活と余暇時間との増大と相まって学習への要求がいよいよ高まっていくことが考えられる。

即ち社会構造の変化は日常生活をも大きく変化させ、住民の要求は多様化し分化し更に進学率の向上から高度化していく、このことは教育の内容も又それにこたえる豊富な内容と高度の内容でなくてはならない。

他方平均寿命の伸びは日本の人口構成が老令化し高令者の学習要求が新しく生れてくる。

それに産業経済の高度成長はあらゆる職業分野に変化をもたらし、日常の職業に対処していくために

は学習要求が一部の職業、一部の階層から、あらゆる職業、階層へと広がっていく。

以上学習要求の内容が多様化し、分化し、そして高度化しており、加えてその対象が拡大している今日では公民館経営も従来の態勢、手段方法ではなく、現状から脱皮したものでなくてはならない。

経営の近代化をはかるにはどうしたらよいか難しい問題であるが、これから先考えなくてはならない大きな問題である。

ここに一つ付け加えたいことは主題にいわれている近代化とは、どういう意味かはっきりしない。現状をふまえて、その近代化が必要かどうかという所からもっていかなければならない。そのために徹底

的に現状をつかかなければならない。そうでなければ近代化の必要は起りえないし、近代化の内容もあいまいなものとなって来る。

主題には近代化を実際に行なっていく上での問題点、支障点を提起するようになっているが、私はその前の段階で現在の公民館は果して現代社会に適応していないのか、近代化する必要があるのか、そしてその近代化はどういうことか、若し近代化をはかるとしたらその方法はどうしたらよいかを提起したい。

先に述べたように公民館の現状を徹底的に分析することから始めなければならぬと思う。しかる後に近代化への問題点、支障点の問題が出てくることになる。

---

メ           モ

## 第4分科会 [都市近郊]

### 問題提起 「公民館経営の現状と近代化」

大野町中央公民館長 井原 信一

#### 1 現 状

大野町は現在、面積2694ha、8317世帯、32305人の人口を擁する町である。

しかも、まさに一衣帯水の感をもって福岡市に接している。地理的には、福岡市から筑後平野に至る最狭隘部を形成しており、このため、国道3号線、県道下臼井・水城線、福岡・二日市線が南北に貫通し、今また、九州縦貫高速自動車道路、福岡南インターチェンジ、同バイパス等の建設が計画されるに及んで、急速に近郊農村の性格から脱皮して、まさしく「都市化」の渦中にある。しかも、九州縦貫道の49年開通を機に、ひいては50年の山陽新幹線の博多乗入れを境として、70年代における本町の都市化は、一段と高まるものと考えられる。

#### 2 戦後のあゆみ

終戦以前の本町は、まったく純農村地域であったが、戦後は特に、本町の中央部に位置する白木原地区一帯が板付基地に駐留する米軍キャンプの門前町として、影を一部にとどめているが、この間、直接、間接を問わず、駐留米軍が地元を与えた影響は大きく、中でも青少年の非行化に拍車をかけた事は否めない。この結果、この白木原地区を中心として青少年非行防止活動が地域ぐるみでとられ、今日なお町の重点施策として取り組まれている状況である。

一方、福岡都市圏の拡大に伴ない、しかも地理的条件も加えて、急速な都市化、或は交通要衝の町として様相を一変しつつあり、これが更には、社会構造の変化という極めて重要な問題を投げかけて来ている。(第1表)ここに所謂、人間疎外感の拡がりや、社会連帯感の欠如という放置すべからざる問題が生まれている。現在既に、新旧住民の割合が7:3だといわれ、これらの間には相互に、日常接触のなさや意識のずれが見られ、排他性等も交錯して、解決を急がれる大きな課題に当面している。

#### 3 教育要求の把握

このような状況の中におかれている住民にとって、快適な社会生活は望むべくもない。この問題が深刻化するにつれて、住民の間には「人間関係を改善する」意識の芽生えが見られるようになり、ひいては強い要求となって出て来たのである。それはあらゆる会合の場から様々な形で持ち出されて来た。ここで「人間愛を基調とした社会教育の推進」が一つの指標として実施されている、住民運動としての特異

性を持つ「まどか運動」もこのような背景をもって構想されたものである。

#### 4 阻害条件

本町の場合、阻害条件として次のものが大きくクローズアップされている。すなわち、本町の通勤者にとって、本町は単なる憩いの場、睡眠の場でしかないという事である。(第3表)、(第1図)また核家族化した社会構造にも問題がある。(第2表)本町の世帯構成は、30年以降その平均人口が3.9~4.1人と殆んど変化していない点、また、人口増が、自然増でなく社会移動による流入人口であることは、今後の社会教育を進める上に大きな波紋を投げかけているといわねばならない。

#### 5 今後の問題点

経済の驚異的成長の蔭で、エコノミックアニマルがショッキングな響きを伝え、人間としての高い理想をも失なわせつつあるという憂うべき現在、「生涯教育としての社会教育」と叫ばれるようになって可成りの時間が経った。しかし、全般的には10年1日の感ばかりで、確信の響きを伝えてはくれない。学校教育のそれと比較して、余りにも空しいばかりの諸条件が多過ぎるのではなからうか。職員の不足、施設の貧弱さ等々。この現状をもって、70年代に対処するには思い切った行政措置が必要ではないのか。第二次専門委員会中間報告にもあるように、社会教育法を改正して、公民館の近代化を図らねば、情報化時代といわれる70年代に対処する事は不可能である、と思うのは私ひとりではあるまい。

(第1表) 農地転用状況 単位㎡

年次	住宅	商業	工業	その他	計
昭和39年	85,983	2,657	25,236	66,744	180,620
40	83,197	11,157	13,137	19,821	127,312
41	150,320	2,125	13,821	47,804	214,070
42	110,723	8,742	15,085	63,138	197,688
43	179,045	16,792	13,048	43,305	252,190

(第2表) 人口(国調) ※41年以降は登録人口

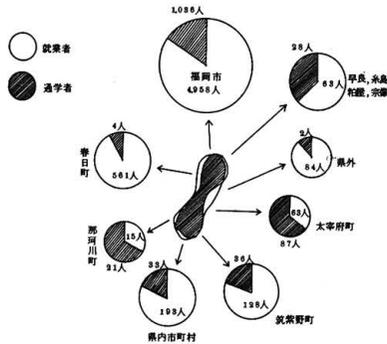
年次	世帯数	人口	一世帯平均人口	1Km <sup>2</sup> 当り
大正9年	699	4,217	6.3	158
昭和5年	749	4,622	6.2	172
15	960	5,701	5.9	212
25	1,928	10,192	5.3	379
30	2,691	13,308	4.9	496
35	3,493	15,707	4.5	583
40	6,086	24,208	4.0	899

年次	世帯数	人口	一世帯平均人口	1Km <sup>2</sup> 当り
昭和41年	6,967	26,066	3.7	
42	6,692	27,176	4.1	
43	7,265	29,586	4.1	
44	7,815	31,048	4.1	
45	8,317	32,305		

(第3表) 交通機関利用状況

年別	国鉄		西鉄	
	水城駅	白木原駅	下大和駅	白木原駅
昭和36年	153,859		839,530	1,389,112
37	176,821	56,224	899,725	1,477,155
38	207,950	93,866	926,005	1,528,255
39	237,268	128,235	1,000,688	1,642,594
40	247,919	268,130	1,052,459	1,720,240
41	249,117	318,355	1,033,976	1,665,446
42	262,556	312,236	1,059,212	1,708,158

(第1図) 就業者・通学者流出入状況(40年国調)



(第5表) 社会教育費の推移

年次	社会教育費(除保体)	うち施設費
昭和40年	3,829,176	
41	6,192,360	1,070,000
42	6,277,889	625,000
43	4,619,153	796,000
44	16,995,921	13,232,360
45	42,808,000	13,804,000 (550万)中公(799万)プー

(第6表) 区公民館建設補助状況

新築	条件		受益者負担	町負担
	100㎡以上のものに対して	150万円まで		
増築	3万円以上100万円以下	150~600万	1/2	1/2
改修		100万円まで	1/2	1/2
敷地	建坪の4倍の面積を超えないもの	100~500万	1/2	1/2
敷地拡張	3.3㎡当り2万円以内		1/2	1/2

(第7表) 社会教育施設整備5カ年計画

施設名	44	45	46	47	48
中央公民館	用地取得	建設			
青少年文化センター			改装		
町民プール		用地取得	建設		
総合グラウンド			用地取得		
体育館				建設	
青年の家					用地取得
図書館					建設

大野町各区公民館一覽表

(昭和45.2末現在)

番号	館名	所在地	世帯数	人口		人口計	敷地面積	取得年月	建物面積	建築年月	所有権者		備考
				男	女						敷地	建物	
1	牛 頸	1357-5	309	722 733	1455	866.07	昭 32.12	250.10	昭 34.9	区共有	区共有	田中榮造 住吉太郎	
2	下大和	317 316-2	786	1768 1578	3346	45636	昭 34.6	244.60	昭 37.12	町有	町有		補修計画
3	白木原	218-2	1111	1909 2151	4060	54445	昭 37.7	282.28	昭 38.2				増築計画
4	五 田	978-1	1142	2124 2210	4334	49000	昭 38.6	224.82	昭 38.12				
5	下筒井	729-3	442	838 926	1764	23300	昭 34.5	191.32	昭 41.1	岡部一三	区共通		
6	山 田	388-4 1	849	1555 1594	3249	99600	昭 38.5	271.10	昭 38.7	町有	町有		増築計画 敷地購入計画
7	雑 餉 隈	3丁目20	358	696 721	1417	41051	昭 40.8	194.90	昭 40.3				
8	柴 町	3丁目4	321	572 658	1230	31216	昭 41.9	135.50	昭 32.5				
9	上筒井	509 715-2	865	1557 1760	3317	50053	昭 42.9	108.75	昭 38.8				青年クラブ転用
10	上大和	159-1	450	736 888	1624 (含南ヶ丘)	107100	昭 44.12	397.52	昭 44.12				鉄筋二階建新築
11	中	146-1 3 147-2	366	731 693	1424	20783	昭 14.7	85.01	大 7.2	区共有 一部町有			青年クラブ転用 新築計画
12	釜 蓋	286	258	492 520	1002	31708	昭 33.7	78.90	昭 7.5	区共有	町有		新築計画
13	乙 金	752-2	464	995 1042	2037	37387	昭 33.12	96.22	昭 38.8				
14	井の口	222-135 137	248	398 405	803	19517	昭 44.12	181.50	昭 44.12	町有			新築二階建
15	仲 島	135	175	394 358	752	16100	明 30.4	78.60	大 6.2	区共有			青年クラブ転用
16	畑 詰		64	164 159	323								新築計画
計			8255	15746 16439	32185	71349.7		2822.12					
ベ - ス			47	5 48	48								

## 第5分科会

### 問題提起

### 公民館経営の現状と近代化

大和町教育委員会社会教育主事 田中 衛次

#### 1 大和町の概況

筑後平野の一部にして福岡県の南部に位する、東は矢部川西は塩塚川を有し南は有明海に臨む。総面積 19 平方Kmを有する長方形の担々たる平地である。人口は 20,811 人、3,832 世帯で町の中央を西鉄線、国道が走り交通の便は極めてよい。県内でも有数の機械化された農業地帯だといわれ、町の南部は有明海に面し海苔の養殖が盛んで有明海沿岸随一の量産を誇っている。

#### 2 教育施設の状況と公民館の現状

教育施設としては小学校 6 校、中学校 1 校、幼稚園 1、保育園 4、中央公民館、青年研修所と 6 地区公民館（併置）を持っている。

##### (1) 社会教育職員構成

社会教育主事 1 名、社会教育係 1 名  
中央公民館長 1 名、公民館主事 1 名  
管理人 1 名

##### (2) 社会教育委員 5 名、運営審議会 20 名

体育指導委員 9 名

##### (3) 公民館事業の現状

###### 1. 本町の目標は

- 青少年の健全育成

（健全な家庭、よりよい社会環境）

- 新生活運動と公民館充実
- 社会体育の振興
- 交通事故の防止

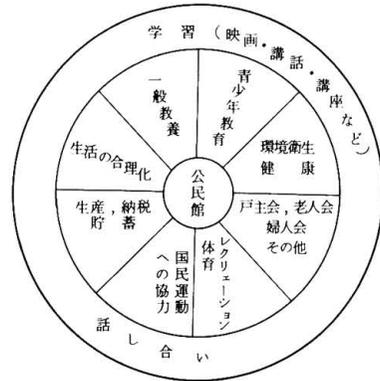
###### 2. 公民館の目標は

生活文化の振興  
社会福祉の増進

教養  
健康  
情操

- 人間尊重の精神
- 生涯教育の態勢
- 自治能力の向上

#### 3 公民館の事業は



公民館経営の近代化を望むとすれば……確立した目標を策定し積極的に事業にとり組み、職員の自己研修による質の向上は勿論のこと行事にふり廻されることなく正しい社会教育の理念に立って、住民の教育要求を受けとめ地域の実態に即した事業の組み立てこそ、急速に変ぼうする現代社会における公民館近代化への道ではないだろうか。1. 公民館はその役割を果たしているだろうか。2. 住民要求を教育的に、果して受けとめているだろうか、一つの課題といえよう。

#### 3 農漁村における住民の教育要求

住民の意識……住民は純朴であるが社会教育に対する認識度は一般に比較的薄い。併しながら近年は公民館活動の活発化により上昇の度を加え意識向上の傾向にある。

教育要求……地域性と住民意識からと思考されるが、子どもの幸せを願う共通的な心情即ち青少年教育の問題であり領域としては家庭教育にしばられ青年教育と子ども会等団体育成であろう。（家庭教育学級、成人教育（学級）青年学級、子ども会活動、スポーツ活動）

#### 4 公民館事業をすすめる上での問題点

(1) 既成団体への依存……公民館にとって基本的な使命の一つである教育機能の場をはたす各種学級、講座が地域団体への助力なしには成り立たない状況にあること。

(2) 職員体制……4名の職員、人口 20,000 人に対する生涯教育の任にあたるという負担は大きい都市

化の進展に伴って住民の教育要求は多様し複雑してきた今日それに対応しうる社教行政の体制の確立が急務であり課題である。

(3) 施設々備の問題

急速に変ぼうする現代社会の中にあって生涯教育の中心的機能を果たす社教施設の充実が急務である。その他いえることは、

- 社会構造の変化に伴う事業への参加に困難性が見られること。
- 科学技術の進歩に伴う消費生活がもたらす共かせぎの問題。

5 公民館近代化の方策

- (1) 現状と将来構想は……現中央公民館はかなり老朽化し狭少である、教育の場としての機能が発揮されない、体育行事は学校施設の借用をまつほかなく館外活動が多く公民館改築を総合体育施設の建設の要求は関係者の希望である。この実態に即して施設（公民館、体育館、グラウンド、プール）の建設を促進し、町内公民館と連けいたした活動をはかりたい。これは行政計画として近年のうちには実現するであろう。町内公民館の建設については新築1階当り30万円の補助金制度がある。

- (2) 職員と指導体制の強化……施設と共に人的充実が必要なことは言うまでもない。現体制は充分でなく館長を常勤専任の必置制とすること。それに職員の増員

- (3) 経営方法の研究……近代的公民館経営方法を考察するとき「公民館の中心的機能は住民が個人集団でもって自らの生活向上の学習活動とその指導体制づくりである」といわれる。そのためには具体的にどのような経営を実施するか。これからの公民館人は更に研究を必要とする。

- (4) 変容しつつある住民の生活意識、教育要求を把握くするため実態調査を実施して社会教育事業の長期計画が必要である。あわせて公民館に対する行政者の理解を望む。

おわりに

従来実施してきた公民館活動は当時者の経験を中心に行なわれてきたことを反省しながら今後更に発展充実に、社会の変ぼうと高度で多様化した学習欲求に対応し現実をふまえて公民館の近代化と住民の生活文化の向上に役立つよう努力していきたい。

大和町社会教育事業

項	総合社会教育	公民館	青少年問題協議会	青少年(学級)教育	婦人学級開設 (中央部)設 室	家庭教育	成人教育	社会体育	新生活運動	その他
4	運営審議会 支船長, 主事会	青少年問題協議会 補導委員	青少年学級開設 (中央)	婦人学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
5	社会教育委員会	青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
6		青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
7	運営審議会 支船長, 主事会	青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
8	社会教育委員会	青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
9	社会教育関係 者の研修会	青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
10	運営審議会 の研修視察	青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
11		青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
12	社会教育委員会	青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
1	成人式	青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
2	運営審議会 支船長, 主事会	青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	
3	社会教育推 進大会	青少年問題協議会 補導委員	子供会活動地区委 員会 (中央)	子供会学級開設 (中央部)設 室	家庭教育学級開設	成人学級開設 指定分館 明正選挙推進協議会	社会体育 体育指導委員 大会	新生活運動 国旗掲揚 時	青年団 総会	

## 第Ⅲ部門 ( 公民館利用者 )

### 部門テーマ 地域住民 ( 公民館利用者 ) と公民館

公民館は地域における住民の日常生活に結びついた総合的な社会教育センターとして、地域活動の拠点として、また住民の自主的な学習をたすける場として、20年の歩みをつらけてきたが社会の急激な進展にともない、従来の地域共同体が崩壊し、連帯意識や自治意識がうれる傾向の中で、しかも多様化し高度化する住民の教育要求に公民館はどう応えていけばよいか。そのための公民館事業のあり方や、施設設備のあり方、職員の問題等について、公民館を直接利用する方々の

卒直な意見や提言を期待し、70年代における公民館のあり方について展望してみたい。

#### 討 議 の 柱

1. 公民館を利用する場合にどんな問題があるか。
2. 公民館を利用する立場から公立公民館に何をのぞむか(実施してもらいたいこと)
3. 施設、設備、職員に対して何をのぞむか。
4. これからの公民館は利用者側からどのようなものであってほしいか。

### 第6分科会 [ 市 街 地 ]

#### 問題提起1

#### 地域住民 ( 公民館利用者 ) と公民館

北九州市立折尾公民館長 池田 一穂

#### 1 公民館事業で住民の教育要求をどう組み立て実施してきたか。

教育要求を組み立てるということは、基本的には急激な社会変ぼうの中で、地域住民の生活課題や地域課題に対して教育的視点から学習課題として再編成することとなるが、そのためには、公民館側が、住民の生活課題や地域課題をいかに把握するかということが非常に重要となる。

館側の洞察力も勿論必要であるが、精密な科学的調査活動が必須の条件となる。

私の館では、住民の教育要求を、運営委員会の委員や、各種事業に対する参加者の意見を参考にしながら組み立てているが、これだけでは勿論完全とは考えていない。やはり、組織的、体制的調査活動が必要であると思う。

事業については、具体的には各種講座、学級、討論会、講演会、図書資料の収集、体育、レク、あるいは各種団体の調整などがあるが、定期講座(公民館講座)に例をとって住民の動向も併せ説明するならば、

- (1) 教育内容が、趣味、技能、職能的なものに利用者が集中する傾向が見られる。料理、あみもの、フラワーデザイン、英会話、速記、自動車整備等

定員をはるかにオーバーする状況である。

- (2) これに反して、館側として、時代変ぼうに即した必要課題として組み立てた高度の事業に対しては、利用者は定員を割る場合が多く見られる。
- (3) そこで、館側では、利用者の多い、いわゆる無難な方向へ傾斜する傾向がでてきている。
- (4) しかし、料理の場合でも、「食生活の合理化」などを織りこんで、考える婦人の啓発に努力している。
- (5) 受講生の半数以上は、はじめて公民館に来るとい新陳代謝が見られ、固定化はしていない。

#### 2 公民館の事業を進める上での阻害条件

- (1) 調査活動が活発に行われていない。
- (2) 広報活動が不足している。
- (3) 講演会、討論会等のための費用が充分でない。
- (4) 展示、資料が不足している。
- (5) 視聴覚教具が不足している。
- (6) 図書が不足している。
- (7) 施設、設備が老朽化している。
- (8) 職員の研修が充分に行われていない。
- (9) 各種団体のリーグ講習、及び各種団体との連繫活動が充分に行われていない。

〔1〕 市公民館の問題

- 1) 設置場所
- 2) 広報活動
  - ① 参加方法
  - ② 事業内容 — 経過報告

〔2〕 校区公民館の問題

- 1) 社会教育団体との提携
  - ① 地域婦人会

② PTA

③ その他

- 2) 施設の拡充 — 2.3 グループの同時利用
- 3) 利用者数～利用者層のアップ

〔3〕 企画への要望

- 1) 郷土史～郷土文化遺産等の講座を(市)
- 2) 年代別グループ活動の助成(校区)
- 3) 姿勢として積極的に教育する立場で企画実施して欲しい。

---

メ

モ

## 第7分科会 [都市近郊]

### 問題提起 1

### 水巻町における公民館事業の現状と諸問題

水巻町教育委員会社会教育主事 増永 竜之

#### ◎ 町の概要

- 位置 北九州市の西部に隣接
- 人口 27,328
- 世帯数 7,405
- 面積 10,79 Km<sup>2</sup>
- 特徴 産炭地域
- 構成 日本炭鉱従業員  
商工業者  
農業経営者  
一般勤労者

#### ◎ 公民館施設並びに職員体制の現状と問題点

##### ○公民館施設

中央公民館（町民会館を併用）

- ・昭和30年10月に設立
- ・延面積 1,030 m<sup>2</sup>

##### ○施設機能等についての問題点

施設の目的が町民会館として建築されており、公民館としての機能的要素は不完備である。

##### ○職員体制

- ・公民館長 1（教育長が兼任）
- ・社会教育係長 1（公民館主事兼任）
- ・社会教育主事 1（〃）

当町における社会教育実働職員は2名であり、昭和44年度の調査資料による筑豊地区24ヶ町村の人口合計約36万6百、社会教育職員合計100、職員1名当りの平均住民数約3千6百に対し、当町は職員1名当り約1百3千7百である。

#### ◎ 公民館事業の現状と問題点

公民館事業の目的は、住民の教育要求に基いて、自主的に計画実施すべきであると思うが、昭和44年度に実施した主な事業を挙げ、問題点を考えたい。

##### ○学級、講習会、研修会の主なもの

- ・中央婦人学級（年間10回、人員78人）
- ・商工婦人学級（年間6回、人員30人）
- ・老人学級（年間8回、人員35人）
- ・家庭教育学級（小学校区単位4学級）
- ・町の政治をみつめよう学級（地区、グループ単位7学級、各年間6回～10回）
- ・子ども会育成指導者講習会……6月
- ・地区公民館役職員研修会……5月
- ・子ども会並びにスポーツ少年団リーダー野外研修会……7月（1泊2日）

##### ○主な恒例行事（大会的なもの）

- ・社会人野球大会（5月、20チーム参加）
- ・青少年読書大会（6月、265チーム参加）
- ・少年野球大会（8月、22チーム参加）
- ・体育の日体育大会（10月、680名参加）
- ・青少年珠算大会（10月、240名参加）
- ・町民マラソン大会（12月、42名参加）

##### ○上記に列挙した公民館事業を検討しながら、今後改革すべき点を考察してみると

- ・既存団体を対象として中央化している婦人学級、老人学級については、地域単位に開設されるよう促進すべきである。
- ・都市近郊町として、勤労青少年に対する学習の場を創設すべきである。
- ・住民の文化的教育要求に基づく、公民館講座を開設すべきである。
- ・大会的恒例行事については踏襲化されているきらいがあり、教育効果に基づいて取捨選択、内容を改善すべきではないか。

#### ◎ 公民館活動発展促進のための条件整備の要点

- ・公民館職員の適正配置。
- ・公民館施設の教育的機能化を図るための設備の整備。
- ・公民館事業費の大市増額。
- ・地区（類似）公民館施設の設置促進と既設施設の教育機能整備に対する助成。

#### ◎ 現在公民館活動の進展を阻害している諸条件

- ・エネルギー革命により、日本炭鉱若松区移行による財政事情の悪化。
- ・勤労者住宅都市計画による投資事業優先の影響。
- ・町行政当局の社会教育に対する理解度の問題。

◎ 以上まとまらぬまま概略的に問題点を抽出してみたが、まだまだ解決されない問題は山積している。専門職員であるべき社会教育職員が一般行政の人事移動の対象にされていること一つを取りあげてみてもしかりである。ことあるごとに、公民館職員や社会教育職員の位置づけや身分保障について叫ばれ続けてずいぶん長い、その実現すらみておられない今日、社会教育にめぐる諸問題の解決はまだまだ程遠いようである。

問題提起 2

地域住民と公民館

篠栗町婦人会長 藤 キクエ

① 篠栗町の概要

面積 39Km<sup>2</sup>  
世帯数 3,540戸  
人口 14,670人  
学校数 中学校1 小学校2 (分校1)  
青年団 団員120人(加入率34%)  
婦人会 会員1,250人(〃 35.3%)

② 篠栗町中央公民館の概要

昭和44年4月10日竣工  
鉄筋コンクリート 2階立 冷暖房設備  
延面積 999.36m<sup>2</sup>  
室数 14室(内学習、集会使用可能室数10室)  
運営の基本方針 学習集會を数多くもち社会教育の底辺を拡げ町民融和相互理解の場を作り地域共同体意識の確立につとめる。

④ 利用する側からの問題点

無施設の時代は社会教育全般が分館主体に行なわれていたため経費の細分化による有名講師の招へい難、参加者の人集め難により学習態形、内容とも貧弱なものであった。幸い町当局議会の決断によって巨額の町費を投じ完備された施設を利用することができ社会教育全般に活気がみなぎり、青年、婦人団体の活動も拠点を得ていちじるしく活発化した、ここでは利点をおき当面する。或いは、今後推則される問題点を挙げて、御指導を仰ぎたい。

1. 社会教育法第22条7項の「その施設を住民の集会、その他の公共利用に供すること」と「社会教育実施の場」との比重が均衡を保てるかどうかの問題(行政上の会合が優先するとの考えがあるのではないか。)
2. 教育効果の大きい「展示」をどのように行こうか。  
町予算の中から教育的広報的或は教養の向上学術文化の振興に役立つ展示物を整備することは困難である県当局に展示物の「斡旋センター」の性格のものを作られ展示物品名、借用または頒布の方法、必要なものについては借料等を掲げた目録の発行を望みたい。

③ 公民館で行なわれている学習活動

学 習 名	対 象	学 習 生	開設日数	学 習 内 容
中央婦人学級	30~40才婦人	83人	年間10回	賢い母親になるために家庭の人間関係、かしい消費者に
若妻 〃	20~30才婦人	55〃	〃	子供を健かに育てる幼時をもつ母親
政治経済 〃	婦 人	87〃	〃	町政、家庭生活合理化
中老学級	40才以上婦人	70〃	年間 5回	家族に親まれる姑になるため
中央栄養保健学級	〃	70〃	年間10回	家庭健康管理、バランスのとれた栄養実習、栄養学
教養学級	青 年	35〃	〃	青年に必要な教養
料理 〃	〃	20〃	〃	栄養を主体にした日常惣菜
ダンス教室	〃	32〃	年間20回	社交ダンス婦人も参加
書道 〃	一 般	22〃	毎週一回	毛筆、書道
茶道 〃	〃	25〃	〃	珠光流茶道
詩吟 〃	〃	13〃	〃	亀井神道流
謡曲 〃	〃	9〃	〃	観世流
三絃 〃	〃	29〃	〃	三味線の基礎から
盆栽水石 〃	〃	35〃	〃	盆栽の育て方、水石の観賞

## 第8分科会〔農山漁村〕

### 問題提起1

### 吉富町公民館事業の概要

吉富町公民館長 松本 二一

#### 1 地域の特性

- ① 地域的条件に恵まれている。
- ② 職種が農、漁、商、工雑多である。
- ③ 専業農家、漁家、商家が少ない。
- ④ 町の中心部に公民館が位置し、町文化の中心地にある。

#### 2 住民の教育要求とそれに対する事業の実施、内容について

- ① 大別して7つの部門を考えている。
  - ① 青少年教育部門
  - ② 婦人教育 〃
  - ③ 成人教育 〃
  - ④ 老人教育 〃
  - ⑤ 視聴覚教育〃

- ⑥ 保健体育部門
- ⑦ その他の部門
  - 新生活運動事業
    - 冠婚葬祭の簡素化事業
  - 老人福祉事業
    - 福祉事業の充実
  - 社会事業
    - 児童遊園の設置促進
    - 吉富公園の建設
    - 部落公民館の建設促進

#### 3 公民館事業を進める上での条件

- 施設に限度がある
- 職員構成の問題

### 問題提起2

### 嘉穂町における現状と利用上の問題点

嘉穂町主婦 大塚 都

私は嘉穂郡嘉穂町に在存する主婦で大塚都と申す者でございます。嘉穂町は飯塚市より国道211号線にそって日田市に向って走りますと車を田川郡山田市、南を朝倉郡に堺する戸数3060戸、人口14,040、農業1,479戸、商業1,709戸、其の他の町でございます。面積は8875平方キロで大変広い町であります。これは昭和30年に旧大隈町、千手村、宮野村、足白村の4カ町村が合併して千手、足白、宮野の朝倉郡に接する山嶽地帯をかかえ込んだためであると思えます。従って人口の集中度は旧大隈町が約半数以上、他の3カ町村が半数以下という面積と人口が比例していない所に多くの問題をかかえています。町村合併から15年、地域根性を無くして早く融合して一体の町を作り上げるためにも中央公民館の設立を待望していたわけですが、その公民館がついに昭和43年8月完成を致しました。過去私達の会合、研究の場所として使用しておりましたのは、町の教育委員会の横にあります中央集会所でございました。日本間1間とそれに大会議室だけでありまして、そこで婦人会、青年だけでなく、町の色々な団体の会合がおこなわれていたものでございます。会合がだぶるような事がありますし、狭い入口、其の他施設上に色々不便な面も多かったのですが、今度出来ました新しい公民館は小高い所で後の方は山の緑を背景にして大変落付いた環境に出来上

がりましたし、建て坪も779.270㎡で堂々たる大変立派なものでございます。大会議室1、小会議室2、視聴覚室、調理室、結婚式場、青年婦人室、図書室、日本間で、出来た当日は大変広々として立派なものが出来てもったいない位だと思っていたものです。然し2カ年近くなった今は公民館利用について色々考えさせられる事が多くなりました。其の第1は月を重ねる毎に公民館結婚式が多くなった事でございます。これは生活改善のため、大変結構な事でありまして、この事は反対するわけではございませんが勿論結婚式は好季節に集中致しますけれども1日に多い日は2組も3組も重なる日が多くなり、公民館結婚式場となってしまう、ほとんど部屋がふさがれてしまいます。片限の部屋で研究会、一方では宴会で歌が歌われている。そんなに都合よく出来るわけありませんし、結婚式のある日は研究会他、色々な会合をさなければならぬ事になります。今、公民館職員として現在主事さん1名、若い女の方と男の方各1名づつで計3名おられますが、結婚式当日は其の準備、進行、接待、後片付けに3名の職員の方がかかりきりで、大変お骨折の様で本当にお気の毒な事だと同情致しております。そこで私達が今考えております事は、公民館結婚式は大切な事でございますし、続けなければならないと思いますので公民館、結婚式場と一般公民館活動の場所

を別に設定する必要が有ると思います。そして結婚式場があいている時に他の活用の方法を考えるようにし、中央公民館そのものは、一般研修、いろいろな会合、相談室として利用出来るようにして公民館活動の目的が達成されるようにならなければならないのではないかと考えます。結婚式場での係についても主事さんがなさらずに別に世話をなさる方を工夫しなければ（例えば旧町村に四人の主事さんがいらっしゃいますので、その方達を生かすなど）して公民館の職員は結婚式職員となり、公民館は結婚式公民館となりかねない形になってしまうのではないかと思われてなりません。次に私達は、役員会、婦人学級、政治学級、その他色々な会合に公民館を利用させていただいておりますが、昨

年より主事さんのお力添えで民謡クラブが生まれました。家庭の雑事をすっかり忘れて楽しいひとときを過しておりますが、片限の山村であるがためにもっと色々なクラブを作って欲しいと思います。そして色々な人々が仲間を作り教養を高め、趣味を育てて豊かな人生を育てたいと願っています。最後にこれは欲かも知れませんが、せっかくすばらしい立派な公民館が出来ておりますので、冷暖房の設備を追加していただけたらもっとよくなるのではないかと思います。色々とお金のかかる事ばかり申しあげましたけれども私がいづつも考えている事をのべさせていただいて終りと致します。

---

メ           モ

## 第Ⅳ部門（部落町内公民館関係者）

### 部門テーマ 部落町内公民館の性格と役割

部落町内公民館の実態はさまざまである。公立公民館なみのデラックスなものから、公会堂等の転用のものや、全く施設をもたないものもあり、これが運営や活動実態になるとまさに千差万別であろう。呼称についても分館、小地区公民館、町内公民館、地区公民館とこれまた複雑である。

部落町内公民館を公民館と呼称する限り、あくまで社会教育施設としてとらえ、その教育的役割を強調するか、部落町内公民館の本質は部落組織の拠点であり地域づくりの中心である。従って教育的事業が副次的になるのも止むを得ないとするとらえ方をするか、そのとらえ方によって部落町内公民館の性格、内容は大きく変わってくるだろう。

しかしながら、はげしく変貌する地域社会にあって住民の最も身近な利用しやすい施設として、また地域の自治に住民を積極的に参加させ自治意識を育て市民

性を養ううえからも部落町内公民館のもつ社会教育的な役割は今後ますます、重要なものになると思われる。

このときにあたり、類似施設としての部落公民館の性格や役割、ならびに事業や運営のあり方について改めて検討をおこなうとともに、類似施設の育成に関して公立公民館や行政の果たすべき役割についても明らかにしてみたい。

#### 討議の柱

1. 現代社会の中でもつ部落町内公民館のもつ意味は何か。
2. 部落町内公民館と部落、町内会との関連。
3. 部落町内公民館の事業と運営。（自主的運営の確立）
4. 公立公民館と部落町内公民館の関係。
5. 行政における部落町内公民館に対する条件整備。

## 第9分科会〔都市・近郊〕

### 問題提起

### 部落町内公民館の性格と役割

直方市中央公民館長 清水 治国

#### 1 直方市における公民館活動について

- (1) 急激に変貌する社会に対処する社会教育への強い要請に基づき教育委員会は社会教育委員に直方公民館のあるべき体制について諮問した。
- (2) これに応じて社会教育委員は大要次のような内容の答申をした。
  - (イ) 社会教育行政の機構整備と機能の充実
  - (ロ) 公立公民館と地域公民館の役割
  - (ハ) 住民の公民館活動の望ましいあり方
  - (ニ) 将来の展望と要望
- (3) 教育委員会はこの答申を全面的に採択した

#### 2 公立公民館と地域公民館の性格並びに役割答申の中で性格並びに役割を次のように述べている。

- (1) 公立公民館の性格  
公立の公民館は社会教育を機能的に果たすとともに、住民運動と併行して事業を行なわなければならない。従って、中央公民館の機能の本質は、教育機能の枠内に止まることなく、地域公民館を網羅したところの活動を展開するところにある。
- (2) 中央公民館の地域公民館に対する任務  
中央公民館は地域の公民館に対し、責任をもっ

て指導と助言、及びその他の援助を与え、住民が公民館活動をよりよく推進できるように努めなければならない。

#### (3) 町内公民館の意義

町内の公民館の存在意義は、住民の自治意識の上に立って、行政に対し積極的に参加できるよう住民運動を展開するところにある。

#### (4) 町内公民館の役割

町内の公民館は、社会連帯性に立って、住民の生活要求を満すとともに、社会教育を推進する。

#### (5) 町内公民館における社会教育

町内公民館は、住民自らが進んで社会教育に参加できるよう公民館活動の展開を図るべきである。

#### 3 自治会（町内会）と町内公民館の関連

- (1) 従来古い地域共同体としての自治会は新しいコミュニティに改編されなければならない。その主動的働きをなすものが町内公民館である。
- (2) 自治会と町内公民館の関係は地方自治体における市長部局と教委との関係で社会教育の立場から取組んで行く。

- 4 町内公民館の運営と自主的な確立について
- (1) 町内公民館は公の支配に属さない自主的運動であるという誇りをもつような考え方をつくる。
- (2) 市民として公立公民館に対し助言と指導を求めることができることを知らせる。
- 5 本市における町内公民館の実態
- (1) 校区公民館数 11 町内公民館数 73
- (2) 専任公民館長を持つ館 25  
自治会長と兼任の館 48
- (3) 施設
- (イ) 専用館のあるもの 51  
(ロ) 兼用または併置しているもの 12  
(ハ) 施設を有しないもの 11
- (4) 活動状態
- (イ) 自治会と一体的機構で活動しているところが多い。
- (ロ) 活動内容
- a 行政機関の末端的活動  
b 住民活動のための会議連絡調整

- c 学習活動(小規模の学級、講習会等)  
d 各種団体の目的活動  
e レクリエーション  
f その他
- (5) 中央公民館の助成
- (イ) 市規則による施設設置に対する助成  
(ロ) 運営費の一部助成  
(ハ) 担当主事の派遣  
(ニ) ボランティアの育成  
(ホ) モデル公民館の指定  
(ヘ) 市公民館連絡協議会への助成  
(ト) 移動公民館の開催
- (6) 育成上の問題点
- (イ) 住民の関心と意欲  
(ロ) 施設の不備育成  
(ハ) リーダーの不足  
(ニ) 構成規模と運営機構  
(ホ) その他

## 第10分科会 [農山漁村]

### 問題提起

### 公民館分館のあゆみ

杷木町公民館真竹分館 小川 福松

#### 1 部落の概況

戸数25戸、人口108(男46、女62)の山間部小部落。農業4、製造業3、公務員4、会社員その他6の雑多な職業。

人口構成は(0才~5才=5人、6才~12才=10人、13才~20才=8人、21才~30才=7人、31才~50才=36人、51才以上=32人)で青年団該当年齢が学生を除いて殆どない状態。

#### 2 公民館分館の活動経過

##### (1) 昭和41年度まで

昭和27年度、部落民の資材労力提供で公民館建設。同時に組織づくりをして活動を開始。産業、体育衛生、文化、青少年育成など部落総員の力を結集して活動を継続。福岡県公民館連合会、朝倉郡社会教育振興会などの表彰を受け、子供会では福岡県知事表彰をうけた。

##### (2) 昭和42年度~44年度

新しい村づくり運動推進地区の指定をうけた。

テーマ

○昭和42年度=健全な青少年育成 — 子供会活動を中心に — を中心とした新しい村づくり。

○昭和43年度=青少年健全育成を中心とした部落づくり。

○昭和44年度=健全な青少年育成と明るい家庭づくりを通して、住みよい部落づくり。

#### 3 活動の組織

##### (1) 役員、委員の組織

分館長	文化・社会部長
(子供育成会会長兼任)	(子供会係兼任)
主事(1名)	部員(5名)
会計(1名)	小学校PTA部落委員
	中学校PTA部落委員
	婦人部
	青年部
分館運営審議委員会	産業部長 部員(5名)
(5名)	(農事実行組合長兼任)
	体育衛生部長一部員(3名)
	(衛生組合長兼任)

(備考)○区長は別におき、分館長は区長を兼任しない。

○分館員全員をもって子供育成会を組織し、分館長が育成会会長を兼ね文化社会部員は子供会指導員を兼ねる。

○子供会の自主的運営をさせるために組織は別に子供だけでつくっている。

(2) 組織の方針と運営

- イ 町の行政関係を除き、部落の実践活動はすべて公民館活動に包含する。
- ロ 部落全員公民館構成員であるという意識をつくるために全員どの部員かに所属し、活動に参加する。(部落の戸数が少ないのでこの点は都合がよい。)
- ハ 役員交替の原則にもとづき、いつでも、誰でも、どのポストでも出来るようにする。例えば、44年度の分館長は、45年度は文化社会部の一委員となり、昨年度の産業部の一委員が分館長になっているというふうに。(このことはこの分館がきわめて民主的に運営されてきた証拠である。)

4 経 費

(1) 昭和45年度予算

○収入の部

前年度繰越金	5,009 円	
各戸負担金	66,000	220円×12カ月
助成金	5,000	×25戸
雑収入	2,500	敬老会費など町より
計	<u>78,569</u>	助成使用料(分館)

○支出の部

総務部費 (24,900)	
負担金	1,500 分館負担金
旅費	2,000 研修会等旅費
会議費	2,000 分館総会費
光熱費	4,000 電気料、石油代
借地料	3,000 分館敷地借上料
保険料	8,400 建物共済
祭礼費	4,000 夏秋祭り、慰霊祭
文化社会部費 (39,000)	
文化部	1,000 教養講座費

子供会	25,000	書籍購入、キャンプ、 其の他行事費
婦人部	13,000	教養講座、敬老会
産業部費	(5,500)	共同防除、新農業講座
体育衛生部費	(8,000)	共同消毒 ソフトボール大会
予備費	(1,169)	
計	<u>78,569</u>	

(2) 経費について

- イ、別に部落有の財源がないので、公民館運営費は主として各戸負担によりまかなう。
- ロ、部落で共同でおこなう行事はすべてこの経費でまかなうので、別に(衛生費、子供会費、婦人会支部費とか、お祭りの経費とか例年、定期的に行なう行事に要する経費は)徴収しない。

5 公民館分館運営上の問題点

- (1) 過疎現象で子供会などの人員が少なく、活動に勢力が足りず、沈滞し勝ちになる。
- (2) 特に青年男女の数が少なく、分館活動が不活発になるだけでなく、後継者問題、部落の将来のあり方など大きな問題に直面している。
- (3) 家族の構成上、中堅年令層が少ないため、老幼の考え方の断層がひどく、家庭生活を円滑にする人間関係をつくる必要がある。
- (4) 戸数が少ない割りに、職業の種類が多く生産活動に部落全体としてとり組むことができないでいる。部落の将来と考え合わせて、何とか打開せねばならない時がきている。
- (5) 公民館本館は、本館独自の行事をなるべく少なくして、分館や部落公民館が各々部落に則して地域性のある活動ができるよう経費を助成し、指導助言をすることを中心の仕事としてほしい。

メ モ

問題提起

添田町地区館（類似施設）の現状

添田町社会教育主事 中島 彬

1 添田町の概況

面積 132 Km<sup>2</sup>、戸数 4686、人口 17484 人  
（S35に比較すると戸数で946戸、7686人の減少）

教育施設

小学校 6、中学校 3、高校 1、保育所 3、幼稚園 1、中央公民館 1、（支館ナン）地区公民館（類似施設）37、（無施設含む）行政区 36

2 地区公民館の現状

- 1) 地区公民館の施設及び組織と活動の状況別表 1.
- 2) 地区公民館の連絡研修組織  
添田町地区公民館長会（年間 6 回開催）  
公民館活動推進協議会（年間 2 回開催）  
役員 会長 1 副会長 2 会計 1
- 3) 館長会の目標
  - (1) 地区公民館相互の連絡提携と共通課題の研修協議。
  - (2) 運営組織、推進組織の整備強化。
  - (3) 施設設備の充実をはかるため、未施設地区の公民館建築促進と建築費の補助、運営費、事業費の補助金増額運動の推進。
  - (4) 中央公民館との密接な連けいを図る。
- 4) 地区公民館に対する町費補助金
  - 建築、増改築に伴う補助  
対象経費の 20%以内 S41.4.条例制定
  - 活動費の補助  
研究指定地区館 1 館 10,000 ～ 12,000  
(7 館)  
その他は 1 率 年間 5,000 円

3 地区公民館の活動状況

- 1) 特徴的な地区館の主要行事 S44年度の調査から別表 2.
- 2) 事業内容 S44年度の実態調査から別表 3.

4 中央公民館と地区公民館との関係

社会教育推進の拠点として、中央公民館は昭和32年より転用施設の中で各種の行事や運の展開をして来た。昭和 41年、町民や関係機関団体の盛り上げる熱意で本館が改築され社会教育関係団体の研修や各種の学級講座や相談事業、その他一般利用も年毎に増加している。（S44年度の利用件数 987、延人員

25,064人）一方公民館活動は地域の生活基盤にたって行わなければならないが、地区公民館活動に対する育成、指導は体制的には不充分である。（活動、組織、施設の状況別表 I に参照）

農村地区では比較的施設（建物）はもっていて、組織や利用も子供会、婦人会、長生会、その他会合に多く使用されている。公民館活動の十分できない条件をもった地区が相当ある中で、中央公民館としては、地区公民館活動推進対策として、

- 1) 公民館活動に対する意識調査の実施と問題把握の上にとった資料や情報の提供。
- 2) 自治組織の充実とグループ活動の育成助長を図る。
- 3) 地区公民館役職員の研修機会を多くもつ。
- 4) モデル研修指定地区館の指定と重点的指導を図りその成果を一般地区へ波及していく。
- 5) 山間へき地や未浸透地区に移動公民館を開設し公民館活動の浸透に努める。

5 問題点

- 1) 施設面から
  - (1) 現有施設は規模も小さく 100m<sup>2</sup> 以上の建物をもつ地区公民館が 2 1 館中 7 館しかない。しかもその中で併設館 7、転用館 2 で十分施設機能を果せない。
  - (2) 公民分館が建設されてないため、類似公民館は公立公民館的に考えられ、町費の投資が多くなっている。
  - (3) 施設をもたない青空公民館が 15 館もある。
- 2) 組織と事業面から
  - (1) 地区公民館長が行政区長と兼務している。兼務の状況は別表に示すとおりである。行政の末端組織である行政区長と、地域住民の自治活動として機能を果さなければならない地区館長の仕事の内容がちがうと思われるがしかし当町では、地区公民館に対する補助金が少ないため、活動費の大半が部落費より支出されている。したがって区長が館長をしないと予算面で困る点があるため兼務が多いとも考えられる。
  - (2) 地区公民館活動費が少ないため、活動家も少なく役員だけの活動になっている面がある。又公民館活動に対する理解者、協力者、活動家が少ないため一般住民のものとなっていない。

(3) 中央公民館における指導体制が十分できてない。

## 6 これからの努力目標

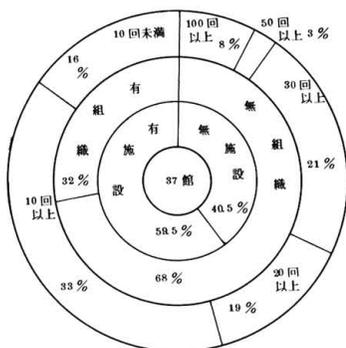
- (1) 地区公民館はあくまで「社会教育施設である」という観点にたつて性格を明らかにして、施設々備が充実されなければならない。
- (2) 地区館活動を推進して行くためには、村づくり、地域づくりを自主的、自治的に実践する、機能集団（婦人グループ、壮年グループ、生産グループ等）を育成して行かなければならない。
- (3) 本町過疎化は県下でも有数の地域社会にある中で行政区単位の地区公民館から小学校区単位の公立公民館が必要になって来た。

未来を開くため学習機関として活動して行くためには現在の1部落、1地区公民館の小規模な、施設、組織運営では余りにも貧弱で充分な発展をすることはむづかしい。もう少し、地域を広域化して、1小学校区1公民館（本町では最低6館）の公立公民館を建設して、設備、人、予算など条件が備えられその施設が地域のコミュニティセンターの役割を果たすときにはじめて、公民館活動が軌道にのって地域住民の生活文化が高まて行くものと確信する。

その実現を期するため、地区館運動を地域住民に働きかけ、気運を高めなければならない時点に來ていると思う。

（別表の1） 地区公民館の施設及び組織活動状況

対象地域別	施設				組織			館長		その他の役職		利用回数					
	有	無	計	設置率	有	無	組織率	専任	兼任	副館長	主事	100回以上	50	40	20	10	10未満
農村地域	17	5	22	77%	10	12	45%	6	16	5	1	3	1	7	4	4	3
町地域	4	6	10	40%	5	5	50%	1	9		2				2	6	2
住宅地域	1	4	5	20%	0	5	0	1	4	1				1	1	2	1
計	22	15	37	59.5%	15	22	32%	8	29	6	3	3	1	8	7	12	6
率	59.5%	40.5%	100%		32%	68%	100%	22%	78%	16%	8%	8%	3%	21.6%	19%	33%	16%



別表2の1

### 上津野地区公民館事業計画書

戸数 119 人口 523

#### 1. 本年度の努力点

- ① 壮年部の結成
- ② 子供会の健全育成
- ③ 国旗掲揚運動の推進
- ④ はえ撲滅運動の推進

#### 2. 本年度事業計画

月別	事業名	参加対象	摘要
4	運営委員会	運営委員	
4	公民館総会	各戸全員	
4	子供会総会	育成会員子供会員	
5	青年会研修会	青年会員	
5	運営委員会	運営委員	
6	運営委員会	〃	
7	子供会営火祭	育成会員子供会員	
7	青年会レクリエーション	青年会員	
8	運営委員会	運営委員	
8	戦没者慰霊盆踊	全員	
8	青年会野外活動	青年会員	
9	運営委員会	運営委員	
9	郷土レクリエーション大会	全員	
10	青年団バレーボール大会	青年会員	
10	子供会ハイキング	子供会員	
11	運営委員会	運営委員	
12	〃	〃	
12	青年会ダンスパーティー	全員	
1	運営委員会	運営委員	
2	運営委員会	〃	
2	農事講習会	全員	
2	青年卓球大会	青年会員	
3	運営委員会	運営委員	
3	子供会送別会	子供会員育成会員	
3	青年会総会	青年会員	
摘要	機関紙「かみつ」毎月1回発行		

別表2の2

添田西地区公民館事業計画書

1. 戸数 142 人口 467
1. 本年度の努力点
- ① 公民館組織の強化
  - ② 住みよい環境をつくろう  
(花いっぱい運動推進、河川、道路清掃、カ、ハエの撲めつ)
  - ③ 親子関係をよくしよう(親子スポーツの推進)
  - ④ 交通事故をなくする運動の推進
2. 本年度の事業計画

月別	事業名	参加対象	摘要
4	公民館総会	全 員	
4	花いっぱい運動	全 員	
5	道路及び河川清掃	全 員	
5	全町体育大会参加	全 員	
6	子供会研修	子供会員	
7	環境衛生 環境衛生講座	全 員	
7	防犯灯の整備 及び増設	関係各部	
8	学童水禍事故防止	関係各部	
8	地区内清毒	関係各部	
9	交通安全教室 と推進	全 員	
10	検 討 会	関係各部	
12	交通安全教室 と推進	関係各部	
12	年末年始防犯	同 上 全 員	
2	映 写 会	全 員	
3	先進地視察研修	運営委員	
3	反 省 会	運営委員	
摘 要	機関紙「添田西公民館報」毎月1回発行		

別表2の3

伊原地区公民館事業計画書

- 戸数 162 人口 562
1. 本年度の努力点
- ① 企画運営の推進強化
  - ② 青少年の健全育成
  - ③ 成人教育の振興
  - ④ 明るい我が家づくり
  - ⑤ 保健体育の振興
  - ⑥ 食生活の改善推進
2. 本年度の事業計画

月別	行事名	参加対象	摘要
4	公民館総会	区民全員	
4	新入学児童の 励し会	主婦会と 新入児	
5	家庭教育講座	成人男女	
5	体力づくり 歩行運動	老 人	
6	交通事故を なくす研究会	壮 年 育 成 会	
7	区内一斉大掃除と 下水溝の共同消毒	区民全員	
8	囲 碁 大 会	愛 好 者	
9	バレーボール大会 ソフトボール大会	壮年・子 供・婦人	
10	区民体育 レクリエーション大会	区民全員	
10	明治百年 記念講演会	区民全員	
11	体力づくり 歩行運動	老 人	
2	会計簿記帳講習会	主 婦	
摘 要	食生活改善グループ活動 主婦 毎月実施 生花グループ活動 " "		

別表3

昭和44年地区館調査による(対象地区館25館)

(1) 事業内容

行事内容	総 会	環境衛生	保健衛生	新生活運動	体育レク	生産講座	教養講座	
実施館数	9	10	6	6	13	4	5	
	趣 味	機関紙発行	交通安全	諸 会 合	こん親会	敬 老 会	子供会青年会長生会	その他
	3	2	2	13	3	8	18	3

(2) 予 算

金 額	1万円前後	2万円以上	5万円以上	7万円以上
館 数	3	1010	8	5

全体討議

1. 分科会報告 4部門
2. 分科会研究の集約と新しい公民館のあり方についての全体討議

報告者

九州産業大学講師 羽 江 忠 彦

九州産業大学講師 猪 山 勝 利

福岡県新生活運動協議会  
企画主査 水 摩 安 正

浮羽町長 鍵 水 速 太

司会者

八女市中央公民館長 平 島 忠 太 郎

高田町公民館長 今 村 雅 美

---

メ モ

記念講演

演題 「情報化社会における教育の未来像」

講師 毎日新聞福岡総局長 畑 山 博 氏

---

メ モ

## 参 考 資 料

- 1 福岡県公民館施設及び職員体制の現状と課題
- 2 昭和44年度社会教育関係費調査
- 3 全公連第2次専門委員会中間報告
- 4 部落・町内公民館建築に対する市町村の補助状況
- 5 優良公民館紹介

# 1 福岡県公民館施設および職員体制の現状と課題

## 1 公民館施設の現状

### ア 設置数

本県における公民館の設置率は全国的にみても高く、昭和21年文部省次官通達がなされて以来各市町村とも精力的に整備がすすめられてきて、早くから設置率100%に達している。しかし、その内容を検討してみると、社会教育法が制定されて20数年を経過しているにもかかわらず、条文のみの設置でその実態がないもの、教育機関としての機能を果し得ないものなど、年と共に市町村間の差が生れてきている。

現時点で99市町村で、293館が設置されていて、その内訳は本館（連絡調整に当る公民館として位置づけているところが多い）99館、地区館194館で公立の分館はない。社会教育法第21条による法人組織による公民館があるが、集計の中にはいない。

市郡別に設置数をまとめてみると第1表のとおりである。

第1表 市郡別公民館設置状況

#### ア、市 部

市 名	種 別			計
	本館	地区館	分館	
福岡市	1	65		66
久留米市	1			1
大牟田市	1		(14)	1
北九州市	5	46		51
門司区	(1)	(3)		(4)
小倉区	(1)	(11)		(12)
八幡区	(1)	(19)		(20)
若松区	(1)			(1)
戸畑区	(1)	(13)		(13)
直方市	1	1		2
田川市	1			1
飯塚市	1	3		4
柳川市	1	6		7
山田市	1	4		5
甘木市	1	10		11
八女市	1			1
筑後市	1			1
大川市		6		6
行橋市	1	8		9
豊前市	1	8		9
中間市	1			1
計	19	157		176

### イ 郡 部

郡 名	種 別			計
	本館	地区館	分館	
筑紫早良郡	6	5		11
粕屋郡	9	1		10
宗像郡	4	2		6
遠賀郡	4			4
鞍手郡	3	6		10
嘉穂郡	8	3		11
朝倉郡	6			6
糸島郡	2	9		11
浮羽郡	3			3
三井郡	3			3
三潁郡	3	2		5
八女郡	6	2		8
山門郡	5			5
田川郡	9			9
京都郡	4	6		10
築上郡	5			5
計	80	37		117
合 計	99	194		293

### イ 施設の内容

293館の中240館は独立施設で76%に当る。他の53館は市民会館、町民会館、役場、教育委員会、役場支所などに併置されている。併置されている中で、公民館として機能せず無施設に等しいものが20館に及んでいる。とくに市においては山田市町村においては太宰府町、早良町、志免町、新宮町久山町、粕屋町、津屋崎町、岡垣町、若宮町（本館老朽）小石原村、田主丸町、北野町、太刀洗町、上陽町、方城町、椎田町、築城町はマスタープランの中で早急にその整備が望まれる。

独立、併置、無施設別の実態は第2表のとおりである。（山田市は本年度建築予定）

第2表 独立、併置別公民館数

郡市別	公民館数	独立	併置	無施設	計	
市	本	19	9	0	19	
	地	157	142	10	5	157
郡	本	80	56	9	15	80
	地	37	33	4	0	37
計	本	99	65	19	15	99
	地	194	175	14	5	194

※無施設は併置館の中で、教育的な機能を果し得ない館をいう。

### ウ 施設の規模

施設の規模については、「公民館の設置運営に関する基準」に示されている330㎡以上の公民館は182館で61%である。都市化にともない市民の要求に応ずる社会教育の中心施設として機能するためには、150㎡以下23館であり、集会的な役割以上にはできないのではないだろうか。市部でも学

校区毎に設置した公民館は基準以下が多い。郡部においては、中央公民館方式をとる町村が多く、近年公民館建設の気運が高まり、内容規模も基準を大きくうまわった施設が建築される傾向にあり、1000㎡以上のものが建築される傾向にあり注目される。

公民館の規模別状況は第3表のとおりである。

第3表 規模別公民館数

区別	種別	基準					無施設	計
		以下 150㎡以下	151㎡～ 329㎡	330㎡～ 499㎡	500㎡～ 999㎡	以上 1000㎡以上		
市	本館	1	1	4	5	8		19
	地区館	18	68	31	35		5	157
	計	19	69	35	40	3	5	176
郡	本館	1	7	10	37	10	15	80
	地区館	3	12	16	4	2		37
	計	4	19	26	41	12	15	117
総計		23	88	61	81	20	20	293

### エ 施設の構造

建設構造は81%が木造であるが、近時建設されている公民館は大部分が鉄骨鉄筋でデラックス化してきている傾向にある。

構造別公民館数は第5表のとおりである。

第4表 構造別公民館数

構造別区分	木造	鉄筋	鉄骨 ブロック	無施設	合計
市	152	18	1	5	176
郡	80	19	3	15	117
計	232	37	4	20	293

### カ 部落町内公民館施設状況

部落町内館の施設については、住民の最も身近な教育施設としてその要求度も高く、生活センターの意味も含めて建築がすすんできている。各市町村においては、建築補助規定を設けて設置の促進を図るようにしているところが多くなってきた。(別記部落町内公民館建築規定参考資料参照)

本県においては、部落町内公民館に対する直接的補助はだしていないが、市町村が設置する場合には1館10万円の補助をだしている。

部落町内公民館の総数は、市部で1909館にのぼり、内有施設は1063館である。

郡部は2523館で有施設数は1686館で、有施設率は60%と高率である。

### オ 昭和44年度公民館施設補助状況

第5表 昭和44年度に国庫補助をうけて建築された公民館

施設の名称	中央館 地区館 の別	構 造	建 築 延面積	建 築 工事費	国庫補 助金額
			㎡	万円	万円
大 牟 田 市 三川公民館	地区館	鉄筋	493	2,210	250
小 郡 町 中央公民館	〃	〃	678	4,317	250
城 島 町 公 民 館	〃	〃	1,030	5,142	380
高 田 町 中央公民館	〃	〃	1,161	6,541	380
小 竹 町 中央公民館	〃	木造	493	1,536	120

## 2. 公民館施設の課題

### (1) 公民館施設の独自の機能の確立

公民館は地域住民の最も身近なところで、生々しい生活に即して行なわれる教育を行なう施設である。従ってそこですすめられる教育は、教育というよりも教育活動であり、生活実践を組織的に行なうプロセスの中で個人の意識の変容と教養の向上に迫るものである。このことは公民館の初期構想の底流をなすもので、人づくり、村づくりの総合的拠点といわれている所以はそこにある。

しかし都市化の進行と共に、すべてのものが機能分化し専門化の方向をたどってきている。今まで、公民館もっていた多くの機能も他の専門施設、分化施設にその主体が移行していきつつある現状である。

このような中で公民館の独自性が問われてきて

いる。「住民の高度な専門的教育要求に対応できる教育施設」としての機能を整備することが、自らの独自性を創造するポイントである。

### 3. 公民館適正配置に伴う設置基準の改正

現行設置基準は、現時点では多くの問題が提起される。行政レベルで迫ってきている広域行政化あるいは新全国総合開発計画、自治省が提示している生活圈構想などの一連の動きは、社会教育法が助長行政の故をもって、現行の基準以下において、公民館の配置が実施される可能性がある。それぞれの市町村において、住民の教育を最低限度に保障するための、社会教育施設の適正配置を計画化するとともに、現行法規の改正を要求するための運動の組立てが必要である。

### 4. 教育機関としての施設設備の充実の促進

当面の課題として

- (1) 公民館の未設置市町村に対して計画的にその解消につとめる。
- (2) 都市公民館における併置を速やかに解消すること

とにつとめる。

(3) 100㎡以下の公立公民館の解消

(4) 教具、教材の整備が立遅れている現状に鑑み、その実態を把握するための調査を行なうとともに計画的整備計画を樹立する。

(5) 公民館を含む社会教育施設の適正配置計画を県として確立する。

## 2) 公民館職員体制の現状と課題

### 1. 公民館職員の状況

施設とともに職員は教育機関としての二つの重要な柱であることはいうまでもないが、法制上その規定がすこぶるあいまいであること、市町村財政の貧困、行政事務の合理化などにより最小限度に定数がおさえられる現状にある。その上に、教育の専門職としての身分保障も待遇もあてられず、市町村では配置転換など行政レベルでのみで行なわれるなどきびしい状況にあるといわざるをえない。

公民館職員の配置状況は第6表のとおりである。

第6表 公民館職員構成数

職名 区分		館長	副館長	公民館主事	事務吏員	書記	用務員	計
専任	常勤	26	5	199	89	14	106	439
	非常勤	17	3	10		5	2	37
嘱託	常勤	12	1	9		1	24	47
	非常勤	121	16	41	1		32	211
兼任	常勤	69	8	123	13	9	2	224
	非常勤	11	3	5		1		20
計	常勤	107	14	331	102	24	132	710
	非常勤	149	22	56	1	6	34	268
総計		256	36	387	103	30	166	978

前年度に比し総体的には9名の増加（前年度969名）を示している。特徴的にいえることは公民館の中核である主事が87名増加し、その内専任主事が66名の増員をみていることである。（前年度公民館主事総数300名、内専任は133名）減員は用務員、技術員が大巾に減って28名の減となっている。

その他はほぼ前年同様といえることができる。県下293館で1館当たり3.3人であるが、常時教育活動に専念し得る職員数は専任で用務員を除き1.9人ということになり、前年度とほぼ同率となるが、兼任の常勤222名も専任常勤として考えることができるので2.7人となり、前年よりうまわまっている。

次に館長ならびに公民館主事を兼任している職員の本務について検討してみると、第7表、第8表のとおりである。

第7表 館長兼任者の内訳（80名）

	首 長	教 育 長	課 長	社 主	公 主	館 長 会	文 化 館	図 書 館	小 学 校	区 長	家 長 の	計
市	1	0	6	1	1	2	1	8	0	1		21
郡	11	38	3	3	2	0	0	0	2	0		59
計	12	38	9	4	3	2	1	8	2	1		80

市部にあつては、社会教育課長の兼任が多く、とくに小都市にその傾向がみられる。郡部にあつては教育長兼任が多く、ついで町村長となっている。町長の兼任の多くは粕屋郡で、特徴的に見ることができ、9ヶ町中7ヶ町が館長である。このことは、予算の獲得とか、首長の公民館に対する理解と積極的参加はできるということはあるけれども、いくつかの矛盾を含んでいる。法的にみると教育委員は「地

方行政の組織および運営に関する法律」第4条に見られるように、地方公共団体の長が任命するようになっている。館長の任命については、社教法第28条に明らかなように教育委員会が任命するようになっている。したがって、任命権者が任命した委員会

から任命をうけるという形になっている。第2点は行政と教育との癒着が懸念される。教育の一般行政から分離された教育独立の原則はここでも生かされるべきではないかと思われる。

第8表 兼任常勤公民館主事の内訳（123名）

	教育長	課長	社教主事	社教係長	社教係	館長	支所長	体育指導主事	委員会事務局長	学校教育係	広報係	議会事務局員	研修員	合計
市			9		10	2			1				2	24
郡	1	4	45	9	27		4	1	2	3	2	1		99
計	1	4	54	9	37	2	4	1	3	3	2	1	2	123

兼任常勤の領域は、職名上は異なっているけれども、社会教育関係事業ならびに、公民館事業を実質的に行なっている者ということができる。

表でも明らかなように、都市部において社会教育行政者と教育事業実施者、専門指導者とが職務の上で役割が明確になってきていることがいえる。郡部においては未分化であり兼任専任の区別が実質的意味をもっていない状況であって、行政と教育機関職員とのゆ着が定員の不足とかかわって常時化、定着化してきているのは問題であろう。

## 2. 公民館職員体制整備の課題

### (1) 公民館長専任化の促進

公民館長の必置については法にも明らかにされているにもかかわらず、293館中専任館長は261（10%）にすぎない。教育機関としての独自性を確立し、高度な経営管理をすすめていくための専任館長の必置性は欠くことのできない要諦である。

### (2) 公民館主事の法的身分の明確化

公民館主事は法制上の職名ではなく、正式には主事とか事務吏員として発令されているところが多い。通称として公民館主事と呼ばれている場合が多い。

公民館において、実質的には教育事業の企画運営の責任をもっている職員の専門職員としての位置づけと身分の確立が法的に確立されなければならない。

### (3) 公民館主事の定員の確保

各市町村における1館当りの実務数は前記したように館長主事の非常勤のものを含めて2.7人であるが、市町村の間で格差があり、ところによっては教育長が主事を兼任するという状態もある。したがって、法的にも公民館の設置基準の中で定員を確保するよう明らかにすべきである。

### (4) 公民館主事の研修の拡大と資格

専門職としては、社会教育主事、司書、学芸員があげられるが、施設の専門職としての公民館主

事の専門性が住民の教育要求の高まりとともに要請されてくると思われる。

この意味から、現時点における研修の機会を各市町村教育委員会で計画的に与えることが必要である。さらに社会教育主事と同様に、資格取得のための行政的措置が望まれる。

### (5) 社会教育行政と教育機関との分離

現状は、公民館に教育委員会が同居しているとか、教育委員会に公民館が間借りしているというように、施設の中での同居、あるいは法的に社教法第5条の教育委員会の行なり所管事務と、第20条の公民館が実施する事業との重複、などで特に社会教育関係では未分化の状態である。

このことは、相互の兼任ということによって安易に考えられやすく、公民館が学校施設と同じレベルで理解されずにその性格、機能を明確にすることの障害となっている。この壁を破ることは、教育機関としての職員の専任化を促進し、館長の権限を拡大することにも関連して行くので、市町村においての解決が望まれる。

以上のことはいずれもこと新しいことではなく、20年来、公民館人が叫んできたことである。特に貧弱な市町村では、これが実現については限界にきていると思われる。国民1人1人の教育をうける権利を保障しようやく高まりつつある生涯教育を実現していくためには、抜本的な国の施策にまつところが大きく、現行法の適正な改正が望まれる。そうでなければ、各市町村の格差はますます大きくなっていくことが予想される。

この意味から、44年度全公連から提起されている法改正の試案は大きい意味をもつものと思われる。これが実現のための研究と努力が現場人の中で望まれる。

## 2 昭和44年度社会教育関係費等調査

1. この調査は、昭和44年度（補正後）の予算をもとに作成を依頼したものである。
2. 社会教育費の内訳について（5項社会教育費）は次のとおりに分類したものである。
  - (1) 人件費
    - 1節（報酬）、2節（給料）、3節（職員手当）
    - 4節（共済費）
  - (2) 事業費
    - 7節（賃金）、8節（報償費）、9節（旅費）
    - 11節（需用費）、12節（役務費）
    - 14節（使用料および賃借料）
  - (3) 負担金および補助金
    - 19節（負担金、補助および交付金）のうち負担金と補助金についてのみ
  - (4) その他
    - ① 上記(1)～(3)以外の経費である。
    - ② 文部省委嘱事業費は除いている。

社 会 教 育 関 係 費 調 査

区分 市町村名	総予算に対する 教育費の割合	教育費総額に対する割合		社 会 教 育 費 千円
		学 校 教 育	社 会 教 育	
福 岡 市	14	90	10	439,991
久 留 米 市	14	79	13	117,359
大 牟 田 市	11	73	11	86,513
直 方 市	10	87	13	29,715
田 川 市	8	84	16	44,619
飯 塚 市	9	70	30	147,080
山 田 市	5	87	13	11,279
筑 後 市	11	84	15	17,315
行 橋 市	13	52	10	20,030
豊 前 市	8	73	27	23,024
中 間 市	8	74	13	13,435
筑 紫 野 町	13	85	15	16,662
春 日 町	32	90	10	23,259
大 野 町	42	74	26	59,382
早 良 町	11	90	7	2,247
宇 美 町	10	66	13	5,689
篠 栗 町	11	73	27	7,575
須 恵 町	8	70	18	6,667
新 宮 町	18	96	4	1,697
志 賀 町	21	92	7	3,318
粕 屋 町	12	47	9	5,807
宗 像 町	15	76	9	14,116
福 間 町	24	89	11	13,210
津 屋 崎 町	12	79	21	6,367
玄 海 町	18	83	8	5,728
芦 屋 町	19	86	6	12,157
水 巻 町	13	83	6	6,896
遠 賀 町	13	86	14	3,105
小 竹 町	19	60	40	28,074
鞍 手 町	14	85	15	10,480
宮 田 町	14	89	11	14,856
若 宮 町	25	91	9	7,434
碓 井 町	12	63	17	4,991
筑 穂 町	16	89	11	4,464
穂 波 町	14	88	12	10,770
額 田 町	7	70	13	2,823

社会教育費の内訳(%)				人 口	住民1人当りの教育費		公条民館の設置無	部公補有 落民助 町館規 建程内 築の無
① 人件費	② 事業費	③ 負担金および補助金	④ その他		学 校 教育費	社 会 教育費		
35	11	3	51	833,424	5,080	528	○	×
34	7		32	189,735	3,831	618	○	○
	56	9	2	180,640	3,136	479	○	×
	57		20	61,817	3,185	481	○	○
	45	18	6	67,180	3,530	664	○	×
23	14	5	58	76,495	4,475	1,922	○	○
41		30	29	20,045	2,860	421	○	×
	62		20	42,254	2,888	528	○	×
	54		28	49,637	2,900	400	○	×
		68	22	32,997	2,035	758	○	×
	38		37	33,779	2,280	410	○	×
	31	18	42	38,065	2,554	438	○	○
	26	14	12	40,194	5,423	579	○	○
8		74	18	32,061	5,192	1,852	○	○
	57		29	9,811	3,187	229	○	×
	46		31	19,645	1,480	289	○	×
	52		25	14,785	1,926	512	○	×
	27	20	41	12,393	2,087	538	○	×
6		67	27	10,812	3,672	156	○	○
	53		15	8,973	4,901	369		
22	21		39	17,647	1,641	329	○	×
	45		25	28,218	4,444	500	○	○
	37	10	53	18,611	5,662	710	○	○
	56		15	11,515				
	45		23	9,717	5,783	589	○	○
	42		29	17,789	9,399	683	○	○
	52		27	27,495	3,544	251	○	×
	63		14	9,871	2,237	314	○	×
16	7	3	73	11,917	3,446	2,359	○	○
	46		23	20,571	2,849	509	○	×
	61		17	31,139	3,770	477	○	○
	54		18	11,986	6,029	620	○	×
	75		15	7,129	2,543	700	○	×
	47		36	14,643	2,569	304	×	×
	50		19	26,948	2,945	399	○	○
	37		40	8,265	1,848	342	○	×

区分 市町村名	総予算に対する 教育費の割合	教育費総額に対する割合		社会教育費 千円
		学校教育	社会教育	
杷木町	2.2	8.6	1.3	9,207
宝珠山村	1.7	8.3	1.7	2,885
朝倉町	1.9	8.7	1.3	6,099
三輪町	1.2	4.5	8	2,351
夜須町	2.4	8.6	1.4	9,923
前原町	1.5	8.1	1.9	20,736
二丈町	1.8	7.2	3	1,515
田主丸町	1.5	6.3	8	7,342
浮羽町	1.6	4.2	9	7,560
北野町	3.5	9.0	1.0	11,866
小郡町	2.7	6.8	3.2	62,701
太刀洗町	2.7	8.3	1.7	9,078
城島町	3.4	5.2	4.4	55,254
三瀨町	2.0	8.4	9	5,418
黒木町	2.5	8.0	3	4,637
上陽町	1.3	7.9	7	2,085
立花町	1.1	5.6	6	3,498
広川町	1.6	8.4	7	2,808
矢部村	1.6	8.8	7	2,049
星野村	1.3	8.6	1.3	4,847
瀬高町	1.3	8.5	1.5	14,629
大和町	1.7	9.0	1.0	7,858
三橋町	1.3	6.9	1.3	6,861
山川町	3.8	9.3	7	6,573
高田町	2.6	4.0	6.0	75,274
糸田町	1.9	8.5	8	6,946
赤池町	1.5	7.2	1.3	2,568
刈田町	7	6.3	9	9,119
犀川町	2.7	9.0	4	4,491
豊津町	1.8	8.8	8	5,996
築城町	3.4	5.9	4.1	44,975
新吉富村	1.3	6.3	2.5	2,303
大平村	1.3	5.6	2.3	5,789

社会教育費の内訳 (%)					人 口	住民1人当りの教育費		公条民例館の設置無	部公補有落民助館規町建程内築の無			
① 人件費	② 事業費	③ 負担金および補助金	④ その他			学 校教育費	社 会教育費					
18	77			5	11,500	5,146	800	○	×			
36		57			5	2,879	4,824	1,002	○	○		
44		37		6	12	12,735	3,294	479	○	×		
9	68			8	15	8,952	1,420	262	×	×		
22		67			5	7	9,937	6,189	998	○	×	
32		15	11	43		31,136	2,809	665	○	○		
7	70			23		11,830	3,440	128	○	×		
47		16	17	20		23,705	2,351	309	○	×		
46		33		13	8	19,714	1,965	430	○	○		
23		14	4	54		12,864			○	×		
9	3	3	85			30,000	4,419	2,090	○	×		
34		17	6	44		13,142	4,731	690	×	×		
2	3	1	94			14,463	4,538	3,820	○	×		
67		26		7		12,526	4,244	437	○	×		
48		24	22		6	20,443	6,413	226	○	×		
59		28		12	1	6,175	3,803	337	○	×		
32		42		22		4	16,586	2,058	210	○	×	
62		19		14	5	15,254	3,222	273	○	×		
65		24		11		3,959	6,316	518				
23	19	11	47			5,809	5,426	834	○	×		
40		29		22		9	28,555	2,983	512	○	○	
52		17	20		11		20,840	3,630	370	○	×	
59		16		24		1	17,256	2,957	397	○	×	
27	18	15	40			6,810	13,166	965	○	×		
5	3	3	89			19,074	2,613	3,841	○	×		
44		19	26		11		10,382	7,546	669	○	×	
70			22		8		4,100	4,360	780	○	×	
63		9	25		3		27,000	2,288	337	○	×	
50		20		25		5		10,751	10,318	418	○	×
9	7	21	63			8,572	7,804	695	○	×		
7	90				2	1	12,085	5,245	3,721	○	×	
13	37		22		28		4,271	2,185	539	○	○	
30		26	16	28		5,582	2,506	1,037	○	×		

### 3 全公連第2次専門委員会中間報告

#### 第1部会中間報告

##### 都市化に対応する公民館のあり方(試論)

まえがき

現代の日本には「都市化」という急激で巨大な社会変動が進行しつつある。

われわれは、さきに生きた公民館活動を展開するための道標として「公民館のあるべき姿と今日的指標」(以下「あるべき姿」と略称する)を世に問うた。

このあるべき姿も、発表後すでに3年を経過した。その間、社会の大きな変動を経た現在、「あるべき姿」の先駆的意義を高く評価しつつ、そのすぐれた成果の上に立って、再び「公民館とは何か、何をなすべきか」という根源的な問題を問い直すことは、社会教育の現代化が叫ばれ、公民館の新思路が求められる今日、きわめて意義のある試みといえよう。

今回は「都市化に対応する公民館のあり方」というテーマのもとに「あるべき姿」を基調として、とくに「都市化」という視点から社会教育の果たすべき現代的役割りをさぐり、生涯教育の基盤確立との関連において、公民館のイメージを焦点化し定着化しようとするものである。

#### 第1 都市化と公民館のあり方

##### 1. 都市化と社会教育の今日的意義

(1) わが国、経済社会の急激な変動、なかんづくその地域社会における現象は、これを「都市化という観点からとらえることができる。いうまでもなく「都市化」の基本指標は、第1に、人口の都市集住度であり、したがってそれともなう都市の膨張、周辺非都市的地域の都市的環境化の進行の度合である。(地域の都市化) 都市化は、現在の日本においては、「過密」と「過疎」という問題をとともなり形で生起している。

(2) 人口の過度な集中は、都市における経済社会活動相互、もしくは経済活動や社会生活、すなわち都市社会の「なかみ」そのものと、その「いれもの」ないし「場」である都市施設、資源との間にいちじるしいアンバランスとズレを生ぜしめている。そのひとつひとつを解きほぐしながら、都市生活という体系のバランスを確保しないかぎり、都市化は、現代人にとってマイナス条件の拡大再生産でしかない。

他方、人口の急激な流出地帯でも、同様の意味での都市化のひずみが生じている。ここでは、人口減少のため、地域社会の生活上の基礎条件の維持が困難になり、また資源の合理的な利用もむず

かしくなって、地域の生産機能が低下し、その結果、さらに人口密度が低下するばかりか、人口の質も変化(非生産年齢人口化、高齢化)がすすんで、生活のパターンが崩れ、生活意欲も減退してついにコミュニティの完全な崩壊にまでいたることさえみられるのである。

(3) 第2の都市化の基本指標は、都市的な生活様式のすべての地域への広範な浸透過程に見出すことができる。いかにいけば、地域社会に住む人々の「生活の都市的性格化」(生活の都市化)である。

ただし、この傾向についても、それ自体が問題なのではなくて、この新しい生活様式への変化のスピードがあまりにも急激であることに問題がある。つまりスピードがもたらす摩擦が、人々の生活体系全体を過熱させてしまい、それが既存の地域社会における人々の生活構造の解体と変化への不適応を生むのである。

(4) しかしまた、都市化は、地域社会に新たな教育需要を作り出している。地域社会条件と生活の変化が、新しい環境への適応を促す地域住民の学習意欲を引き出し、生活様式の変化が、生活の時間的ゆとりを社会教育の場に市民たちを導く契機ともなっている。

地域社会の生活環境条件に対する住民の関心の高まり、生活に根ざす学習意欲の増大、より高度な生活技術の習得への希求、人間的・文化的な教養へのあこがれなどの教育需要に応じて、社会教育がみずからの態勢を整え、生活を切りひらく教育の総合的体系を樹立し、多様化、高度化する教育要求に応えるべき機は熟したといえよう。

##### 2. 都市化と公民館のあり方

(1) 以上のごとき社会教育への今日的要請に対して公民館は従来からもっていた地域社会教育の拠点としての役割りを十分発揮しなければ、それ自体として存在することの意義すら失われてしまうおそれなしとしない。公民館は、いうまでもなく、「教育施設」である。しかしながら、今日それは都市地域においては「おおむね」教育的「行事や事業が展開される建造物、ないしは「文化施設」と理解され、農村地域なかんづく過疎地域においては、「生活センター」として機能せしめられようとしている。

(2) こうした公民館イメージの分極化という現実の中でなお公民館をまず教育の場としてとらえたい。もちろん社会教育にあっては、日常生活のなかで

自己学習意欲をもったものが相互教育の形で学習をおしすすめることを第一義としている。したがって、一人一人が学習者であると同時に教育者であることも当然ありうる。また、日常生活そのもののなかで教育内容をそこに見出すことも多い。だが社会教育のもつこの日常性、生活性・自己学習性・相互教育性という特質にもかかわらず、そのいとなみが教育である以上は、十分意図され、組織化され教育条件や教育方法を整備すべきである。公民館はその方向で内容の充実がはからなければならないと結論づけることができよう。

したがって、この基本をはなれて、単なる利用施設、貸し館と考えられたり、象徴的な意味でのコミュニティ・センターとしてだけ受けとられたり、また住民談笑の場でのいとされたりするのはどうであろうか。

- (3) 組織化が激しければ激しいほど、以上のような公民館の教育的意義は強められなければならないと同時に、公民館は地域に普及している各種の社会教育施設ならびにそれに類似する施設と提携しながら、その教育的な核として機能することをはからなければならない。

これら多様な施設が地域住民の社会教育の機会を拡げているとき、それらをも活用しながら、かつ効率ある教育の実をあげるためにこそ、組織的な教育の機能を発揮すべき公民館の位置と役割が重要になってくるといわなければならない。

- (4) また、公民館のもつ教育的機能を十二分に発揮するために、その前提として地域住民をコミュニティのメンバーとして把握し組織づけることが必要である。コミュニティとは、地域社会という生活の場において、市民としての自主性と主体性と責任とを自覚した住民によって、共通の地域への帰属意識と共通の目標をもって、共通の行動がとられようとするその態度のうちに見出されるものである。生活環境を等しくし、かつそれを中心に生活を向上せしめようとする方向に一致できる人々が作り上げる地域集団活動の体系にこそコミュニティが醸成される。公民館は、そうしたコミュニティ志向的な住民が、しかも都市化の激しい今日において生活の学習をするという一点において集り場であり、それを教育的に組織する場である。

## 第2 公民館の現体的機能

### 1. 公民館の中心的機能

- (1) 公民館のはたすべき役割については、さきの、「公民館のあるべき姿」においては、①集会和活用（住民の集会活動の促進と相談や他機関への媒介など）②学習と創造（個人や小集団による継続

的・自主的な学習活動の促進とその条件設定）

③総合と調整（地域課題への総合的なとりくみと諸集団の連絡・調整による地域発展への貢献）としてとらえられている。しかし都市化の進んでいく現在および将来において、公民館のはたす役割を焦点的に考えていくならば、その中心的な機能は「学習と創造」の機能に集約することが必要となってくるのである。

- (2) 公民館の中心的な機能は、住民が個人で、あるいは集団でもって、自らの生活上の諸課題を発見し解決していくための学習活動とその指導体制づくりである。住民の生涯学習活動に対応する学級や講座その他の学習・教育の場を設定し、そのための教材その他の条件を整備することが何よりも大切な公民館の役割である。このことを通しての人間の変革こそが公民館の中心的な、そして、あるいは必須の機能である。いうなれば公民館は、「教育機関」としてのイメージをまず持つべきである。
- (3) しかし、この「学習と創造」の機能は現実のあらゆる公民館が直ちに所持しうる状況にはない。現実にはこの機能を欠いているものも存在する。しかしながら「教育機関」としての公民館機能はそれをめざす”志向点”として明確に位置づけ、その実現にせまりたいものである。
- (4) また同じ「教育機関」としての機能を持つ公民館にしても、その実態は段階的な差異を持っている。低い程度の学級・講座しか展開できえない条件の公民館もあれば、高度のそれを展開しているものもある。

また都市化の中での教育機関としての公民館は究極的には高等教育機能を内包するものであるべきである。したがって現に「学習と創造」の機能を持つ公民館でも、住民の欲求との関連のもとにそうした高度な教育機能の実現につとめる必要がある。

### 2. 公民館の総合的機能

- (1) 公民館の「学習と創造」機能は中心的・必須のものではあるが、その機能だけで公民館が終了してよいものではない。地域の茶の間としての集会機能や地域発展の原動力としての機能をあわせ持つことは必要である。そのための体制づくりは大切なものである。
- (2) こうした集会機能や地域づくり機能は学習活動の動機となったり、学習活動の成果を現実社会に反映するすじみちとなる。その意味ではこれらの全機能は一環した機能なのである。
- (3) しかしまた、学習機能を欠いた集会機能や学習

をとまわらない社会づくりの機能は、その発展向上に困難をとまうことが多い。いいかえれば、学習による人間の変革をとまわらないかぎり、これらの機能はほんものとはなりにくい。公民館の集会機能や社会づくり機能よりも「学習と創造」機能をあえて「中心的」として位置づけるゆえんである。今日のはげしい社会変革の中で、人間性をとりもどし、社会の将来をきりひらくという人間本位社会の実現をテーマとする現代における公民館の受持つべき役割りは、住民の生涯学習体制づくりをその原点とする。

### 3. 公民館の段階的機能

- (1) 公民館の中心的・必須な機能として教育的機能を位置づけたが、その“志向点”の達成をめざして公民館の種別化および段階的な機能の分担化が考えられる。
- (2) 公民館には対象地域の市民の日常的欲求に対応して、その日常的、一般的な学習欲求を満たし、その集団活動の場となり、機関・団体の連けいをはかり、市民意識の形成にせまる「地区的」な学習の場となるものがまず基本的に必要である。
- (3) しかしまた第2に、高度で多様化した学習欲求に対応し、それに必要な諸条件を整備して、継続的・組織的な教育事業を主として展開し、それを通じて市民の自治能力の向上に寄与する公民館も不可欠のものと考えられる。
- (4) なおまた、場合によっては、現今の市民行動として特徴化してきた、その生活圏の拡大化に対応するため、地区や行政区域をのりこえ、主として市民の通過地点に設置される公民館施設（たとえばターミナル公民館）も将来、現実のものとなるかもしれない。

### 第3 今後の具体的提案

これまで論じてきたような公民館の新しい映像について、その内実を確保するためには、さまざまな努力とその指標が設定されねばならないことはいうまでもない。ここではそれらのうちから若干のものをとりあげて提案としてみたい。

#### 1. 施設の機能的・有機的運営

公民館は生涯教育のための中枢機関として、市民の教育の必要にこたえ、継続的な学習の場としての実体をそなえなければならない。とくに、これまで整備がおくれていた高度の教育内容の展開にも意を用い、市民の大学としての本領を発揮するような施設の拡充が必要となっている。

同時に、自主的な団体やグループが自由に集会をもつことのできる拠点としても、広く開放されていなければならない。それは、デラックスな施設より

も、むしろ小集団にとって自由に、気兼ねなく、誰かれの区別なく利用できるような配慮の上で、管理・運営されることが大切である。

さらに、都市化状況の中で、孤独かつ孤立して、集団に属しえない人々が断然多くなっている実態をふまえ、(このことは過疎・過密ともに、理由はちがっても同じ) それらの人々に対して、積極的な魅力をもつ「いこい」「娯楽」「社交」のための場と雰囲気の設定される必要がある。それはたんなるロビーや談話室を設けることにとどまらず、孤立した個人が何れともあれ、好んで足をはこんでくれるような場でなければならず、さらにはその雰囲気の中で、ごく自然に仲間ができ、グループが育っていくような雰囲気が大切である。

そして、これらのことは、理想と現実の差を嘆くのではなく、いま現在の貧弱な施設状況の中でも、それを準備する積極的な努力と工夫こそが重要なのであり、またそれらの機能を有機的に活かす運営に意を用いなければならない。

ただし、公民館当事者の努力には限度があるので設置者をはじめ、国や都道府県が、公的な教育機関として、わけても高度の社会教育を担当する公民館について、条件整備の行政責任を積極的に果たす必要がある。

#### 2. 利用者の広域化に見合うための施設の設置および管理運営

都市化の進む中では、従来居住地域をこえた集団や職場を中心にした集団が増加しつつあり、それらの集団はこぞって自由に使用できる集会の場を求めている。また、そのことは、狭い限られた居住地域をこえて学習意欲が高まっていることを意味しているといえよう。

公民館はもともと一定の地域の住民を対象にできた施設ではあるけれども、これからはこのような都市化の中の集団の実体や人々の学習要求にどうしても応えていかななければならない。

そのためには、広域を対象にした広域的な公民館(ターミナル公民館)などの設置も考えられてよい。

また、その運営についても限られた一定地域の住民だけを対象にするいわば「地域社会主義」または「住民登録主義」をこえた館の開放的運営が、行政の中でもはっきりと確認されてもよい時点で立ちいたっているともいえるのではなからうか。

#### 3. 教育態勢の構造化

「公民館活動の核心は国民の生涯教育の態勢を確立するにある」と「あるべき姿」の中に唱われているが、この生涯教育の態勢の確立とは、一人の人間がいつまでも、どこまでも継続して学習を積み重ね

つづけるものでなければならない。その具体化（実際化）として教育態勢の構造化を強調したいのである。

いままでの社会教育における学習は、例えば、青年については青年学級、婦人については婦人学級や家庭教育学級というように、いわば一般的青年や一般的婦人を対象に想定し、内容的にもごく平均的なものが毎年くりかえされるというのが通例であったともいえよう。しかし今後は、一定の段階をマスターすれば次の段階にすすみ、さらに高度の段階へすすみうるような学習が用意されるというような教育態勢づくりが必要なのではなかろうか。

またそのような教育態勢は、公民館の未設置市町村を解消して、全国的にもれなく用意されなければならないと考える。

またこうした教育態勢をつくりあげていくためには、それに必要な教育設備の充実がはからねばならない。たとえば視聴覚的な設備や、テーピングマシンなどの充実をはじめ、教育工学の諸成果を十分に活用しうる現代的な設備の積極的整備がまた必要となろう。

そのために、公民館長の行政機関からの管理上の権限の委譲が大幅に行なわれることがのぞましい。

さらに、このような教育態勢の構造化が予算上、運営上、一つの公民館ではなかなか困難な場合は、他の公民館と共同で実現していくような体制づくりも必要であろう。

#### 4. 公民館主事の専門性の明確化

公民館にとって最も大切なものは専門職員の存在である。公民館主事が専門職として行政上の明確な地位を得、身分保障を確保していくことは公民館関係者にとっての急務であり、そしてこのことは長い間の宿願でもある。

しかし、それがなかなか実現しない理由にはいろいろ教えられるけれども、その最大のものは専門性の中味がきわめてあいまいで、客観性に乏しいものであったことではないだろうか。

したがって今後、公民館主事が専門職としての客観的評価を高め、からとっていくためには、何よりもまずこの専門性の中味を明確にし実績をあげていくことが必要である。

そこで、われわれはその専門性の中味を「公民館主事は生涯教育のための学習内容の編成者である」と規定したい。

公民館が生涯教育のための中枢機関であるためには、そこで行なわれる学習がそれこそ、あらゆる発達段階や関心志向に応じて複線的、構造的に用意されていなければならない。

どんな内容のものを、どんな講師を選んで、どんな形態で具体化していくかが専門職としてのいわば勝負どころである。そしてそのためには主事の研修の機会がたえず必要とされることはいうまでもない。

これらの専門性をもつ公民館主事には、必要な資格要件を定め、かつその養成の方法が明確にされなければならない。

## 第2部会中間報告

### 公民館をめぐる諸制度改善の具体案（試論）

まえがき

第2部会は、公民館の制度について検討を加え、関係法規の規定ならびに行政事務のうえで、とくに改善を要する点を摘出して対策を考究した結果、以下に述べるような中間試案に到達した。

もちろんその内容は、種々の議論を残すものであるから、大方の批判に訴えてその充実、完べきを期する所存である。

#### 第1 公民館の目的および性格

いまや公民館は、その創業の精神を継承しつつも、他方において、都市化、情報化がすすむ新しい市民社会における教育的な必要にこたえるために、設置の目的について新たな視点からの検討を加え、かつその性格の強化に関して必要な措置を講ずべき時期に際している。そのさい次にかかげる事項にとくに留意しなければならない。

1. 社会教育機関としての公民館の目的と特性とを強調すること。

社会教育法第20条の規定は、一般的、包括的であり、また「公民館のあるべき姿と今日的指標」にかかげる目的・理念は、やや抽象的・並列的であって、いずれも生涯教育機関としての特性や、現代市民社会における固有の存立意義を適確に表現していない。

したがって、新たな定義と目的をしめし、かつその目的を分担遂行するために館種を分けて、それぞれの目標を明示することが必要である。

2. 公民館の専称規定を設け、その名称を使用するものが具備すべき要件を定めること

完備した社会教育機関としての実体を形成するためには、公民館の呼称にも制限を付し、かつ設置・運営の基準を改訂して、必要な経費を確保する根拠をあきらかにする必要がある。

ただし、市民が自主的に公民館類似施設を設置することは妨げられない。従来部落（町内）公民館と称していたものは、任意、〇〇会館または××集会所などと改称するだけで、後述の地区公民館等と連

けいして学習の基盤づくりに、あるいは近隣住区センターとしての活動にも役立つものである。

### 3. 社会教育諸機関のなかにおいて、公民館の位置を明確にすること

社会教育法第9条には「図書館、博物館は社会教育の機関とする」とあるが、ここにも公民館を併記して、図書館、博物館のみが社会教育の機関であるような誤解を招かないように改めることがのぞましい。

また、公民館が他の社会教育諸機関に対してもつべき「地域施設」としての特性は今後も強調されるべきであり、公民館が対象とする現代市民社会の広域化に対応して、館種を異にする公民館の設置がこの点からも必要とされるのである。

右のうち、1.および2.について、法文の改正をもとめる内容を例示すれば、次のとおりである。

一 (定義) 公民館とは、市民の日常生活の必要にこたえて教育、文化の普及ならびに向上につとめ、適切な情報を提供して市民的地域社会生活における精神的、文化的価値の実現に寄与する総合的な社会教育の中心機関をいう。

二 (設置) 前条に定める公民館は、(特別区をふくむ、以下同じ) 町村および一定区域内における市民相互の交流と連帯を保ち、教育の必要を充たすために、別に定める基準に基き、すべての市町村にこれを設ける。

2 民法第34条の規定により設立する法人は、公民館を設けることができる。

3 公民館のうち、市町村が設置するものを「公立公民館」、法人が設置するものを「私立公民館」という。

(注) 公民館活動展開の必要に応じて分館を設けることができるのは従前どおりである。

三 (種類) 公立公民館を分けて、「中央公民館」および「地区公民館」とする。

2 公民館に類似する施設は、何びともこれを設けることができる。

四 (種類別公民館の目標) 中央公民館は、その設置の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標の実現につとめなければならない。

(1) 設置区域内における総合的社会教育機関としての役割りを果たすこと。

(2) 高度でかつ多様な市民の教育の必要を満たすため、適切な企画、運営を行なうように、施設、設備、職員等をととのえ、継続的、組織的な教育事業を実施すること。

(3) 市民の自治能力を高め、国および地方自治体の構成員として、また主権者としての資質を向上す

るための教育を行なうこと。

(4) 生活環境の改善、青少年の健全育成、余暇の善用その他、老人等の生活に関する課題を解決するため、必要な広域的活動を立案すること。

(5) 市民の社会生活に関する課題の発掘、調整のための事業を行なうこと。

(6) 当該区域内にある地区公民館ならびに他の社会教育機関との連携をはかること。

(7) 公民館職員の相互研修に資すること。

2 地区公民館は、その設置の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標の実現につとめなければならない。

(1) その地域の実情に即し、新しい市民的地域社会を形成するために、市民相互の交流と連帯を強め、市民意識の向上をはかること。

(2) 増大する余暇時間を市民が人間性の回復や自己開発に役立てるよう、教育的な事業を計画すること。

(3) 各市民の自主性と個性を尊重しつつ、その欲求、関心の共通に基づく各種の機能集団を育成し、青少年および成人の親ぼく、学習の場として日常の活用に資すること。

(4) 分館および他の地区公民館との連絡、ならびに地区内の各種機関、団体との連携をはかり、地域の諸活動を市民生活に対して有効に総合し、作用するように方向づけること。

## 第2 公民館設置の義務化と設置区域

これからの社会教育において、公民館が名実ともにその中心拠点となるために、これが全市町村域に必ず設置されるよう注文を改めるべきことは、まえに述べたとおりである。そのさい、館種を指定して、それらの必置を提唱した。そのうちで、中央公民館は従来の本館並立方式において、連絡・調整にあたる公民館とみなされたものの域を脱して、より高度の教育を実施する機関を意味し、その種の公民館がどの市町村にも置かれる必要を認めたのである。さらに人口が多く、土地が広い大都市においては、その増設も考えなければならない。

それに対して、地区公民館と名づけたものは、従来の並立本館と同様に、単位公民館として、少なくとも中学校区ごとに一館(なし得れば小学校区ごとに一館)を設置するよう市町村に義務づけるとともに、その規模や設備を拡大するものとする。

なお、第一部会の報告に示められているターミナル公民館(仮称)については、中央公民館の一類型として、設置の場所、規模等を考えるべきである。

公民館の義務設置にともない、関係法律の改正をみることは当然であるが、その設置・運営基準も次に掲

げるように修正されなければならない。

## 1. 中央公民館

- (1) 社会教育法の一部改正により、各市町村に設置される中央公民館についての基準であることを明らかにする。
- (2) 中央公民館は、市町村に一館を置く。ただし人口50万を超える地方公共団体にあっては、50万を増すごとに各一館を増さなければならない。
- (3) 建物の面積は、人口規模により、次の大きさを下ってはならない。

人口5万未満	1千平方メートル
5万以上10万未満	1千5百平方メートル
10万以上30万未満	2千平方メートル
30万以上50万まで	2千5百平方メートル

ただし講堂を併置するときは、その面積の3分の1を、前項の面積に加算しなければならない。

- (4) 普通教室、特別教室、演習室、実験室、視聴覚教室、資料室、展示室、読書室、相談室、談話室（ロビー）、モデル台所、食堂、職員のための研究室、事務室ならびに管理に必要な施設をするほか、「公民館のあるべき姿と今日的指標」各論第3に例示した備品に加えて、ティーチングマシンその他新しく開発された教育用機材を設備する。

(注) 地域の要請にもとづき、宿泊設備をおくことも考えられる。

- (5) 館長（専任、管理職）および公民館主事は、別に定める公民館主事の資格を有するものでなければならない。

公民館主事の定員は3人とし、その設置区域の人口が10万を超えるときは、各10万人ごとに1人を増さなければならない。

前項の公民館主事の定員は、その3分の1まで公民館主事補をもってこれに代えることができる。

- (6) 公民館主事は、人文・社会・自然の各系列にわたる内容に関する教育計画の立案ならびに施設の整備、諸団体との連絡等の業務を分担する。
- (7) 館長、公民館主事または同主事補のほか、館長が行なう事務を助けるため、必要な職員の定員を置く。
- (8) その他、現行「公民館の設置および運営に関する基準」第6条、第7条第1項および第8条を採用して必要な事項を定めるほか、館長の職務、権限についての基準を定める。
- (9) 中央公民館が、一の地区公民館を併設する場合の特例について規定する。

## 2. 地区公民館

地区公民館については、おおむね現行基準を適用するが、左の諸項については修正を行なう必要がある。

る。

- (1) 建物の面積を5百平方メートル以上とする。
- (2) 公民館主事の資格を有する館長および同一資格を有する専任の公民館主事1名を置くほか、事務職員を配置すること。
- (3) やむを得ず非常勤職員を配置する場合は、その資格を定め、待遇の低下を防ぐよう配慮すること。

### 第3 専門職員の種類および資格

現行制度のもとで、資格条件を有する社会教育の専門職員は、「社会教育主事」、「図書館の司書、同司書補」、「博物館の学芸員、(同学芸員補)」に限られている。しかし、社会生活が複雑化し、はげしい都市化が進行している今日にあっては、社会教育関係職員の専門性ならびに技術性の高度化と、さらにその内容の精度による分化とが必要となっている。

公民館はこのような情勢のもとにおいて、職員の専門職性と、定員の確保とを早急に実現するよう、諸規定を整備しなければならない。また社会教育関係専門職員相互の交流を容易にするよう、関連法規の改訂を行なうこともぞまれる。

公民館の専門職員は、館長および公民館主事(仮称)とし、その専門職性の内容を次のように考える。

1. 社会教育の原理や方法に通暁し、みずから種々の学習の場を構成すること。
2. 青少年および成人が必要とする学習内容の諸領域に関して一般的な理解を有し、かつそのうち数領域について深く探究する能力に富み、適切な教育計画を立案し得ること。
3. 教育施設の管理、運営について、新しい知識と技能を有すること。
4. 市民に対する公共関係（パブリックリレーションズ）の方法を会得し、市民の連帯意識の強化や自治能力の向上に資する活動を正しく方向づけること。
5. 以上の諸活動に対して有効な社会的諸資源を発見し、活用すること。

これらの専門的職務を完遂するには、有資格職員の必置を、法に明記しなければならない。そのため、社会教育法第27条を、次に掲げる内容にしたがって改正する必要がある。

1. 中央公民館および地区公民館には、館長、公民館主事または公民館主事補ならびに必要な職員を置く。
2. 館長は、公民館主事の資格を有するものの中から選任しなければならない。
3. 館長および公民館主事の資格は、別にこれを定める。

公民館主事を養成し確保するためには、およそ下の諸項目について行政措置を講じ、かつ根拠となる規定を定めなければならない。

## 1. 任用資格

基本的には現行の社会教育主事の資格を取得する方式に準ずるが、社会教育主事となるために修得しなければならないと定められている現在の科目群に、若干の科目の単位を追加して履修したものに対して公民館主事の資格を認めることとする。

公民館主事の資格の認定を受けようとするものは、次にあげる径路のいずれかを経なければならない。

- (1) 大学の課程において、規程（新設）にかかせる科目の単位を修得すること。
- (2) 国が大学に委嘱して開設する公民館主事講習（仮称）において、所定の科目の単位を履修すること。その受講資格は別に定める。
- (3) 公民館主事補として8年以上勤務し、その期間内に長期研修を受講したものであること。

他の社会教育機関の専門職員または文部大臣が指定する職にあるもののうちから任用する場合も前項に準ずる。

## 2. 履修科目および単位

- (1) 大学の課程において修得すべき科目・単位は、現行の社会教育主事の資格を得るための科目群とその単位に、必修科目として「公民館概論（2単位、以下数字のみを掲げる）」、「地方自治（2）」を加え、また選択科目として「カウンセリング（2）」、「公民館経営（2）」を加えて規程を定める。
- (2) 公民館主事講習の内容は、現行の社会教育主事講習の科目に、「公民館概論（1）」を加え、選択科目に相談事業（1）」、「地方自治（1）」を加えて専門の水準を高めるよう規程を定める。
- (3) 経験年数により、公民館主事補等から任用する場合に、その在職期間中に参加することを義務づけられる長期研修（おおむね3カ月、ただし現地研修をふくむ）の内容は、(2)に準ずる。ただし左の科目を増設し、また一般教育科目を併設することがのぞましい。

グループワーク

教育施設の管理業務

社会教育のための調査

- (注) 1. 公民館主事補についても、将来は厳密な任用資格を定め、専門職員の一とすべきであるが、さし当っては、高等学校またはそれ以上の学校を卒業したもののうち、教育機関の職員として適当と認められるものを市町村が任命する。
2. 公民館主事には、現在教育委員会に社会教育主事として勤務するものを配置換えするか、またはその有資格者のうちから選任することが多いと考えられる。そのため、

法の改正時から起算して、向う5年間の時限規程を設け、そのまま公民館主事の資格を認定する便法を講ずる。

ただし、そのものは任用後もよりの再教育に参加しなければならない。

## 3. 再教育の方法

館長および公民館主事は、在任期間中、10年ごとに再教育を受けることを義務づける規程を定める。

再教育は、公民館の管理ならびに教育事業の改善に役立つよう、一般教育のほか、実務に関する諸問題を、講義または演習等により、新たに定める規程にしたがって実施する。

長期研修ならびに再教育の事業は、国立社会教育研修所または都道府県の教育委員会が開設し、これに必要な経費は国が補助するものとする。

なお館長および公民館主事は、当該都道府県内において、一市町村を超える範囲に異動し得るよう制度の改革を検討する。また専任の社会教育主事を配置しない地方公共団体においては、公民館主事の1名にこれを兼務させることも考えられる。

## 第2 公民館設置の義務化と設置区域

現行の社会教育法第22条に掲げられた公民館の事業は、積極的な公民館構想にもとづく規定としては不十分なものであり、また「公民館のあるべき姿と今日の指標」各論第4に示す標準的の事業は、既設の公民館が実施しているものを分類し、列挙したにすぎないうらみがある。

いま公民館の新しい目的・性格が提起され、とくに館種別に設置目標がしめされたのに対応して、法に規定する事業の性格も改められなければならない。新しい公民館の事業を規定するには、左の諸項にしたがってこれを行なうことがのぞましい。

### ◎中央公民館の事業

1. 市民を対象とする高度の継続的教育  
(市民大学講座その他進んだ内容による教養講座等)
2. 職業その他に関する多様な学習の場と機会の提供  
(実務講座、放送・通信教育の学習指導、研究集会、学習方法の指導・助言等)
3. 生活と学習に関する豊富な情報を収集し、整理して、市民の利用に供する  
(視聴覚室・資料室・読書室等の開放、常設展示事業、発表会その他の集会)
4. 地域社会において指導的な役割りを果たすものの育成ならびに市民の自治能力の向上ならびに社会的参加の促進  
(団体指導者研修会、政治研究集会、討論会等)
5. 市民意識の醸成と世論形成の援助  
(行政広聴会、広報活動等)

6. 社会教育の方法・技術の研究と普及  
(専門職員研究会、講習会、発表会等)
7. 地区公民館または学校その他の教育的謝機関・施設との連けい  
(連絡会議、共同企画、協同事業等)
8. 広域組織を有する社会教育諸団体に対する活動の場の提供  
(施設の開放等)
9. その他市民の文化・学術に関する理解の深化、教養の向上に資する事業

#### ◎地区公民館の事業

1. 市民の日常生活に即した教育課題の設定と、学習活動の触発  
(懇談会、事例研究会、生活発表会、見学会、教育相談等)
2. 学習組織の育成と継続的な学習活動の展開  
(性別・年齢別・経験別社会学級講座、教育診断会進級指導等)
3. 市民の自主的な学習活動の助成  
(公民館施設開放、資料のあっせん、教育相談等)
4. 近隣社会における有志活動の助成、その他新しい市民社会の形成に役立つ社会的資源の活用ならびに組織化  
(有志指導者組織の結成、その指導・助言等)
5. 市民の社交、親ぼくまたはレクリエーションの場と機会の提供  
(施設の開放、交歓会、レクリエーション指導等)
6. 中央公民館、他の地区公民館、図書館、博物館その他の教育的機関・施設との連けい  
(情報交換、資料貸与、事業協力等)

右の館種別事業が、当該区域内において適正に企画され、実施されるためには中央公民館の館長および公民館主事が、すすんで地区公民館と緊密な連絡をとり、必要な事項の相談に応ずるほか、求めに応じて協力をするようにしなければならない。

ただし、中央公民館の職員は、地区公民館の職員に対して指揮、命令をしてはならない。

なお、さきに「公民館のあるべき姿と今日的指標」各論第1に指摘されているように、社会教育法第5条によって教育委員会が直接、社会教育の事業を実施することが認められているため、公民館とのあいだに、事業の重複が生じやすくなっている。しかし、公民館の義務設置が実現すれば、全国いずれの地域においても、公費による社会教育の事業の大半は公民館長の権限において企画され、実施されることが可能となる。したがって、青年学級その他の諸事業を教育委員会が主催することを規定する現行法規は、改廃されるべきである。

#### 第5 公民館の管理

公民館が市民の生活に必須の教育的必要にこたえるために設置される「公の施設」であることは、教育基本法(第7条)、地方自治法(第2条、第244条)によって明示されている。また、地方教育行政の組織および運営に関する法律(第30条)には、これが教育機関であることが規定されている。

教育機関が、その設置の目的を完遂するためには、まず設置者や管理機関がその行政責任を確実にまもることが必要であることはいままでもない。しかし、そのもとで、当該機関の長に対して、相当の権限が付与されていなければ、社会教育の機関としてとくに要請されるような市民の心情と生活とに即応する経営は不可能であると考えられる。

しかるに、公民館の管理に関しては、従来、社会教育法第27条の2に、館長が行なう業務をきわめて簡略に規定しているほか、地方教育行政の組織および運営に関する法律に、次のような文脈においてしめされているにすぎない。

1. 第23条(教育委員会の職務権限)の12号  
「公民館の事業その他社会教育に関すること」を管理、執行する。
2. 第26条(事務の委任等)  
教育長は、事務の一部を所管に属する学校「その他の教育機関の職員」に委任し、または臨時に代理させることができる。
3. 第33条(学校等の管理)  
教育機関の管理運営の「基本的事項」について、必要な規則を定めるものとする。
4. 第36条(所属職員の進退に関する意見の申出)  
教育機関の長は、その所属職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。  
これによってみると、現在の公民館長に認められている職務上の権限は、委任もしくは代理の形式によって成り立つ事務と、職員の人事について意見具申をすることに限られる。しかも前掲の2(法第26条第2項)による各地方における委任の実態を調べた結果は、左の常規の事務がほとんどそのすべてとなっている。
1. 職員の出張および復命に関すること
2. 職員の休暇、旅行、欠勤その他の諸願出に関すること。
3. 不用品および製作品の売却に関すること。
4. 物品購入、印刷物の発注、施設、設備の修繕その他
5. 諸経費等の予算執行に関すること
6. 備品の貸出しに関すること
7. 施設の使用に関すること

これまでの公民館には、兼務もしくは非常勤の館長が置かれている例も少なくないばかりか、専任の事務職員の定数も確実な基礎を有していなかったために、館長の権限を一般に拡大することが困難であったかもしれない。しかし、新構想による公民館は、館長以下の専任職員の定数配置を必須要件としているので、学校の校長と同等もしくはそれ以上の職務権限を館長に付与することが当然であると考えられる。

ただ中央公民館と地区公民館とのあいだには、その規模や事務能力に差があるので、それぞれの館長の権限も区別されるであろう。きわめて概括的にいえば、教育委員会は、公民館が行なう教育計画の作成ならびに実施に関する事務はもちろん、施設、設備および職員の人事に関する業務の管理権を大幅に館長に委譲することがのがぞましい。そのうち、当該区域内にある全公民館に共通する事項は、これを中央公民館の館長に総括して委譲することも考えられる。

右のような考え方にしたがって、公民館の管理を能動的に行なうために、管理職とみなされるべき中央公民館の館長に付与すべき権限は、左に掲げるものである。

1. 当該区域における社会教育の全体的の必要に対応して、開設する事業ならびに運営に関する年間計画を立案し、実施すること。
2. 必要に応じて、その区域内にある地区公民館の事業計画について調整をはかること。
3. 関係職員の相互研修を企画し、実施すること。
4. 庶務、会計に関する事務を処理すること。
5. 施設、設備の改善ならびに事業の実施について、当該区域内にある地区公民館の長と協議して、予算請求の原案を作成し、教育委員会に提出すること。
6. 当該区域における公民館の配置変更および職員の人事について意見を上申すること。
7. 必要に応じ、地区公民館の運営について助言を行なうこと。

また、地区公民館の館長は、社会教育法第27条の2に定める職務を遂行するのに必要な権限を与えられるほか、中央公民館に準じて予算の令達を受け、事業の実施にもなる講師の選定その他に関する権限を認められるべきである。なお、当該公民館の施設・設備の充実に関し、中央公民館の館長と協議して基本計画および予算要求の原案を作成することとする。

以上の権限を確立するため、可及的速やかに関連する法律を改正するとともに地方公共団体が定める条例、規則を制定するさい、その根拠となる基準を明確にする必要がある。

## 第6 公民館の財政制度

国民の生涯教育態勢の重要な一翼をになう公民館が、

全市町村に、館種ごとにもれなく設置されることは、今後の社会教育振興の基盤として欠くことのできない条件である。このような公民館を設置し、設備や職員を充実して、その運営を適切にするためには、当然のこととして多額の公費を必要とするにもかかわらず、現状においては、財政上の措置ならびにその基準が弱体であるため、上述の新公民館構想を実現させるさいに、とくに強力な財制制度の裏づけがなされなければならない。

もっとも公民館の経費は、社会教育費の一部として計上されるが、その社会教育に必要な公費は、市町村の負担にかかわる比率はきわめて大きい。教育の地方分権の原則にしたがい、地域社会の実態に即応して各地方公共団体が独自の教育計画を立て、その実施に必要な経費を自力で負担することは理論的にも、現行法規の趣旨にても正当なものである。しかしながら、市町村のなかには財政再建を指定されているものもあり、その他の市町村においても、わずかの例外を除き、程度の差こそあれ、その財政は窮状に陥りつつある。したがって公民館の経費をふくむ社会教育費の負担率が市町村に傾斜すればするほど、地方による格差が増大し、機会均等の原則は破られる結果となる。

いまや公民館の義務設置を提唱するにあたり、それにとり財政措置の抜本的な変更の必要を認めるので、その基本原則ならびに具体的な施策について考察をすすめることとする。

まず、基本原則をあげれば、それは次のように要約することができる。

1. 公民館の義務設置にとりない、「公民館費国庫負担金」(仮称)が制定されることがのがぞましい。ただし、その実現には多くの困難が予想されるので現行法規の一部改正による代案を考えることも必要である。
2. 現在の公民館に対する補助金の支出に適用される法の条文にはあいまいな規定が多く、公民館を代表的な社会教育の機関として設置し維持するためには不備な点が目立つ状態である。これらを速やかに是正するために、具体的な検討の作業が急がれる。
3. 国や都道府県の責任を重加することはもちろんたいせつであるが、市町村の行政努力を促進することも必要である。そのためには、財源の確保についてじゅうぶんに考慮をはらい、それを可能にする方途をきり開かなければならない。それによって、いま問題となっている税外負担等も解消すべきである。
4. 国や都道府県の財政支出については、その算定方法が複雑である。それらの基準を明確にすることも強くそぞまれる。

右の四原則にしたがって、当面改正をせまられるも

のを列挙すれば、次のとおりである。

#### 1. 法令の改正点

(1) 社会教育法第3条および第4条には、国および地方公共団体が施設の設置、運営に関して責任を有すること、ならびに国が地方公共団体に対して財源援助を行わなければならないことが明示されている。

しかし援助という行為は消極的な表現であるから、これを負担の制度に改め、公民館の規定に適用すること。

(2) 前項と同じ意味において、法第5条、第6条における市町村もしくは都道府県教育委員会の公民館経費に関する業務規定の欠如している点を修正すること。

(3) 同法第23条の2に関連して、公民館設置の基準とは、経費負担の基準でもあることを統一解釈とする必要がある。

(4) 同法第35条は、前掲の第4条と対応して、国が公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の3分の1を負担するように、規定を改める。同時に第37条および関係法令を改正して、都道府県が、国と同様に3分の1を負担することとする。

ここには主として社会教育法の改正点をあげたが、とりわけ重要なことは、現在のような定額補助の方式をやめて、これを定率の負担義務におきかえるように提案している点である。これによれば、必要な経費の算定基準が明確化されなければ意味がないので、そのための作業もぜひ行わなければならない。

とくに物価の変動がいちじるしいとき、長期にわたり同一の標準単価によることは、事実上施設その他の質の低下を招くので、これを適宜修正し得るよう措置することがたいせつである。それは、また運営に要する経費の大半を占める人件費についても、同様である。

#### 2. その他の改正点

(1) 地方交付税制度が適用される市町村においてはもちろん、その他の市町村にあっても、基準財政需要額の測定単位および単位費用の算定方法がどのようなものであるかが、地方予算の編成ならびに運用に対して、大きく影響していたことはあきらかである。

そのなかで、公民館の費用は、「その他の教育費」のなかの「公民教育費」の一部として扱われているにすぎない。

のぞむらくは、まず公民館費を公民教育費とは分離して新しく独立した費目とし、その内訳を、新たな公民館の設置、運営基準にてらして適切に定めることが必要である。その場合、想定人口10万に対して、さし当り中央公民館1、地区公民館7を置くものとし、管理費、事業費とならんで、館長8、公民館主事10、事務職員15に対する人件費、ならびに運営審議会委員手当30名分が計上されなければならない。

(2) 義務設置を実現させ、基準に達しない公民館や老朽施設の改修を行なうにあたっては、一時に多額の支出を要することになるので、一般起債のわくをひろげるとともに、国民年金等の特別融資の利用を公民館に対しても認められるように規則を改正することがのぞましい。

また、都道府県ごとに、公民館整備のための基金を設け、市町村に貸付ける制度も普及されることがのぞまれる。

以上のように、諸般の制度にまたがる改革を軌道にのせるために、国は速やかに公民館整備計画10カ年計画(仮称)を策定して、全般にわたる整備充実を推進する基礎をたかめ、都程府県もまた積極的に市町村に対する助成の道を開き、財政力の豊かでない市町村はもとより、公民館の設置または充実に熱意をしめさない市町村をなくすよう、配慮することがのぞまれる。

4 部落・町内公民館建築に対する市町村の補助状況

市町村名	補助率及び補助金の額	備考
久留米市	校区公民館 補助対象工事費の $\frac{1}{3}$ 額以内 最高300万円 小地域公民館 補助対象工事費の $\frac{1}{3}$ 額以内 最高50万円	補助対象 1. 新・増・改築及び改造 2. 90万円以上の工事費
飯塚市	校区公民館 建築基準 100坪、基準額 700万円 補助率 限度内工事費の30% 最高200万円 町内分館 1. 1分館で建築又は増改築する場合の基準額 200万円 2. 2分館以上で1つの分館を建築又は増改築する場合の基準額 400万円 ※ 補助率 限度額内工事費の30%	
筑紫野町	小地区公民館 1. 新築又は、増改築に要する経費の $\frac{1}{2}$ 以内 ※ {新築-建築面積132 $m^2$ (40坪)、最高限度額100万円 増改築-工事費10万円以上100万円以下のもの 2. 敷地購入に要する経費の $\frac{1}{2}$ 以内 ※ 対象面積-建築床面積の3倍以内、最高100万円	
大野町	新築 {150万円までの経費 町全額負担 150万円～600万円までの経費 町 $\frac{1}{2}$ 、区 $\frac{1}{2}$ 改築又は補修に要する経費 町 $\frac{1}{2}$ 、区 $\frac{1}{2}$ 新たに敷地購入に要する経費 {100万円まで 町全額負担 100万円～500万円 町 $\frac{1}{2}$ 、区 $\frac{1}{2}$ 増築に要する経費 町 $\frac{1}{2}$ 、区 $\frac{1}{2}$ 敷地拡張に要する経費 町 $\frac{1}{2}$ 、区 $\frac{1}{2}$	負担の制限 新築 100 $m^2$ 以上、600万円以下 増改築又は補修の工事費 3万円～100万円まで 敷地購入 建坪数の4倍を超えない面積 敷地の拡張 既存の敷地と合せて建坪数の 4倍以内 敷地購入又は拡張 3.3 $m^2$ あたり2万円以内
那珂川町	新築…建坪20坪以上、総工事費の2割以内 増改築、維持修理 (総工事費5万円以上に対し、原材料費及び特殊人夫賃 (大工佐官等)の2割以内 体育施設及び遊び施設 総工事費5万円以上に対し、2割以内 敷地購入 購入価格5万円以上に対し、2割以内	
新宮町	新改築の建築 建築費の1割 " 修築 修築費の5分 (修築総工事費 50万円以上のもの)	

市町村名	補助率及び補助金の額	備考
宗像町	新築 (基準以下 単価×面積× $\frac{1}{2}$ 基準以上 (単価×面積× $\frac{1}{2}$ ) + 単価×オーバー分面積×0.1 増築 (基準以下 単価×増築面積×0.1 基準以上 単価×増築面積×0.05 但し33 $m^2$ 以上の増築には10万円を加算する 改築 (改築費50万円以下の場合 改築費×0.1 + 10万円 " 50万円以上の場合 改築費×0.05 + 10万円 増改築 (増改築と同時に行なり場合) (経費の和が50万円以上の場合上記基準による計算の和 + 10万円 増築10坪以上、改築費50万円以上の場合 "	補助基準 基準面積 110 $m^2$ 基準単価 1 $m^2$ あたり24,200円
津屋崎町	新築又は5万円以上の増改築及び設備並に修理した場合、その経費の2割以内 補助金限度額 1館あたり100万円	
玄海町	新築 基準額の100分の20 限度額100万円 増改築 基準額の100分の10 限度額50万円 改修工事 工事費30万円を超える金額の $\frac{30}{100}$ 限度額20万円	基準額 (学校建築補助金の1 $m^2$ あたり単価) × (3.3 $m^2$ × 地区の世帯数)
福岡町	新築 基準額の100分の50 増改築 " の100分の50 用地購入費(整地費を含む)100分の50	基準額 当該年度における学校建築補助金基準額を参考にして教育委員会が決める。
芦屋町	新築、増築 総事業費100万円を限度としその $\frac{1}{2}$ 以内 改修および改造 1件5万円以上50万円を限度とし $\frac{1}{2}$ 以内 ※当該施設が他の補助金交付の対象となった場合、その地元負担金の40%を町で補助する。	
鞍手町	新築 本工事、付帯工事の合計額が100万円以上のものに対し、1館あたり10万円を補助する。	
前原町	部落公民館 施設費50万円～100万円に対し建築費の20% " 100万円以上のものに対し 20万円 児童遊園地 施設費20万円以上に対し 10万円	
浮羽町	分館区域住民の各種事情を勘案し、年次計画に伴う予算の範囲内において町長が決定する。 事業費の3割以内、最高限度額35万円	
北野町	新築 工事費150万円以上のものは1館につき15万円以内 " 150万円未満のものは工事費の1割以内 増改築並びに補修 工事費(20万円以上のもの)の1割以内、最高10万円	
瀬高町	30坪以上の新築 40万円 25坪以上30坪未満の新築 坪あたり13,000×延坪 前項以下の新築 坪あたり11,000×延坪 15坪以下の新築増築 坪あたり5,500×延坪	新築、増改築の坪単価6万円を降ることは出来ない。
新吉富村	100万円を限度とし建築費の $\frac{1}{10}$	

## 公民館建設費補助金交付要項（久留米市）

### 1 目 的

一定地域の住民にたいし、教育文化に関する各種の社会教育を行なうために施設を整備充実する校区公民館、小地域公民館にたいし予算の範囲内において経費の一部を補助する。

### 2 補助対象事業

- (1) 建物の新、増、改築および改造するもの。
- (2) 校区公民館、小地域公民館建設補助は当該校区、地域一館とする。
- (3) 建設財源が確実なものであること。
- (4) 単年度事業を原則とし2ヶ年にわたる場合は最終年度に補助する。
- (5) 90万円以上の工事費とする。

- (イ) 建物の配置図
- (ロ) 建物の平面図および立面図
- (ハ) 工事内訳書
- (ニ) 当該施設と他の公共施設等を一体として建設する場合は設計上の区分を明確に示す書類
- (ホ) 土地所有者の承諾書
- (ヘ) 建設を必要とする理由書
- (ト) 収支予算書
- (チ) その他参考となる資料

様 式

日 付

久留米市長 殿

### 3 補助対象経費の範囲

公民館の建築、改造に要する経費で建物の基礎、く体、屋根、造作および仕上部分等の本工事費および電気、ガス給排水等の附帯工事費とする。

久留米市 町 番地

〇〇公民館建設委員長 氏 名 〇

### 4 補助金の額

- (1) 校区公民館 補助対象工事費の $\frac{1}{3}$ 額以内とし、最高補助額300万円とする。
- (2) 小地域公民館 補助対象工事費の $\frac{1}{3}$ 額以内とし、最高補助額50万円とする。
- (3) 公民館建設補助金を受領した公民館が増改築、改造を行なう場合、受領額と前号の率により算定した当該年度補助金との差額の範囲内
- (4) 補助額は万円未満の端数は切捨とする。

〇〇公民館建設補助金交付申請書

久留米市〇〇町〇〇公民館の新、増、改築、改造をいたしますので、公民館建設補助金交付下さいますようお願い書類添え申請いたします。

記

補助金交付申請額 ￥  
 工 事 費 ￥  
 建設に要する経費総額 ￥  
 着工予定年月日  
 竣工予定年月日  
 工事施工業者住所氏名  
 建設場所住所  
 建築面積

### 5 申請手続

- (1) 申請書の様式は別紙のとおりとする。
- (2) 提出部数は申請書添付資料とも各2部とする。
- (3) 添付書類

## 公民館建築補助基準（飯塚市）

### 1 補助の対象となる建築及び増改築工事

- (1) 主体工事
- (2) 附帯工事（給水工事、排水工事、電灯工事）

### 2 補助の対象となる工事費の限度額

- (1) 校区公民館を建築する場合  
 建築基準 100坪 基準金額 700万円
- (2) 町内分館を建築又は増改築する場合
  - (イ) 1分館で建築又は増改築する場合 200万円
  - (ロ) 2分館以上で1つの分館を建築又は増改築する場合 400万円
- (3) 補助率 限度額内工事費の30%  
 （但し、校区公民館の場合は200万円迄とする）

### 3 維持修繕費

地元負担

### 4 構造の基準

校区公民館又は町内公民分館としての目的を充分果し得るよう教育委員会が認めた規格に概ね適合するものでなければならない。

### 5 活用の範囲

校区公民館及び町内分館の活用の範囲及び使用料は教育委員会が認めた範囲内で定めるものとする。

### 6 審 査

補助金の交付は、教育委員会の審査報告に基き決定する。

### 7 基準の適用

- (1) 昭和44年4月1日以降の分に適用する。
- (2) この基準の適用は補助限度までとする。

## 大野町公民分館施設負担に関する条例

(昭和38年3月28日)  
(条例第69号)

(目的)

第1条 この条例は、公民分館の施設の整備を促進するため、その建物の新築、増改築及び補修並びに之に必要な敷地の購入に要する経費について町と受益区住民とが第3条に定むる割合で負担することとし、もって社会教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この条例の適用を受くる公民分館は、町有財産台帳に公民分館として登録されているもの、又は町有財産となる見込が確認されているもの、2区の共有財産で現に公民分館として運営組織が確立しているもの。

(経費負担の割合)

第3条 町と受益区住民の経費負担の割合は、次の各号に掲げる割合によるものとする。

(1) 新築(買収、その他これに準ずる方法による取得を含む以下同じ)に要する経費。

150万円までの経費	町全額負担
150万円を越え600万円までの経費	町 $\frac{1}{2}$ 、区 $\frac{1}{2}$

(2) 改築又は補修に要する経費

町 $\frac{1}{2}$  受益区住民 $\frac{1}{2}$

(3) 新に敷地購入に要する経費

100万円までの経費	町全額負担
100万円をこえ500万円までの経費	町 $\frac{1}{2}$ 、区 $\frac{1}{2}$

(4) 増築に要する経費

町 $\frac{1}{2}$ 、区 $\frac{1}{2}$

(5) 敷地拡張に要する経費

町 $\frac{1}{2}$ 、区 $\frac{1}{2}$

(経費の種目)

第4条 前条各号に掲げる経費の種目は、本工事費、附帯工事費及び事務費とする。

(負担事業の制限)

第5条 この条例の適用を受くる事業の限度は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 新築にあつては、建築面積は100平方メートル(約30坪)以上で建築費が6,000,000円以下のもの。

(2) 増改築又は補修にあつては、工事費が30,000円以上10,000,000円以下のもの。

(3) 敷地の購入については、建坪数の4倍を越えない面積。

(4) 新たな敷地購入に要する経費は5,000,000円以内とする。

(5) 新たな敷地購入又は敷地拡張に要する経費は3.3平方メートル当り20,000円以内とする。

(6) 敷地拡張の場合は既存の敷地面積と合わせて建坪数の4倍以内の面積とする。

(経費の算定方法)

第6条 工事費、その他負担となる経費の算定は次の各号のとおりとする。

(1) 本工事費及び附帯工事費は公入礼その他町条例の定めるところにより決定した額。

(2) 事務費(設計監督委託料を含む)は本工事の100分の5以内。

(手続き)

第7条 この条例の適用を受けて事業を実施しようとするときは、受益区住民を代表するものから当該事業年度の初日の属する年の1月20日までに別に定める様式により教育委員会を経て町長宛申請書を提出するものとする。

但し町長が特に必要と認めた場合は、これによらないことができる。

第8条 前条の申請書を交付した教育委員会は、実情調査のうえ書記を通じて当該年度の当初予算編成後に町長に送付する。

2 町長は当該事業の実施を必要と認めた場合は、負担額を予算に計上するものとする。

(実施主体)

第9条 この条例の適用を受くる事業は、町が事業主体となることを原則とあるも、事情によって受益区住民の代表者が実施することもできる。

(負担金の支出)

第10条 前条によって事業主体が決定した場合の相互間における負担金の支出の時期は、工事請負者その他当事者間で成立した契約書の条項に基づいて支出するときとする。

但し受益区住民が事業主体となつて行なう場合には別に定むる様式によって工事進捗状況、実績報告書及び請求書を教育委員会を経て町長に提出し、町が事業主体となつて行なう場合は負担金納入告知書を発行する。

2 町負担金の支出については、当該年度の予算に定められた範囲内とする。

第11条 公民分館の維持管理は受益区住民の責任においてこれを行ない、常に公民館活動が行なえる体制を整えておくこと。

附則 この条例は公布の日から施行する。

公民館類似施設の新築及び増改築に対する補助金の交付に関する条例（福間町）

（昭和40年8月3日）  
条例第 16 号

（目的）

第 1 条 この条例は、本町内において公民館に類似する施設（以下「施設」という。）の新築及び増改築を行なうものに対してその事業費の一部を補助し、町内における施設の充実と社会教育の振興を図ることを目的とする。

（施設）

第 2 条 前条に規定する施設とは、一定の地域住民が公民館の目的を準用し、これが達成のためにおおむね次に掲げる事業を行なう施設をいう。

- (1) 青年学級を実施する。
- (2) 定期講座を開設すること。
- (3) 討論会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。
- (4) 図書、記録、模型、資料等を備えその利用を図ること。
- (5) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (6) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (7) その施設を地域住民の集会その他公共の利用に供すること。

（補助金の補助率）

第 3 条 補助金の補助率は、別に定める基準により算定した額（以下「基準額」という。）に、次の率を乗じて得た額とする。

- (1) 新築の場合 基準額の 100 分の 50
- (2) 増改築の場合 # 100 分の 50
- (3) 用地購入費（整地費を含む。以下同じ）  
100 分の 50

2 既に施設を有するものがその施設を売却し、若しくは現存のまま新築した場合には前項の基準額から既施設の売却代金又は残存施設の評価額の 2 分の 1

の額を控除した額をもって基準額とする。

3 前 2 項の規定によって算定した額が、次の各号に掲げる金額を超えることとなる場合には、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新築の場合 200 万円
- (2) 増改築の場合 70 万円
- (3) 用地購入費 100 万円

（補助対象）

第 4 条 第 1 条の規定により町が補助する施設は、次の各号に定めるものとする。ただし、小規模の区域において施設を設置した場合には、次の各号の規定にかかわらず教育委員会が別に定めるところにより補助金を交付することができる。

- (1) 施設を新築する場合にあつては、建築面積 99  $m^2$  以上、基準額 150 万円以上で、大広間の他に管理人室、事務室等 2 室以上を備えるもの。
- (2) 施設の増改築の場合は、調理室、管理人室、事務室、小会議室等の増改築で基準額 30 万円以上のももの。
- (3) 用地購入費については施設の増改築又は改築のため必要とする用地の購入費が 30 万円以上のももの。ただし、300 坪を超える場合の補助対象は 300 坪までとする。

（補助）

第 5 条 この条例に定めるものを除くほか、補助金の交付について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年度において補助の申請を行なったものから適用する。

## 5 優良公民館紹介

(1) 第22回文部大臣表彰 優良公民館（昭和44年度）

公民館名 (館長名)	所在地 (交通案内)	電話	特色
根室市公民館 (高本 正一)	北海道根室市弥生町2の5		施設(2,273 m <sup>2</sup> )設備 専任職員10人 人口49,974人 市民を対象とした各種の学級、講座
東和町中央公民館 (千葉 敬之)	宮城県登米郡東和町半川飯 土井21		S.40 建築 人口12,710人 1,036 m <sup>2</sup> 職員、専任5、兼2 住民の自治能力の啓培、生活文化の向上をめざし ( 社会大学 老人大学 家庭教育学級 婦人青年学 展示会 級など
新庄市中央公民館 (星川 定雄)	山形県新庄市大手町1の58		S.35 建築 地区館兼中央館 370 m <sup>2</sup> 専任職員4人 ○農業後継者育成としての青年学級 ○その他、婦人、高令者学級、勤労青年学院 などの開設
日立市多賀公民館 (青山 力蔵)	茨城県日立市末広町 1の1の2		S.28 建築 対象人口 65,850人 1,023 m <sup>2</sup> ○「市民に親しまれる公民館、みんなとともに 考える公民館」を目標に各種学級の開設 ○各団体の自主的教育活動の助長
柏市中央公民館 (斉藤 吉永)	千葉県柏市柏6の2の22		S.36 建築 鉄筋3階 1,473 m <sup>2</sup> 専任職員6人 ( 急激な人口集中化現象に対する都市基盤の 整備 都市化にともなう住民の教育多様化、高度 化に即応する教育内容 年令より対象別の長期にわたる学級の開設 成人学級、講座—職業的技術…… 各種の資格の取得あっせん
藤沢市立鶴沼公民館 (加藤源二郎)	神奈川県藤沢市鶴沼海岸 2-10-34		S.34 建築 対象人口 38,642 (新市街地) 施設、設備(楽器、視聴覚教具) 青年、成人に対する自主グループ、サークル の育成、広範な住民の要求に応ずる学級、講 座の開設 各種展示会、発表会

公民館名 (館長名)	所在地 (交通案内)	電話	特色
金沢市共斎公民館 (喜多美由起)	石川県金沢市芳斎 2の3の29		地区館(市の中心部) 対象人口 7,741人 専任職員3名 478㎡ 各種学級講座の開設 社会体育 - スポーツ少年団の育成 -
富士市立鷹岡公民館 (鈴木 博)	静岡県富士市入山瀬久保 345		地区館 対象人口 19,338人 専任職員6人 1,367㎡(鉄筋2階) 各種学級、講座の開設 文化活動(映画、演劇、音楽演奏) (社会教育推進会が母体となって活動している)
津市中央公民館 (墨屋 敬三)	三重県津市丸之内殿町津 2087		S.37建築 人口 121,839人 専任職員4人 延面積 1,337㎡ ○市民の自治意識の向上、行政に対する市民 の理解を深める郷土賞を養成する。 各種学級講座の開設 市民の自主的な教育、文化、体育、レク活動の促進
太子町立太子町公民館 (上田 光男)	兵庫県揖保郡太子町鶴 1,410		S.42新築 人口 18,760人 専任職員5人 延面積 1,265㎡(鉄筋3階) 多彩な学級講座の開設 農学講座 - 愛農会を団体(いちご栽培)
世羅町立大田公民館 (山口 斐二)	広島県世羅郡世羅町大字 本郷 902		S.40建築(鉄筋2階) 延603㎡ 対象人口 4,243人 施設、設備 住民の実際生活に即した事業 新生活運動、青少年の健全育成 ○農村後継者の育成
観音寺市公民館 (大西 利雄)	香川県観音寺市観音寺町 甲 2,942の1		人口 42,743人 専任職員5人 ○青年教養大学、職場青年学級 明治青年(老人)大学、グループ学習
筑後市中央公民館 (下川 誠治)	福岡県筑後市大字!の井		S.37建築 人口 42,537人 専任職員6人 ○成人を対象とした産業講座、農民大学 ○婦人を対象とした生活学級、母親講座、く らしの学級 ○青年対象、農学青年学級、女性教室、教養講座
名瀬市中央公民館 (喜島 範俊)	鹿児島県名瀬市幸町 25の12		S.40建築(鉄筋3階)延992㎡ 人口 45,690人 専任職員3人 市民の各部を対象とした学級講座の開設 産業振興のための後継者 - 青年学級「大島納の生産」 移動公民館による末端浸透を図っている

## (2) 九州各県優良公民館名

(福岡県)

公民館名(館長名)	所在地(交通案内)	電 話	特 色
北九州市立企救公民館 (広吉 守)	北九州市小倉区北方仲町2 (国鉄小倉駅下車市内電車 北方行乗車北方仲町下車)	小 倉 局 ☎4124	43年3月新築鉄筋2階 都市における各種学級講座
田川市中央公民館 (豊田 朝男)	田川市千代町6-3 (国鉄後藤寺駅又は伊田 駅下車、西鉄バス利用可)	田 川 局 2-2000	38年度新築鉄筋2階 婦人会活動、婦人の学習 地域町内公民館の育成 45年度文部大臣表彰
大牟田市公民館 (清田 保)	大牟田市有明町69 (国鉄大牟田駅下車、徒 歩5分市民会館内)	大牟田局 3-1502	市民会館併置 成人教育事業(市民大学、婦人大学、消費者 教育、家庭教育学級)青年学級、職員研修、 支館活動
八女市中央公民館 (平島忠太郎)	八女市大字本丸586 (西鉄バス久留米から福 島ゆき)	八 女 局 5332	42年度新築鉄筋3階 社会体育、文化財保護施設利用による事業
筑後市中央公民館 (下川 誠治)	筑後市山の井906の3 (国鉄羽犬塚駅下車)	筑 後 局 2516	36年度建築木造2階 婦人大学による婦人学習 放送利用による学習 明正選挙常時啓発活動
春日町中央公民館 (長野 熊雄)	筑紫郡春日町伯玄町2丁 目24(西鉄急行電車春日 原又は国鉄南福岡駅下車)	福 岡 局 58-1211	41年度新築鉄筋2階施設 利用による各種学級 文化財保護 町内公民館施設活動の充実
大野町中央公民館 (井原 信一)	筑紫郡大野町瓦田829 (西鉄急行電車白木原下車)	福 岡 局 58-1047	28年建築 新生活運動 各種学級活動、子ども会、青年サークルの育 成、社会体育の推進
碓井町公民館 (西野 勇)	嘉穂郡碓井町大字上白井 1346 (飯塚バスセンターからバ ス利用碓井〜大隈ゆき)	碓 井 局 271	36年度建設 木造平屋公民館施設、事業の運営、農業青年 婦人グループの育成
稲築町公民館 (伏原 為雄)	嘉穂郡稲築町大字岩崎 1042 (飯塚バスセンターから バス利用)	稲 築 局 2-0750	木造2階 各種成人教育事業、子ども会、青年サークル の育成、部落公民館の育成
添田町中央公民館 (片村 旦元)	田川郡添田町大字添田 538(国鉄添田駅下車西 鉄バス利用可)	添 田 局 339	41年度新築鉄筋2階 各種成人教育事業 指導者育成、部落公民館の育成

(佐賀県)

公民館名(館長名)	所在地(交通案内)	電 話	特 色
大和町公民館 (原口 武雄)	佐賀郡大和町久池井市営 昭和バス	春 日 局 9	昭和43年文部大臣表彰 婦人教育、少年教育
久保田町公民館 (古賀 次男)	佐賀郡久保田町新田 昭和、市営バス	久 保 田 133	青少年教育
富士町公民館 (嘉村 武雄)	佐賀郡富士町中原488 昭和バス	古 湯 局 57	総合社会教育
基山町公民館 (久保山 重)	三養基郡基山町宮浦 鹿兒島本線基山駅下車	基 山 局 2200	総合社会教育
小城町公民館 (浜野 鉄夫)	小城郡小城町176 昭和バス	小 城 局 ②3215	新生活運動
巖木町公民館 (宮原喜代彦)	東松浦郡巖木町巖木 昭和バス	巖 木 局 262	部落公民館活動
相知町公民館 (杵島重太郎)	東松浦郡相知町相知 昭和バス	相 知 局 2706	婦人教育、青少年教育
西有田町公民館 (岩永 徳馬)	西松浦郡西有田町大木 祐徳、西肥バス	蔵 宿 局 29	総合社会教育
山内町公民館 (浦川 正敏)	杵島郡山内町三間坂 祐徳、西肥バス	三 間 坂 局 139	成人教育
多良町公民館 (中村 智利)	藤津郡多良町 祐徳バス	多 良 局 ⑦0145	青少年教育
嬉野町公民館 (井上万太郎)	藤津郡嬉野町下宿乙 国鉄、祐徳バス	嬉 野 局 ②0409	総合社会教育
福富町公民館 (小柳 米一)	杵島郡福富49 祐徳バス	福 富 局 149	産業教育
嘉瀬町公民館 (江島 維作)	佐賀市嘉瀬町中原 昭和バス、市営バス	佐 賀 局 ③2987	青少年教育、生活改善
北方町公民館 (野田享一郎)	杵島郡北方町志久 祐徳バス	北 方 局 231	婦人教育

## (大分県)

公民館名(館長名)	所在地(交通案内)	電 話	特 色
安岐町中央公民館 (河野 義光)	大分県東国東郡安岐町 大字瀬戸内 日豊線杵築駅下車、バス	安 岐 局 (097867) 115	青年教育(学級) 婦人教育(学級、教室) S.42.3 新築 729.3 m <sup>2</sup>
別府市中央公民館 (半田 戒三)	日豊線別府駅下車 徒歩約10分	別 府 2-4118	○成人を対象にした市民大学講座(15年) ○分館による地域の大泉教育 ○新生活運動
国東町中央公民館 (山崎準一郎)	国庫町宜川149番地 大分交通バス 国東駅下車 徒歩10分	09787 2-0422	○施設 S.44 新築 979.6 m <sup>2</sup>
湯布院町公民館 (岩尾 豊洋)	久大線 由布院駅下車 徒歩2分	由 布 院 局 (2603 2604)	○社会教育振興のための数次にわたる5ヶ年 計画の樹立推進 ○青少年の育成指導
朝地町公民館 (森元 義)	豊肥線、朝地駅下車 徒歩5分	朝 地 局 48	○分館活動 ○青少年の健全育成 ○社会教育5ヶ年計画の調査、樹立 ○多彩な主催事業の実施
狭間町中央公民館 (小野平一郎)	大分郡狭間町大字向の原 388 久大線、向原駅、徒歩3分	狭 間 局 1, 2 149	○施設 S.41.3 建築 設備 (○教室、学級および講習会)

## (熊本県)

公民館名(館長名)	所在地(交通案内)	電 話	特 色
植木町公民館 (木村 学)	鹿本郡植木町 産交バス役場前	植 木 232	施設・設備総合社会教育
多良木町公民館 (浅田 正)	球磨郡多良木町 湯前線多良木駅	多 良 木 273	施設・設備
菊鹿町公民館 (富田 貞)	鹿本郡菊鹿町 産交バス山鹿行のりか え相良行バス	菊 鹿 17	施設・設備総合社会教育
鏡町公民館 (島田 惟義)	八代郡鏡町 鹿児島線有佐駅	鏡 町 597	"
北部村中央公民館 (沢田 裕喜)	飽託郡北部村鹿子木 産交バス	北 部 46	施設・設備

## (鹿児島県)

公民館名(館長名)	所在地(交通案内)	電 話	特 色
鶴田町公民館 (亀屋 光義)	薩摩郡鶴田町 宮三城線鶴田	鶴 田 22	①施設設備 ②S.26.文部省表彰
野田村公民館 (吉富 重義)	出水郡野田村 鹿児島本線野田郷	野 田 26	①施設設備 ②S.31.文部省表彰
薩摩町公民館 (古川 晋)	薩摩郡東郷町求名 宮之城線広橋	求 名 23	①施設設備 ②S.38.文部省表彰
東郷町公民館 (古里 祐義)	薩摩郡東郷町各洲 宮之城線楠元駅	東 郷 53	①施設設備 ②部落活動 ③S.39.文部省表彰
東串良町公民館 (日野辺幸男)	肝付郡東串良町 鹿児島交通バス東串良	串 良 123	①施設設備 ②S.40.文部省表彰
川内公民館 (大磯 政明)	川内市大小路町 鹿児島本線川内駅	川 内 2700	①施設設備
伊集院町公民館 (南 正行)	日置郡伊集院町下谷口 鹿児島本線伊集院駅	伊 集 院 2111	施設・設備
隼人町公民館 (砂川 恵路)	始良郡隼人町内山田 日豊線隼人駅	隼 人 301	"
蒲生町公民館 (安楽 光章)	始良郡蒲生町上久徳 南国バス蒲生駅	蒲 生 44	"
高尾野町公民館 (辻 又男)	出水郡高尾野町 鹿児島本線高尾野駅	高 尾 野 4	"
金峯町公民館 (酒匂 春香)	日置郡金峯町尾下	阿 多 151	"

## (長崎県)

公民館名(館長名)	所在地(交通案内)	電 話	特 色
長崎市中央公民館 (熊部 茂男)	長崎市築町 312 長崎駅からバス 10分	(23)2603	成人学級
吾妻町公民館 (峯 元)	南高来郡吾妻町 島原鉄道吾妻駅	108	施設・設備 成人教育
島原公民館 (園田 秀利)	島原市桜馬場 1202 島原駅徒歩 10分	4442	施設・設備 成人教育
厳原町中央公民館 (中村 近志)	下県郡厳原町 博多発九州郵船厳原	363	全般にわたる活動
豊玉村中央公民館 (阿比留和三郎)	下県郡豊玉村 博多発九州郵船原厳バス	62	施設、青年教育
川棚町公民館 (今道 富夫)	東彼杵郡川棚町 大村線川棚駅	2116	施設・設備 全般にわたる活動
高来町公民館 (近松平一郎)	北高来郡高来町 長崎本線湯江町	114	施設・設備
石田村公民館 (横山 孝雄)	杵岐郡石田村 佐賀唐津発～石田村博 多発～郷浦町	印 通 寺 6062	施設・設備 全般にわたる活動
田平町公民館 (真崎 克治)	北松浦郡田平町 松浦線田平駅	207	施設・設備 成人教育
大島町公民館 (中尾 静雄)	西彼杵郡大島町 佐世保港より1時間 30分	肥 前 大 島 1	社会教育全般 (昭和42年度文部大臣表彰)
平戸市南部公民館 (亀渕 潔)	平戸市津吉 平戸市よりバス 2時間		施設
波佐見町公民館 (野沢 栄治)	東彼杵郡波佐見町 川棚町よりバス 30分	34	施設・設備 青年教育
福島町中央公民館 (緒方 憲治)	北松浦郡福島町	6	施設・設備

## (宮崎県)

公民館名(館長名)	所在地(交通案内)	電 話	特 色
三股町公民館 (大坪 貞志)	日豊線三股駅 徒歩 3分	三 股 111	①社会教育の総合的活動
川南町公民館 (矢野 進)	宮交川南車庫前 停留所 徒歩 3分	川 南 23	①施設 ②総合活動
北川村中央公民館 (北村 友八)	日豊線北川駅 徒歩 15分	北 川 17	①施設 ②婦人学級
諸塚村中央公民館 (黒木 新)	宮交椎葉線諸塚 停留所 徒歩 15分	諸 塚 72	①施設 ②成人教育
都城市中郷公民館 (池脇 哲夫)	国鉄バス日南線安久 停留所 徒歩 5分	都 城 ② 6713	①施設 ②婦人教育
山之口町中央公民館 (橋口 辰美)	日豊線山之口駅 徒歩 3分	山 之 口 51	①施設 ②団体育成
田野町中央公民館 (黒木 弥七)	日豊線田野駅 徒歩 3分	田 野 104	①施設 ②青年教育
門川町中央公民館 (多田 淳)	日豊線門川駅 徒歩 15分	門 川 140	①施設 ②各種講座
東郷村福瀬公民館 (小林利三郎)	宮交椎葉線出口 停留所 徒歩 1分	な し	①社会活動の総合的活動
都農町中央公民館 (三輪 虎)	日向～宮崎線都農 停留所 徒歩 1分	都 農 1	①施設 ②民主団体育成
西都市公民館 (岡田 留)	西都原線裁判所前 停留所 徒歩 1分	な し	①施設 ②青年教育 ③ 移動公民館
五ヶ瀬町中央公民館 (原田 敏章)	鞍岡線役場前 徒歩 3分	五 ケ 瀬 104	①総合的社会教育
山田町中央公民館 (瀬戸口 実)	山田線山田停留所 徒歩 5分	山 田 8341	①総合的社会教育 ②施設

× ㊦

# 16ミリ映画フィルム貸出しのご案内

## 福岡県貯蓄推進委員会

福岡県貯蓄推進委員会(事務局日本銀行福岡支店)では県民のみなさんに社会教育および生活の改善などをすすめるうえにおいて貯蓄が深いつながりがあることを知っていただくため、家族関係のあり方等をテーマにした劇映画をはじめ生産、消費の合理化等を取りあげた記録映画、児童向けマンガ映画、家計簿記帳学習用スライドなどを多数準備しております。

公民館、婦人会、青年団、こども会などの各種集会に無料でお貸ししておりますからご希望の向きは下記へお申し出下さい。

### ○日本銀行福岡支店

福岡市天神4-2-1 (〒810)  
電話 福岡74-2031 (代表)

### ○日本銀行北九州支店

北九州市小倉区紺屋町 207の3 (〒802)  
電話 小倉53-3581 (代表)

題 名	種 類	対 象	上映時間
土 と 愛	劇 (カラー)	農 村	75分
アメリカの家庭生活	記 録 ( " )	一 般	30
家 庭 の 年 輪	劇 ( " )	"	64
太 陽 の 家 族	記 録 ( " )	農 村	30
白 い 鶏 舎	" ( " )	"	30
ムツゴロウとこどもたち	"	漁 村	31
素顔のイギリス	" (カラー)	一 般	46
フランスはぶどうの村で	" ( " )	農 村	25
人のくらしの百万年	マンガ ( " )	一 般	18
文 子 の 日 記	劇	"	63
竜門の人びと	記 録 (カラー)	農 村	40
小さなおくりもの	" ( " )	こ ども	28
山地酪農にいどむ	" ( " )	農 村	30
おかしなおかしな星の国	マンガ ( " )	こ ども	20
家庭の生活設計	解 説	一 般	31
職 業 へ の 道	劇 (カラー)	都市青少年	37
後 継 者	記 録 ( " )	農 村	30
津 軽 の 子 ら	劇 ( " )	こ ども	40

(この他にも多数あります)

—— 貯蓄で築こう豊かな社会 ——

にしぎん **愛** の預金シリーズ

奥さまに愛の恩給を……………

積立預金 **夫婦預金**

ご夫婦で仲よく使える……………

にしぎん **サイン預金**

貴女の愛のゴールめざして…

積立預金 **マイジュエル**

お子さまへの愛をはぐくむ…

にしぎん **スクールプラン**

家族そろって元気いっぱい…

ニコニコ **交通安全定期**

楽しい海外の思い出に……………

にしぎん **ミャルピック**

スイートホームのお手伝い…

にしぎん **マイホームローン**

初サラリーから愛のスタート…

ニコニコ **積立定期預金**

**西日本相互銀行**

鹿児島から東京まで14都府県

**九州電力株式会社**

**取締役社長 瓦林 潔**

お湯のあるくらし

# ガス湯沸器



西部ガス

必ずお備えください

## 非常事態に“安全誘導メガホン”

昭和44年4月1日の消防法改正により20人以上50人未満の防火対象物には〈非常警報器具〉の設置が義務づけられました。

〈消防法施行令第二十四条第一項〉



拡声装置の  
専門メーカー

自動サイレン付  
**トア 非常用メガホン安全**

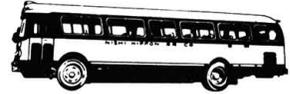
Ⓜ日本工業規格表示工場 / 合理化モデル工場

**東亜特殊電機株式会社**

福岡営業所 〒 812

福岡市博多駅南1丁目13番11号 TEL代 092(43) 0061

ロマンも夢もビジネスも



乗せて…いでゆへ…高原へ

# 座席指定の西鉄特急バス

14日前から座席指定の予約受付しています  
お申込み・お問合せは お近くの西鉄バス営業所へ



## 小・中学生の学習用に好評の 標準 学習カラー百科 全10巻発売中

予約特価	22,000円
定 価	24,000円
一時払価	20,000円

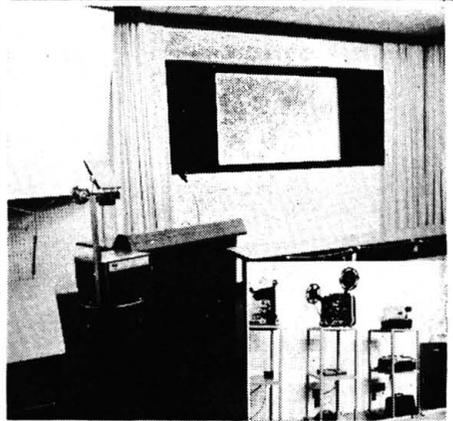
※上記百科普及のためのアルバイトに奥様の1～2時間の余暇を求めています。

ご自分のお宅を根拠にご努力しだいで月2万～4万になりますので、ご希望の方はご来社下さい。

(株) 学習研究社 九州総局

TEL (77) 5061

# 視聴覚機材のことなら 何でもご相談下さい



## モデル A・V 室新設

評判の設備ですが、店頭からでは見えません。どうぞお気軽に「見せてくれ！」とお声をかけてください。いつでもご案内できます。

### ドイ・A・V 特約販売品目

エルモ16%トーキー映写機・エルモ8%トーキー映写機  
ボレックス16% 8%撮影機・オーバーヘッドプロセクター  
スライドプロセクター・カルバーシステム・ビデオコーダー  
(VTR)システム・メモーション測定装置

**AV**  
カメラのドイ

# ドイ・A・V

※お問い合わせ・ご相談は…※福岡市下川端町1番19号 TEL (092) 28-7040・27-0689へ

## 家庭教育指導事典

村上俊亮・沢田慶輔 / 編集  
小山 隆・藤原英夫

B 5 判、660頁 ¥3,500 円120

家庭教育の意義・内容・病理等について、従来の研究成果を集大成し、学問的に体系づけた本格的な「家庭教育」の総合事典。

## これからの公民館

文部省主任社会教育官  
中島俊教 著

新書版、170頁 ¥320 円50

激変する社会の中で果すべき公民館の役割及び近代的な経営方法を簡潔、明りょうに示唆した書。

## 生涯教育

お茶の水大学助教授  
森 隆夫 著

A 5 版、上製箱入 ¥1,000 円90

激動する70年代の教育課題である「生涯教育」の全容をはじめめて明らかにした入門・啓蒙書。

帝国地方行政学会 九州支社

福岡市西中洲6-14  
振替 福岡10340番

## 書籍と事務機

# よい製品は結局おトクです

オリベッティ記録計算機タイプライター リコー電子複写機、複写機  
オカムラスチール家具 日本ファイリング書棚、部品棚  
東芝、三洋、シャープ卓上電子計算機 アマノタイムレコーダー  
堀井電動輪転機、輪転機 トーシャファクス自動原紙製版機

株式 菊竹金文堂  
会社

久留米市米屋町3 TEL代表(4)4111~5

身障者の工場

コロニー印刷

社会福祉法人福岡千鳥園

話もはずむ、楽しい仲間！  
シャベリすぎたら一休みして  
冷たいコカ・コーラで  
ノドをうるおす。  
さわやかなコークが  
また新しい話題をよびます。



飲むたびに  
さわやかなのは  
コカ・コーラだけ

スポーツを楽しんだあと  
ノドがかわいた時  
じんとくる刺激を求めて  
コカ・コーラを飲む——  
コークだけのさわやかな味  
からだ中に涼しさが走ります。



スカッとさわやかコカ・コーラ

日米 コカ・コーラ ボトリング 株式会社  
NICHIBEI COCA-COLA BOTTLING CO., LTD. 〈コカ・コーラ指定会社〉



**シバデン**

**ハンディビデオ**

(SV-707型VTR、FP-707型ITVカメラ)

価格 330,000円

**標準録画方式の ハンディビデオ  
シバデンから登場!**

〈新発売〉



**芝電気株式会社**  
**シバデン商事株式会社**

本社 東京都世田谷区野沢 3-4-17  
電話 東京 (03) 421-5111  
福岡 福岡市大名 2-9-25(わかうビル)  
電話 福岡 (092) 75-9731  
出張所 北九州・熊本・長崎・鹿児島

授業の近代化、合理化を大きく推しすすめてきたシバデンビデオ。その貴重なデータを基に研究開発したシバデンの新製品「ハンディビデオ」。肩にかけて持ち歩けるポータブル式です。そのうえ、グリップのボタンを押すだけで快調に記録スタートができる全自動式。まさに「行動する」ビデオの登場です。テープの記録時間は5号リールで20分、ちょうどテレビ教育番組一本分の長さに相当します。

**2倍きめ細かな画面!**  
〈標準録画方式〉を採用しました。放送用と同じ方式です。解像度が270本以上。同じポータブルタイプでも、この鮮明さが保証できるのは、シバデンだけです。

合理

カタログ請求やお問い合わせは商事業務部AVE係へ...